

平成28年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年3月29日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第5号	第2次明日の小金井教育プランの策定について
第3	議案第6号	第3次小金井市生涯学習推進計画の策定について
第4	議案第7号	第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第5	議案第8号	学校医の委嘱について
第6	議案第9号	学校薬剤師の解嘱について
第7	議案第10号	学校薬剤師の委嘱について
第8	議案第11号	小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則について
第9	議案第12号	教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
第10	議案第13号	小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
第11	議案第14号	小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則について
第12	議案第15号	小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について
第13	議案第16号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
第14	議案第17号	課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について
第15	議案第18号	課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程について
第16	議案第19号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
第17	議案第20号	小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程について
第18	議案第21号	小金井市教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程について
第19	議案第25号	小金井市スポーツ推進委員の委嘱について

第 2 0	報 告 事 項	1 小金井市就学援助費支給に係る認定基準の見直しについて
		2 平成 2 8 年度小金井市教育委員会訪問について
		3 図書館の蔵書点検の結果について
		4 その他
		5 今後の日程
		6 平成 2 8 年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
		7 市立中学校教員の体罰に対する処分について
		8 市立中学校教員の不適切な指導に対する処分について
第 2 1	代 処 第 8 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 2 2	代 処 第 9 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 2 3	代 処 第 1 0 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 2 4	代 処 第 1 1 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 2 5	議案第 2 2 号	職員の分限処分について
第 2 6	議案第 2 3 号	職員の分限処分について
第 2 7	議案第 2 4 号	職員の分限処分について
第 2 8	議案第 2 6 号	職員の人事異動について

議案第 5 号

第 2 次明日の小金井教育プランの策定について

第 2 次明日の小金井教育プランを別紙のとおり策定する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

小金井市教育プラン検討会議での議論及び市民の意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえ、今後の小金井市の学校教育において重点的に取組を進めるため、本プランを策定するものであります。

第2次明日の小金井教育プラン
(平成28年度～平成32年度)
～ 学校教育の未来のために ～

小金井市教育委員会

■□目次□■

第Ⅰ章 プラン策定の基本的な考え方

(1) プラン策定の経緯	p2
(2) プランの位置づけ	p2
(3) プランの計画期間	p3
(4) プランの進行管理	p3

第Ⅱ章 プランの計画構成

(1) 体系について	p5
(2) 視点・取組・重点施策について	p5
(3) 重点施策の年度別計画の表記について	p5
(4) プラン体系図	p6

第Ⅲ章 重点施策の推進

(1) 教員の授業力向上	p8
(2) 学校における個別学習支援の充実	p9
(3) 家庭学習の充実	p10
(4) 情報教育の充実・教育の情報化	p11
(5) 人権教育の充実	p12
(6) 豊かな心の育成	p13
(7) 教育相談の充実	p14
(8) 社会貢献精神の育成	p15
(9) ふるさと教育の推進	p16
(10) 食育の推進	p17
(11) 児童・生徒の体力向上	p18
(12) 心のバリアフリー事業の推進	p19
(13) 特別支援教育の充実	p20
(14) 学校地域連携の推進	p21
(15) ICT機器の整備	p22
(16) 学校施設整備の推進	p23

第Ⅳ章 参考資料

(1) 小金井市教育委員会の教育目標	p25
(2) 小金井市教育委員会の基本方針	p26
(3) プラン策定経過	p27
(4) 小金井市教育プラン検討会議設置要綱	p28
(5) パブリックコメント実施概要	p29

第 I 章 プラン策定の基本的な考え方

- (1) プラン策定の経緯
- (2) プランの位置づけ
- (3) プランの計画期間
- (4) プランの進行管理

(1) プラン策定の経緯

小金井市教育委員会では、学校教育を取り巻く環境の変化、目まぐるしく変わる社会経済情勢に対応するため、平成18年に改正された教育基本法を踏まえ、小金井市の学校教育の質を更に高め、推進していく計画として「明日の小金井教育プラン」を平成23年3月に策定（計画期間：平成23年度～27年度）し、その推進に努めてまいりました。

計画期間が終了となることに伴い、これまでの計画の成果と課題について、毎年度実施している小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検評価」という。）の結果を踏まえて検証を行った上で、今後の小金井市の学校教育において重点的に取組を進めるための計画として、第2次明日の小金井教育プランを策定いたしました。

(2) プランの位置づけ

本プランは、小金井市教育委員会が掲げる教育目標・基本方針の実現に向けて取り組む中期的な実施計画と位置づけるものです。

小金井市教育委員会が毎年策定している教育施策については、取組を進めるための短期的な実施計画と位置づけます。

プランの対象は小金井市の学校教育分野に限定し、生涯学習分野については個別の計画が策定されていることから、本プランの対象としません。

教育目標・基本方針・プラン・教育施策の関係

基本理念	小金井市教育委員会の教育目標
基本方針	小金井市教育委員会の基本方針
中期 実施計画	第2次明日の小金井教育プラン
短期 実施計画	毎年度の教育施策

ます。未だ日本基督教団は五箇年81期平、62年を以て二聖財減額金計

努めます。

(4) プランの進行管理

を行います。

たしていきます。

第Ⅱ章 プランの計画構成

- (1) 体系について
- (2) 視点・取組・重点施策について
- (3) 重点施策の年度別計画の表記について
- (4) プラン体系図

(1) 体系について

本プランの体系については、以前のプランの体系である視点・取組・重点施策という体系を尊重することとし、その体系について継続します。

その上で、点検評価にて有識者からいただいた指摘などを踏まえて、今後5年間の計画期間の中で重点的に取組を進めていくプランとするため、視点・取組・重点施策の内容については、以前のプランから見直しを行いました。

(2) 視点・取組・重点施策について

以前のプランでは3つの視点（「小金井らしさの醸成」「知育・徳育・体育の推進」「教育環境の整備」）で構成されていましたが、本プランでは「小金井らしさの醸成」という視点を他の2つの視点の根底にある基本的な視点として位置づけ、取組と重点施策を「知育・徳育・体育の推進」と「教育環境の整備」の2つの視点の下に位置づける整理をしました。

更に、以前のプランでは3つの視点の下に17の取組と38の重点施策を位置づけていましたが、本プランではこれからの5年間に特に重点的に取り組んでいく

【取組と施策】を明示するという考えの下、以前のプランの取組と施策を尊重した上で、8つの取組として新たに整理し、その取組を推進するための16の重点施策を設定しました。

(3) 重点施策の年度別計画の表記について

下表のように表記を行います。また取組内容に応じて、個別の表記（下表以外）も行います。

検討	実施に向けて、調査研究や制度設計等を行います。
実施	具体的な事業・取組を開始します。
継続	具体的な事業・取組を継続して実施し、毎年度の点検評価で検証し、改善していきます。

(4) プラン体系図

			視点	取組	重点施策	主担当
小金井市教育委員会 の教育目標	小金井市教育委員会 の基本方針	基本方針 1・2・3 第2次明日の 小金井教育プラン (H28～H32)	1 知育・徳育・体育の推進 基本視点 小金井らしさの醸成	1 学力の向上	1 教員の授業力向上	指導室
					2 学校における個別学習支援の充実	指導室
					3 家庭学習の充実	指導室
					4 情報教育の充実・教育の情報化	指導室
				2 心の教育	5 人権教育の充実	指導室
					6 豊かな心の育成	指導室
					7 教育相談の充実	指導室
					8 社会貢献精神の育成	指導室
					9 ふるさと教育の推進	指導室
				3 健康教育	10 食育の推進	学務課
					11 児童・生徒の体力向上	指導室
				4 福祉教育	12 心のバリアフリー事業の推進	指導室
				5 特別支援教育	13 特別支援教育の充実	指導室
			2 教育環境の整備	6 地域連携	14 学校地域連携の推進	指導室
				7 ICT環境の整備	15 ICT機器の整備	学務課
				8 学校施設	16 学校施設整備の推進	庶務課

第Ⅲ章 重点施策の推進

- (1) 教員の授業力向上
- (2) 学校における個別学習支援の充実
- (3) 家庭学習の充実
- (4) 情報教育の充実・教育の情報化
- (5) 人権教育の充実
- (6) 豊かな心の育成
- (7) 教育相談の充実
- (8) 社会貢献精神の育成
- (9) ふるさと教育の推進
- (10) 食育の推進
- (11) 児童・生徒の体力向上
- (12) 心のバリアフリー事業の推進
- (13) 特別支援教育の充実
- (14) 学校地域連携の推進
- (15) I C T機器の整備
- (16) 学校施設整備の推進

(1) 教員の授業力向上【重点施策 1-1 担当：指導室】

児童・生徒が個性と能力を伸ばし、変化の激しいこれからの社会を生きていくための基盤として、「確かな学力」を育成することが必要です。

そのために、学校教育の大前提である児童・生徒理解に基づき、学ぶ意欲や知的好奇心を高め、基礎的・基本的な知識・技能とこれらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付けることができるよう、教員の授業力の向上を図ります。

<到達目標>

- ・ 授業力の向上に関する教員研修の充実
- ・ 学校における校内研究の充実
- ・ 「開かれた学校の推進」

<到達手段>

- ① 全教員による講師を招いた授業研究の実施
- ② 学校における校内研究等の実施
- ③ 授業力向上に関する教員研修の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 研究指定校の成果普及
- ・ 授業力を向上させる教員研修の実施状況

【授業力とは】

小金井市教育委員会では、東京都教育委員会が示す授業力を参考に、教員の授業力を次のように定めています。

- ・ 児童・生徒の興味、関心を引き出し、学習意欲を高める力。
- ・ 児童・生徒に分かりやすい授業を行う力。
- ・ 児童・生徒を認め、励ます力。

※ 東京都教育委員会が示す授業力

教員の資質・能力のうち特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるものを「授業力」ととらえ、その構成要素を次の6つに整理したもの。

- ・ 使命感、熱意、感性 ・ 児童・生徒理解 ・ 統率力 ・ 指導技術（授業展開）
- ・ 教材解釈、教材開発 ・ 「指導と評価の計画」の作成・改善

(2) 学校における個別学習支援の充実【重点施策 1-2 担当：指導室】

児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童・生徒の実態に応じ、個別指導や繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導などに取り組むことが必要です。

そのために、補充的な学習を取り入れ、学校における個別学習支援の充実を図ります。

<到達目標>

- ・ 子供たちの基礎的・基本的な学習内容の習得
- ・ 地域、学生ボランティア等との連携した補充的な学習の推進
- ・ 個別学習支援のための機会・人員の確保

<到達手段>

- ① 東京学芸大学との連携事業による学習支援の実施
- ② 地域及び学生ボランティア等の人数拡大
- ③ 放課後及び夏季休業日等における補充的な学習の実施
- ④ 個別指導による授業の振り返りの実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	検討
②	実施	継続	→	→	→
③	検討	実施	継続	→	→
④	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 東京学芸大学との連携事業による学習支援の実施状況
- ・ 地域及び学生ボランティアの実施状況
- ・ 放課後及び夏季休業日等における補充的な学習の実施状況
- ・ 全国学力・学習状況調査

【補充的な学習とは】

子供の理解や習熟の状況等に応じ、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために行う学習。

【東京学芸大学との連携事業とは】

小金井市と国立大学法人東京学芸大学の協定に基づき、小金井市の子供たちが等しく能力を伸ばす学習の保障を図るための学習支援について行っている協働研究のこと。平成31年度までにすべての小金井市立小・中学校が連携協力校に指定される予定。

※ 年度別計画における①の継続の意味

前年度の研究成果を活かして、発展的に研究を継続していく。

(3) 家庭学習の充実【重点施策 1-3 担当：指導室】

家庭は、子供の学習に対する興味・関心を高めたり、学習習慣を身に付けたりするなど重要な役割をもっており、教育の原点ともいえます。

そこで、家庭学習に関する啓発活動や学校と家庭の連携を強化し、家庭学習の充実を図ります。

また、保護者の方への支援情報の提供等を積極的に進めます。

<到達目標>

- ・ 宿題や予習・復習など、学習課題の提供
- ・ 学校と家庭の連携の推進
- ・ 家庭学習に関する支援情報の提供

<到達手段>

- ① 宿題や予習・復習などの学習課題についての検討・実施
- ② 保護者を対象にした講演会の実施
- ③ 家庭学習のしおりの検討・作成・配布

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→
③	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 保護者対象の講演会の実施状況
- ・ 家庭学習のしおりの検討・作成・配布状況

(4) 情報教育の充実・教育の情報化【重点施策 1-4 担当：指導室】

情報化社会の急速な進歩に伴い、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しています。数多い情報の中から適切な情報を選択する能力を養うため、情報リテラシー及び情報モラル教育の充実を図るとともに、情報化社会に適応する能力を培うことを視野に入れた、I C T（情報通信技術）機器を活用した授業を実施し、情報教育の充実・教育の情報化を図ります。

<到達目標>

- ・ 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実
- ・ I C Tを活用した授業改善
- ・ 児童・生徒の I C T機器活用能力の向上

<到達手段>

- ① 情報リテラシー及び情報モラル教育の実施
- ② 情報教育推進委員会等による教員研修の実施
- ③ I C Tを活用した授業改善の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→
③	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 情報リテラシー及び情報モラル教育に関わる実施状況
- ・ 学校における教育の情報化の実態等に関する調査
- ・ 情報教育推進委員会による実態把握

【情報リテラシー教育とは】

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質を身に付けさせる教育。

【情報モラル教育とは】

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を情報モラルと定め、各教科の指導の中で身に付けさせる教育。

(5) 人権教育の充実【重点施策 2-5 担当：指導室】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが重要で

教職員による的確な児童・生徒理解の基、一人一人を大切にする組織的・計画的な人権教育の充実を図ります。

また、児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、児童・生徒の人権感覚や人権意識を高める人権教育の充実を図ります。

<到達目標>

- ・ 児童・生徒の人権教育の充実
- ・ 教職員の人権感覚の向上

<到達手段>

- ① 学校の全教育活動を通じた計画的な人権教育の実施
- ② 「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知
- ③ 人権教育に係る教職員研修の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知状況
- ・ 人権教育に係る教職員研修の実施状況

【小金井市子どもの権利に関する条例】

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を目指し、平成21年3月12日に小金井市で制定した条例。

(6) 豊かな心の育成【重点施策 2-6 担当：指導室】

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、豊かな人間性と社会性を育むために、児童・生徒の豊かな心の育成に取り組みます。

<到達目標>

- ・ 学校における全教育活動を通じた豊かな心の醸成、自己肯定感の向上
- ・ 学校・保護者・地域連携による道德教育の充実

<到達手段>

- ① 児童会、生徒会等による主体的活動の実施
- ② 学校における体験活動の実施
- ③ 学校・保護者・地域が連携した道德教育の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ 児童会・生徒会等における特別活動の実施状況
- ・ 学校における体験活動の実施状況
- ・ 道德教育推進状況調査

【自己肯定感とは】

自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情。

(7) 教育相談の充実【重点施策 2-7 担当：指導室】

いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化、複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な教育相談体制の更なる充実を図り、学校の教育相談機能を向上させます。

また、相談内容によっては迅速に専門機関と連携を深めることで、教育相談の充実を図ります。

<到達目標>

- ・ 学校の教育相談機能の向上
- ・ 専門機関との連携の充実
- ・ 個に寄り添った相談体制の充実

<到達手段>

- ① いじめ、不登校等に対する組織的な教育相談の実施
- ② 専門機関と連携した教育相談の実施
- ③ 教育相談等に係る教員研修の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ いじめ、不登校等に対する組織的な教育相談の実施状況
- ・ 専門機関と連携した教育相談の実施状況
- ・ 教育相談に係る教員研修の参加人数

【スクールカウンセラーとは】

不登校を始めとする児童・生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童・生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当り、関係機関と連携して必要な支援をする専門家。

【スクールソーシャルワーカーとは】

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

(8) 社会貢献精神の育成【重点施策 2-8 担当：指導室】

児童・生徒が思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする意欲や態度を育むために、地域・ボランティア活動への参加の推奨や、職場体験学習の充実により、職業観や勤労観等、将来のビジョン等を意識するきっかけづくりを行い、社会貢献精神の育成に取り組みます。

<到達目標>

・ 地域・ボランティア活動に対する関心・意欲の向上 ・ 地域・ボランティア活動の推進 ・ 職場体験学習の充実	
--	--

<到達手段>

① 地域・ボランティア活動への啓発 ② 意図的、計画的なキャリア教育の実施	
--	--

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

・ 全国学力・学習状況調査 ・ 地域・ボランティア活動に参加した人数 ・ 職場体験協力事業所の数	
--	--

(9) ふるさと教育の推進【重点施策 2-9 担当：指導室】

グローバル社会が進展する中、国際感覚を身に付けさせ、世界で活躍する日本人の育成が求められております。

そのために、異文化理解の定着を図るとともに、併せて、その日本文化・伝統の理解や継承が求められています。その根底にあるのが郷土愛です。

ふるさとへの愛着や誇りの醸成、地域に貢献しようとする意欲の向上のために、小金井に由来する人物、風土、環境等をテーマにした学習活動を実施することにより、郷土に関する理解や、郷土愛の心を育てる「ふるさと教育」を推進します。

<到達目標>

- ・ 学びを通じた郷土に対する理解や郷土愛の醸成
- ・ 地域住民との係わり合いの充実

<到達手段>

- ① 郷土に対する理解や郷土愛に関する学びの実施
- ② 教員及び児童・生徒の地域行事への参加

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 郷土理解や郷土愛に関する学習の実施状況
- ・ 全国学力・学習状況調査

【ふるさと教育とは】

児童・生徒の郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見やふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲を喚起する教育。

(10) 食育の推進【重点施策 3-10 担当：学務課】

子供の食生活は、心身の成長や健康の維持増進の上で重要であることから、学校、家庭、地域が連携し、次世代を担う子供の望ましい食生活の形成に努める必要があります。

食育の普及・促進のため、給食に特色ある献立を提供することや、リーフレットを作成し、保護者へ配布することにより、家庭における食生活の大切さの理解の向上を図ります。

＜到達目標＞

- ・ 食育リーダーによる食育に関する指導方法の研究
- ・ 家庭における食生活の大切さの理解を向上させる。また、食に関するリーフレットを平成32年度の配布に向けて改定する。
- ・ 特色ある献立の充実

＜到達手段＞

- ① 食育リーダー会議の開催（年2回程度）
- ② 食に関するリーフレットの作成・配布・改定
- ③ 特色ある献立の定期的な提供

＜年度別計画＞

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	継続	→	→	→	→
②	継続	→	→	検討	実施
③	継続	→	→	→	→

＜成果指標＞

- ・ 食育リーダー会議の回数
- ・ 食に関するリーフレットの配布部数
- ・ 特色ある献立の実施状況

【食育リーダーとは】

食に関する指導の全体計画の作成や授業構築の際の助言、家庭や地域、関係機関との連携におけるコーディネーター機能を担う。各学校の栄養士、養護教諭、家庭科教諭等が選任されている。

(11) 児童・生徒の体力向上【重点施策 3-11 担当：指導室】

児童・生徒の健やかな体を育てることができるよう、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに伴うオリンピック・パラリンピック教育推進校の取組や体育授業の改善に取り組みます。そして、児童・生徒の運動やスポーツへの興味、関心や基礎体力、運動技能を高め体力向上を図ります。

＜到達目標＞

- ・ 運動、スポーツに対する興味・関心を高める学びの充実
- ・ 基礎体力や運動技能を高める体育授業の改善

＜到達手段＞

- ① オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動等を重視した教育の実施
- ② 基礎体力や運動技能を高める体育授業の実施

＜年度別計画＞

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→

＜成果指標＞

- ・ オリンピック・パラリンピック教育推進校の実施状況
- ・ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

【オリンピック・パラリンピック教育推進校とは】

2020年東京大会開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう研究指定された学校。

平成28年度は東京都公立小中学校の全てがオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定された。

(12) 心のバリアフリー事業の推進【重点施策 4-12 担当：指導室】

誰もが相互に多様な個性を尊重し、皆が協力して手助けができる社会の実現に向け、障害のある方との交流や福祉体験活動を通じて障害に対する理解教育を行い、互いに思いやる心の醸成を図る心のバリアフリー事業を推進します。

<到達目標>

・ 障害等に対する理解の向上	<到達目標>
・ 互いに思いやる心の育成	

<到達手段>

① 福祉体験活動の実施	<到達手段>
② 障害のある方との交流活動の実施	

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

・ 福祉体験活動の実施状況	<成果指標>
・ 障害のある方との交流活動の実施状況	

(13) 特別支援教育の充実【重点施策 5-13 担当：指導室】

障害のある児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、多様な教育活動を展開することが必要です。

そのために、特別な教育的ニーズがある児童・生徒の支援に向け、教員の特別支援教育に対する理解を深めるとともに、児童・生徒の支援の更なる充実や特別支援教室等による効果的な教育活動に努め、特別支援教育の充実に図ります。

<到達目標>

- ・ 特別支援教育に対する教員研修の充実
- ・ 特別な教育ニーズがある児童・生徒の支援の充実
- ・ 特別支援教室等の設置による学びの充実

<到達手段>

- ① 職層、職種別の教員研修の実施
- ② 特別な教育ニーズがある児童・生徒に対する人的支援の実施
- ③ 特別支援教室等を利用した学習の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	検討	→	実施	継続	→

<成果指標>

- ・ 特別支援教育研修会等における実施状況
- ・ 人的支援の実施状況
- ・ 特別支援教室等を利用した学習の実施状況

【特別支援教室とは】

平成22年11月に作成した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、平成30年度までに都内全ての公立小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回して発達障害教育を実施する教室。

※ 年度別計画における③の検討の意味

平成30年度実施に向けて、2年間で包括的に検討を行う。

(14) 学校地域連携の推進【重点施策 6-14 担当：指導室】

小金井市の特長である地域の高い教育力や複数の大学等が近隣に設置されているなどの恵まれた教育環境を生かし、これまで以上に文化・教育及び学術の振興・発展等を図るために学校地域連携を推進します。

<到達目標>

・ 近隣大学、研究所及び高度教育機関等との連携の推進 ・ 地域連携推進事業の促進 ・ 地域協力団体との連携	
---	--

<到達手段>

① 近隣大学、研究所及び高度教育機関等との連携事業の実施	
② 学校と地域の連携事業の実施	

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	検討
②	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

・ 大学、研究所及び高度教育機関等との連携の実施状況・実施校数 ・ 学校、地域の連携事業の実施状況・実施校数	
---	--

【近隣大学、研究所及び高度教育機関等とは】

小金井市及び小金井市の隣接市に設置された大学、専門学校及び研究機関。
 (亜細亜大学、国際基督教大学、情報通信研究機構、専門学校社会医学技術学院、東京学芸大学、東京経済大学、東京工学院専門学校、東京農工大学、法政大学、武蔵野大学 等 50音順)

(15) ICT機器の整備【重点施策 7-15 担当：学務課】

学習環境の向上及び情報化への対応を推進するため、教育用 ICT 機器の整備が必要であり、機器の配備を継続的に実施することにより、充実した ICT 環境の下で学習する機会を提供します。

また、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の更なる質の向上を図るため、校務用 ICT 機器の整備を図ります。

<到達目標>

- ・ ICT 環境を活用した授業改善のため、教育用 ICT 機器の整備
- ・ 校務能率の向上に向けた、ICT 機器の整備及び推進

<到達手段>

- ① 教育用 ICT 機器の整備
- ② 校務用 ICT 機器の整備

<年度別計画>

到達手段No.	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①	・ 小学校 37 台/校 ・ 中学校 60 台/校	・ 小学校 50 台/校 ・ 中学校 60 台/校	継続	→	→
②	継続	→	→	→	→

<成果指標>

- ・ 学校の教育用コンピュータ 1 校当たりの台数
- ・ 学校の教職員の校務用 ICT 環境の体制の充実

(16) 学校施設整備の推進【重点施策 8-16 担当：庶務課】

市内の学校施設は耐震化の取組は終了しましたが、施設そのものの老朽化が進んでいます。

今後の学校施設の在り方を視野に入れた学校施設の計画的・長期的な方針を検討し、学校施設の長寿命化を含めた整備計画を策定します。

また、計画を実施する間、子供たちの安全・安心な学校生活のため、必要な改修及び修繕を行いながら施設を維持していきます。

<到達目標>

- ・ 学校施設の計画的・長期的な方針の検討
- ・ 学校施設の長寿命化を含めた整備計画の策定
- ・ 老朽化も踏まえた計画的な学校施設の改修

<到達手段>

- ① 計画的・長期的な方針に基づく、長寿命化を含めた学校施設整備計画の策定
- ② 非構造部材整備事業
- ③ トイレ整備事業

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	→	→	策定着手	策定
②	4校実施	4校実施	6校実施 (実施終了)		
③	1校実施	1校実施	1校実施	1校実施	1校実施

<成果指標>

- ・ 年度別計画の進捗状況

【非構造部材整備事業とは】

学校施設の窓ガラスなどの部材（建物を支える骨組以外の部材）の耐震化を行う事業。

第Ⅳ章 参考資料

- (1) 小金井市教育委員会の教育目標
- (2) 小金井市教育委員会の基本方針
- (3) プラン策定経過
- (4) 小金井市教育プラン検討会議設置要綱
- (5) パブリックコメント実施概要

(1) 小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

(平成20年1月24日 小金井市教育委員会決定)

(2) 小金井市教育委員会の教育目標

【基本方針１ 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針２ 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針３ 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針４ 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成２４年２月１４日 小金井市教育委員会決定)

(3) プランの策定経過

平成27年	
9月 2日	プラン策定準備会を開催
11日	プラン策定準備会を開催
17日	プラン策定準備会を開催
10月 6日	第1回小金井市教育プラン検討会議を開催
19日	第2回小金井市教育プラン検討会議を開催
26日	第3回小金井市教育プラン検討会議を開催
11月26日	第4回小金井市教育プラン検討会議を開催
12月 1日	第11回小金井市教育委員会定例会にて協議
12月22日	第5回小金井市教育プラン検討会議を開催
平成28年	
1月12日	第1回小金井市教育委員会定例会にて協議
3月14日	第6回小金井市教育プラン検討会議を開催

(4) 小金井市教育プラン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく小金井市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）を策定するため、小金井市教育プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 教育プランの素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教育部長
- (2) 校長（小学校1人、中学校1人）
- (3) 副校長（小学校1人、中学校1人）
- (4) 主幹教諭（小学校1人、中学校1人）
- (5) 庶務課長
- (6) 学務課長
- (7) 指導室長

2 検討会議に会長を置き、学校教育部長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 検討会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、関係部課等の職員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、学校教育部庶務課及び指導室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(5) パブリックコメント実施概要

- ① 対 象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体
- ② 意見募集期間 平成28年1月15日（金）～2月14日（日）
- ③ 配布場所等 プラン（案）は、庶務課（市役所第二庁舎7階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で配布、その他市報1月15日号、市ホームページに掲載
- ④ 意見提出方法 直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

⑤ 意見の提出状況

・ 提出人数

区 分	直接持参	郵 送	ファクス	電子メール	計
個 人	0人	0人	1人	0人	1人
団 体	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	0人	1人

・ 延べ意見数 3件

⑥ 第2次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について

番号	ページ ・ 項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	重点施策1-2 「学校における個別学習支援の充実」	放課後の生徒の学習場所の確保につき取り組む必要があると思いますので、本項目の＜到達目標＞に、「放課後及び学校休業日における学習場所の提供確保」を追加してください。 この意見の背景には、生徒が公民館（特に公民館貫井北分室）の学習室をよく利用している現実があります。学習意欲が見られることは実に嬉しいことですが、所在位置と広さの制約で利用できない生徒がいるようですので、公平な学習場所の提供と	到達目標についてのご指摘ですが、重点施策1-2の目標は、児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、教員や外部人材等による補充的な学習を通して、個別の学習支援の機会を充実させることを目標としております。 「放課後及び学校休業日における学習場所の提供確保」につきましては、家庭学習における

		いう面からの適切な支援・対応も重要と考えるからです。 また、その公民館貫井北分室1階の図書館貫井北分室にある閲覧者用机31席は、学校の試験前や休日には満席の過半数を試験勉強や宿題をする生徒が占めて、私のような一般利用者が利用できず支障をきたしています。（一度現場をご覧ください。）この現象は近隣他市でも見られて難儀しているとのことですが、この問題も合わせて解決できるでしょうから、学校教育の充実という観点から「学習場所の提供確保」に前向きに取り組んでください。	観点から必要なことと認識しております。しかし、この項目が「学校における」と限定されておりますので、今回はご意見として頂戴いたします。 一般利用者の利便性につきましては、担当部署である公民館、図書館に情報提供いたします。
2	重点施策1-3 「家庭学習の充実」	家庭学習の充実を図る上では、広く社会の状況や問題を父親・母親が理解できるよう支援することも欠かせないため、社会教育活動（と学校教育活動）との連携について＜到達手段＞の中で明記してください。 例えば【重点施策】の2-8、2-9、3-10に関しては、進行中の社会問題が様々に多く、それぞれの確に理解していないと家庭で子供を指導することができません。この場合、教師の方々に対して社会教育に長けた方々の協力が不可欠でしょう。	本プランの対象は小金井市の学校教育に限定しており、社会教育がかかわる生涯学習分野については、個別の計画が策定されていることから本プランの対象となっておりません。 ご指摘いただいた、到達手段の中に学校教育と社会教育の連携を明記してみてもはとのご意見については、現在までも学校教育と社会教育は必要に応じて連携し、学校教育の充実に努めてきました。そのためご指摘の内容は、本重点施策、また関連するその他の施策においても含まれているものとして考えております。 いただいたご意見については、家庭学習の充実を図る上で参考にさせていただきます。
3	重点施策2-5	全体的に今回の「第2次明日の小金井教	ご指摘いただいたように、グ

「人権教育の充実」 重点施策 2-6 「豊かな心の育成」	育プラン（案）」では、国際的視野を持つ子供を育てるという視点が明記、言及されていません。この理由は不明ですが、今の時代に小さい時から国際感覚を養うことを主たる目標の一つに挙げることは不可欠でしょう。 これに鑑み、最低限の対応として、「人権」について触れられている重点施策 2-5 と 2-6 の柱書や＜到達目標＞の中に、「国際的に共存し…」とか、「平和で豊かな国際社会を実現する…」とか、「教職員の国際的人権感覚の向上」とか、「国際的な視野から他人を思いやる…」と言った文言・趣旨で記載してください。これは日本政府が国際連合で過去数十年にわたり積極的に人権に基づく開発支援を続け人間の安全保障を推進してきていることとも符合します。 もちろん、当案の 2 頁から 6 頁のどこかに総論的に記載できればなお分かりよいでしょう。	ローバル化が進展する昨今、児童・生徒が国際社会の中で主体的に行動するために必要な態度、能力を育成することは大切なことです。 小金井市教育委員会では、基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長の中で「国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進すること」を掲げ、教育施策では、伝統文化理解教育、オリンピック・パラリンピック教育への取組を示し、国際親善、国際理解教育に取り組んでおります。これらの取組は、今後も教育委員会として推進していく予定であるため、第 2 次明日の小金井教育プランの中にはあえて記載しておりません。 いただいたご意見については、これらの取組の充実を図る上で参考にさせていただきます。
---	--	---

議案第 6 号

第 3 次小金井市生涯学習推進計画の策定について

第 3 次小金井市生涯学習推進計画を別紙のとおり策定する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

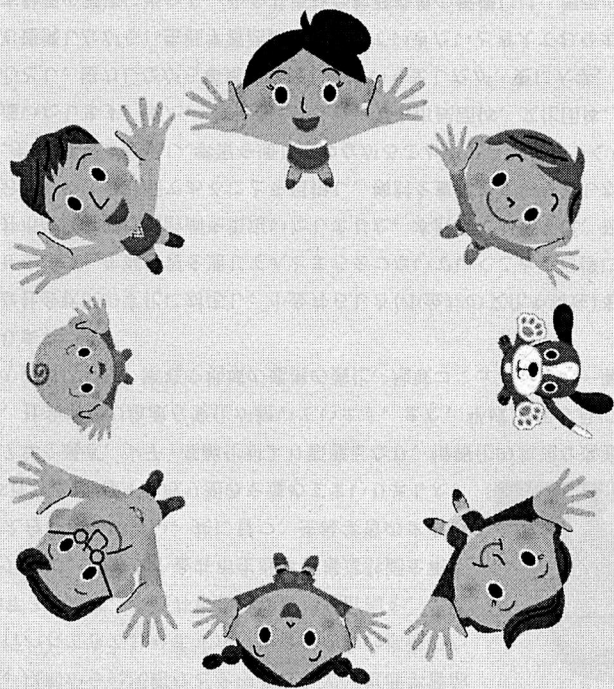
小金井市社会教育委員の会議における検討会議での議論及び市民の意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえ、今後の小金井市の生涯学習の推進のため、本計画を策定するものであります。

國語本

金華書院

第3次 小金井市生涯学習推進計画

学びの継承 未来の創造
～学びでつなぐ 人・まち・小金井～



平成28年3月
小金井市教育委員会

第3次小金井市生涯学習推進計画の策定に当たって

本市では、以前から公民館などを中心として、生涯学習活動が活発に行われてきておりますが、更なる活動の推進のため、平成16年3月には、小金井市生涯学習推進計画を、また平成21年3月には、第2次小金井市生涯学習推進計画を策定し、「共に教え合い、学び合い、共に育つ、生涯学習のまちづくり」を基本理念とし、様々な取り組みを進めてまいりました。



策定から7年を過ぎ、少子・高齢化がより顕著となり、情報化の急速な進展、雇用環境の変化など、社会構造の急激な変化が続いています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の体験により、家庭や地域の連携の強化、地域コミュニティの一層の充実が求められております。

このような社会状況の変化に対応し、小金井らしさ(小金井の文化や特性)を継承し、未来へ発展させる。また、生涯学習を通じて人とまちをつないでいくことを目標に、このたび、第3次小金井市生涯学習推進計画を策定いたしました。本計画においては、初めて御覧になる方にも分かりやすい計画であることを目指し、検討を重ねてまいりました。今後は一人ひとりが、生涯学習を継続し、学習を通じてつながることができるまちづくりのために、本計画を推進いたします。また、本市では、これまでも市民団体、文化団体、スポーツ団体などを中心とし、協力しながら事業を実施してまいりましたが、更に大学、NPO法人、企業などとも連携しながら、生涯学習活動を展開していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、小金井市社会教育委員の皆様には、策定の中心となり検討を重ねていただいたことに感謝申し上げます。また、貴重なご意見やご提言を賜りました、図書館協議会、公民館運営審議会の皆様、意見募集においてご意見をいただいた市民の皆様や関係各位の方々にも心から感謝申し上げます。今後も、生涯学習推進のため、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

小金井市教育委員会教育長 山本 修司

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の基本的な考え方	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の性格・位置づけ	2
第4節 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

第1節 国における取り組み	3
第2節 東京都における取り組み	5
第3節 小金井市における取り組み	7
第4節 小金井市の特徴と現状	10
第5節 第2次小金井市生涯学習推進計画の振り返り	15
第6節 第3次小金井市生涯学習推進計画に向けた課題	18

第3章 計画の基本理念・目標

第1節 計画の基本理念	19
第2節 計画の基本目標	19
第3節 施策の概要	21

第4章 施策の展開

第1節 重点プロジェクト	22
第2節 施策一覧	32

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	49
第2節 計画の評価	50

資料編	51
-----	----

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の基本的な考え方

生涯学習の考え方は、1965年(昭和40年)にユネスコの第3回成人教育推進国際委員会で提唱されたものですが、学校だけの教育から、生涯を通じて学ぶという考え方として普及し、多くの国々で教育を考える基本的な理念となっています。わが国でも、平成18年に改正された教育基本法の第3条に「生涯学習の理念」が明確化されるなど、生涯学習社会の実現に向けた更なる取り組みが進められています。

近年、わが国の社会情勢をみると、家庭や地域社会における教育力の低下、子どもたちの学力低下、若年無業者の増加、団塊世代の大量退職などの問題が浮上してきています。本市では、子どもの教育や学力については比較的良好な状態を保っていますが、この背景には学校や地域と連携した取り組みが成果を上げていることや、本市が水や緑の自然環境に恵まれ、同時に文教・研究都市であるという影響も考えられます。しかし、地域の結びつきや世代間の交流・継承、生活環境の保全などに関する課題も多く、これらの解決のためにも生涯学習推進の必要性は一段と大きくなっています。

本市では、平成16年に「小金井市生涯学習推進計画(第1次)」を策定し、“いつでも”、“どこでも”、“だれでも”を基本に、「地域教育力の活性化」と「市民文化の創造」を2つの柱として各種事業を推進してきました。

また、平成21年には「第2次小金井市生涯学習推進計画」を策定し、第1次計画の理念や事業を継承し発展させるとともに、小金井市社会教育委員の会議の提言などを踏まえ、すべての住民が安心して幸せに暮らせる「人間性豊かな学びあいの地域づくり」と「個性豊かな市民文化の創造」を目指して、計画及び各種事業の推進に取り組んできました。

さらに、平成25年には小金井市社会教育委員の会議及び小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会の三者によって「(仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて(提言)」が示され、本市における生涯学習の中心となる生涯学習支援センター機能の必要性が謳われたことから、その実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

本計画は、以上のことを踏まえ、学びを通じて市民や地域、学校、団体、行政などがつながりあい、様々な知識や経験、文化などを次の世代へ継承し、より豊かで明るい未来の小金井市を創造していくことを目指し、様々な主体が協働して生涯学習に取り組んでいくための指針として策定したものです。

第2節 計画の目的

本計画は、市民の自主的な各種生涯学習、ボランティア、スポーツ・レクリエーション、文化、芸術活動を支援し、生涯学習社会の形成による豊かな地域づくりに向けて、本市の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とするものです。

第3節 計画の性格・位置づけ

本計画は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画(平成28年度～平成32年度)」を上位計画とし、その「文化と教育」部門に関する施策を具体的に推進する個別計画であり、庁内他部局の諸計画との整合性を図るとともに、教育基本法及び「小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱」の理念や方針を踏まえて、小金井市社会教育委員において素案の策定作業とまとめを行い、さらに庁内の部長職で組織する小金井市生涯学習推進検討委員会で検討するとともに、小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会へ意見を求め、パブリックコメントを経たうえで策定したものです。

また、本計画の推進のために市の役割を明確にするとともに、大学などの教育機関や民間事業者、NPO、市民団体など様々な活動主体と協働していく際の指針となるものです。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会経済状況の変化により必要に応じて見直しを行います。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第4次小金井市基本構想(10年間)									
前期基本計画					後期基本計画				
第2次小金井市生涯学習推進計画					第3次小金井市生涯学習推進計画				

第2章 計画策定の背景

第1節 国における取り組み

1. 教育基本法の改正

平成18年に教育基本法が改正されました。新しい教育基本法は「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は継承しつつ、新しい時代の教育の基本理念を明確にしています。

具体的には生涯学習の理念(第3条)、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、社会教育(第12条)、学校・家庭・地域の連携協力(第13条)などについて明示され、自治体が生涯学習を推進するうえでの制度的基盤が整備されました。

2. 社会教育法等の一部改正

平成20年に教育基本法の改正やそれまでの中央教育審議会の答申などを踏まえ、社会教育法等の一部改正が行われました。

【社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正の趣旨】

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

3. 中央教育審議会生涯学習分科会

中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」において、「(1)国民一人一人の生涯を通じた学習の支援―国民の学ぶ意欲を支える」、 「(2)社会全体の教育力の向上―学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり」という2つの目指すべき施策の方向性と、その具体的方策について示しました。

また、平成23年には、この答申における提言に基づく取り組みの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえたうえで、「生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について」と題して検討課題の状況を整理しています。

そして平成25年に、こうした提言に基づく取り組みや検討課題の状況、東日本大震災などの社会状況の変化などを踏まえた、今後の生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策についての「議論の整理」を示しました。

【第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(概要)】

◆今後の社会教育行政等の推進の在り方について

社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を果たしていくことが必要であり、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局、大学、民間団体、企業等と積極的・効果的な連携を行うとともに、地域住民も一体となって協働して取り組みを進めていく体制づくりが必要とされている。

◆今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進
2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実
3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
5. 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

4. 教育振興基本計画

教育基本法の改正や中央教育審議会生涯学習分科会の答申などを踏まえ、平成20年に「教育振興基本計画」(平成20年度～平成24年度)が閣議決定されました。この中で、「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」と「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」が明らかにされています。

その後、第1期計画の取り組みの成果や課題、中央教育審議会生涯学習分科会の「議論の整理」などを踏まえ、平成25年に「第2期教育振興基本計画」(平成25年度～平成29年度)が閣議決定されました。

【第2期教育振興基本計画の基本的方向性】

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

【第2期教育振興基本計画のポイント】

1. 各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を掲げたこと
2. 検証改善サイクルの実現に向けて、成果目標・指標をできる限り明確に掲げたこと
3. 少子化・高齢化、グローバル化など、我が国の危機的な状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿を描きつつ、その実現に必要な施策を体系的に整理したこと

第2節 東京都における取り組み

1. 東京都生涯学習審議会

東京都では生涯学習振興施策の推進を図るため、平成4年に東京都生涯学習審議会条例を制定し、東京都生涯学習審議会を発足させました。

東京都生涯学習審議会からの様々な答申や建議を受けて、東京都は子どもや若者を中心としつつ、学校教育と社会教育が連携・融合し、学校・家庭・地域が協働していく方向性を打ち出すとともに、地域を基盤とした乳幼児期からの子どもの発達を教育面から支援していく取り組み(乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト)を推進しています。

2. 地域教育推進ネットワーク東京都協議会

東京都教育委員会では、子どもたちの教育活動に企業、NPO、大学などの専門的な教育力を導入するためのネットワークづくりを目指した組織として、平成17年に地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設立しました。

地域教育推進ネットワーク東京都協議会は、東京都生涯学習審議会の答申や建議に基づき、幅広い世代の都民の参加による地域教育の振興を目指した施策の推進及び事業モデルの構築に取り組むとともに、国の打ち出したキャリア教育の推進という方向性を受けて、各学校に対するキャリア教育の普及・啓発や生徒に向けた職業などの体験をベースとした教育機会の充実、教育支援コーディネーターの育成支援などに取り組んでいます。

3. 乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト

東京都では、家庭教育や地域教育の機能を高めることを通じて、人間形成の基礎となる乳幼児期からの子どもの健やかな成長を支援する取り組みとして、「乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトは、平成18年の教育基本法の改正を受けての東京都生涯学習審議会の答申、「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」に基づく施策です。

【乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクトの具体的な事業】

1. 乳幼児期からの子どもの教育支援の必要性を全都に普及させる取り組み
(科学的知見に基づく子どもの発達に関する保護者に向けた資料の作成、ポスターなどによる普及・啓発)
2. 乳幼児期からの子どもの教育支援の取り組みを地域に定着させる取り組み
(地域における乳幼児期の子どもの親の「社会的つながり」を促す試行的取り組みの実施、地域の担い手の養成、指導者手引きの作成)

4. 東京都教育ビジョン(第3次)

東京都生涯学習審議会の答申や長期ビジョンである「2020年の東京」(平成23年策定)の基本的な考え方(目標の1つとして、「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」ということを掲げ、「子供たちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」という政策展開を図る)などを踏まえ、平成25年に「東京都教育ビジョン(第3次)」を策定しました。

【東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念】

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

【東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念を実現するための5つの視点】

1. 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める
2. 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う
3. 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる
4. 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める
5. 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

第3節 小金井市における取り組み

1. 小金井市における生涯学習の推進

本市では、平成5年に小金井市社会教育委員の会議により「緑ゆたかな生涯学習のまち 小金井をめざして」の提言がなされました。

平成10年には、小金井市生涯学習推進懇談会から「小金井市における生涯学習の推進」の提言がなされ、平成14年には「生涯学習推進計画」の策定に向けて生涯学習推進組織委員会が発足しました。

平成10年の提言では、市が目指す生涯学習社会について次のようにまとめられています。

- (1) 市民の自立(自律)の拡大を図る生涯学習
 - ・ 自主自律、自由で個性的で多様な生涯学習
 - ・ 受益者負担を原則として、「社会的弱者」へ十分配慮した生涯学習事業
- (2) 循環系としての生涯学習システム
 - ・ 学習努力へ適正な評価のある生涯学習システム
 - ・ 後継者育成としての生涯学習システム
 - ・ 学習成果を還元できる生涯学習システム
- (3) NPOを基礎とする行政と市民の協働
 - ・ 地域におけるNPOの存在意義を確認できる生涯学習活動
 - ・ 行政と市民との協働による生涯学習活動
- (4) 小金井市の特性を活かし、市民の要望に応える生涯学習活動
 - ・ 「緑ゆたかないきいきとした文化都市こがねい」をつくるための生涯学習活動
 - ・ 「生きがいと心のふれあいを求めるまち」をつくるための生涯学習活動
 - ・ まちを活性化するための生涯学習活動
 - ・ ひとを活かす生涯学習活動
- (5) 伝統ある小金井市の生涯学習活動の実績を踏まえた事業の推進
 - ・ 公民館活動の更なる発展

2. 第4次小金井市基本構想・後期基本計画

「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」では、第4次基本構想の目指す将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」の実現に向けて4つの計画分野ごとの目標が立てられ、その1つとして「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち(文化と教育)」が掲げられており、その施策として以下のような内容が示されています。

- (1) 文化・芸術
 - ・ 芸術文化振興計画の計画的推進、総合的な文化振興の推進、文化施設の効率運営、文化交流の推進
- (2) 人権・平和・男女共同参画
 - ・ 人権・平和に関する施策の推進、男女共同参画の推進
- (3) 生涯学習
 - ・ 生涯学習推進計画の計画的推進、活動の場の充実、生涯学習活動の推進
- (4) スポーツ・レクリエーション
 - ・ スポーツ・レクリエーション活動の支援、スポーツ・レクリエーション施設の活用
- (5) 学校教育
 - ・ 明日の小金井教育プランの計画的推進、教育内容・教育方法の充実、学習環境の整備・充実
- (6) 幼児教育
 - ・ 幼児教育の充実

3. 学校5日制に伴う地域教育力の活性化について(提言)

平成15年に、小金井市社会教育委員の会議が「学校5日制に伴う地域教育力の活性化について」の提言を行い、これからの激しい社会においては、教育が学校教育のみで完結できないこと、生涯を通じていつでも主体的に学びつづける必要がある生涯学習の重視、学校教育は生涯学習の基礎となる「生きる力」の育成に向けて変わっていくこと、学校教育・地域教育の基礎は家庭教育であり、家庭の教育力を回復させる必要があること、学校と家庭、地域の連携の重要性などが指摘されています。

4. 市民が提案する設立と運営への指針(提言)

小金井市社会教育委員の会議による平成19年の提言「市民が提案する設立と運営への指針」では、子どもから高齢者まで、障がいのある人や外国籍の人などを含めたすべての住民が安心して幸せに暮らせる、人間性豊かな学び合いの地域づくりを目指し、「小金井市地域教育会議」の創設を提案しています。

その目的は、すべての年齢層を対象にした市民の生涯学習のための中核機関として家庭・学校・地域の協働による学び合いのシステムとして機能し、次代的小金井市を担う子どもや青少年の育成を中心にすると同時に、地域の中老年世代の参画を推進することで、年齢の壁を越えた生涯学習社会の実現を図っていくことにあります。

なお、小金井市地域教育会議の具体的な機能と役割については、(1)ネットワークづくりと情報の共有化、すなわち、地域教育の理念を共有し、それに基づき、地域の人びと、学校、家庭を結びつける役割を担うこと。(2)協働による学び合い、育ち合いのシステム、すなわち、すべての年齢層を対象にした生涯学習推進を目的に、家庭・学校・地域の協働による学び合い、育ち合いのシステムとして中核的な役割を担っていくこと。以上の2点が、大きな柱として示されています。

現在、小金井市地域教育会議実現に向けた第1ステップである放課後子どもプランの実施については、各小学校にコーディネーターを配置し、全小学校における放課後子ども教室の実施がされている状況であり、第2ステップの作業部会の発足については、各学校のニーズに合わせた学校支援のための地域人材の活用やボランティア活動が進められている状況です。今後については、生涯学習に求められるものが時代の変化に合わせて変わってきているため、様々な方策を検討していきます。

5. (仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて(提言)

平成25年に小金井市社会教育委員の会議及び小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会の三者による提言「(仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて(提言)」が示されました。

この提言では、生涯学習全般に関する情報の共有・提供機能や学習活動の成果を地域に還元する機能、市民や地域、団体、行政・教育機関との連携や協働を支援する機能などをもち、本市における生涯学習の中心となる生涯学習支援センター機能の必要性が謳われており、本計画においても、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」との整合を図りつつ、小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて取り組むことが求められています。

第4節 小金井市の特徴と現状

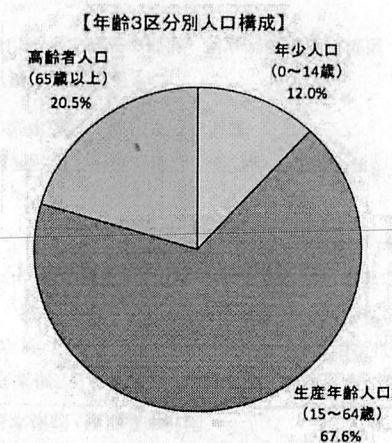
1. 人口・世帯数

本市の人口は約11万7千人となっており、人口及び世帯数は微増傾向にありますが、世帯人員はわずかに減少しています。

平成27年4月1日現在の高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)は20.5%となっています。



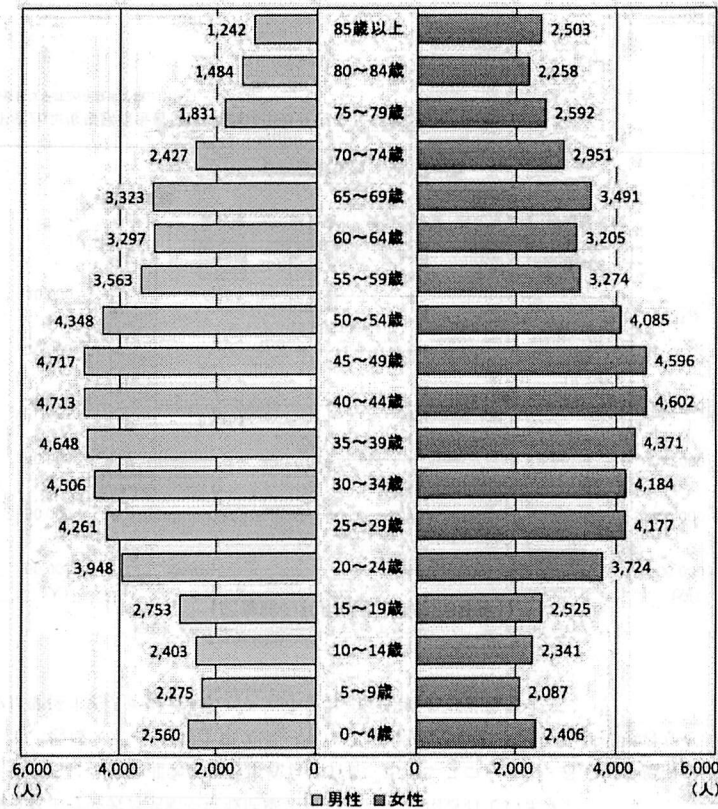
資料:市民部市民課(各年4月1日現在、外国人を含む)



資料:市民部市民課(平成27年4月1日現在、外国人を含む)

平成27年4月1日現在の本市の人口構成を5歳階級別にみると、「0～4歳」の人口が多いこと、「20～24歳」で人口が増加していることが目立っています。また、「64歳以下」では男性人口が女性人口を上回っていますが、「65歳以上」では女性人口が男性人口を上回っています。

【男女別／5歳階級別人口構成】



資料：市民部市民課(平成27年4月1日現在、外国人を含む)

2. 文教・研究都市

本市には、教育機関として3大学(国立大学2、私立大学1)、専門学校3校、高等学校6校(都立3校、私立3校)、中学校9校(国立1校、市立5校、私立3校)、小学校10校(国立1校、市立9校)、養護学校1校(都立)があり、文教・研究都市の性格を有しています。

最近では、知的資源を豊富に保有する大学が積極的に地域貢献を推進しており、特に、東京学芸大学及び東京農工大学は市と協定を結び、連携を進めています。

3. 豊かな自然環境

本市は、武蔵野台地の南西部に位置し、市域は古多摩川が形成した高低2つの台地に広がっています。この2つの台地の狭間を、生態的・防災的にも重要な「はけ」と呼ばれる国分寺崖線が東西に横切り、樹木と湧水があります。

また、北部に小金井公園、歴史的な文化遺産としての玉川上水、南部に武蔵野公園と野川公園、一級河川の野川などがあります。

他市に先駆け実施している「雨水浸透ます設置事業」では、緑の保全や治水対策のほか、野川に湧水を送り込むことで昔の清流の回復に取り組んでいます。

4. 歴史的背景

本市では、旧石器時代の遺跡が発掘されており、約3万年前から人が住んでいたと考えられています。

平安時代末期には、野川に沿って稲作が始まり、鎌倉時代には湧水の周辺にも村落が形成されていたようです。

江戸時代になると、小金井を含む多摩郡の大半は幕府の直轄地(天領)となり、その後、玉川上水が完成して、新田開発が盛んに行われました。

明治22年(1889年)に甲武鉄道(JR中央本線の前身)が新宿・立川間に開通し、大正15年(1926年)に武蔵小金井駅が開設されたことで、これまで純農村であったところが、駅を中心に街並みが発達しました。

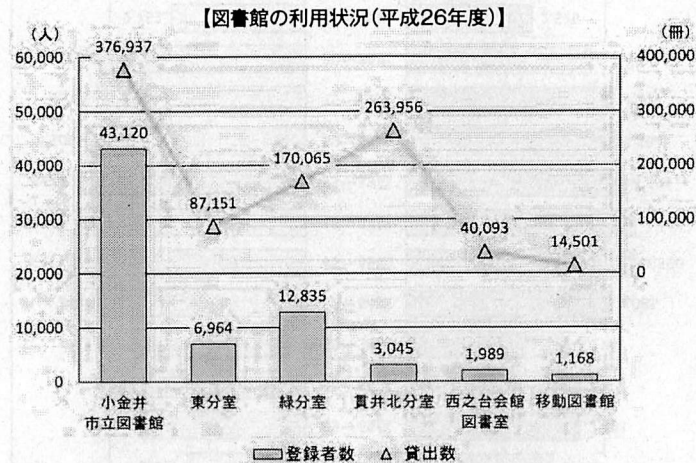
第2次大戦後は住宅化・都市化が進み、昭和33年(1958年)10月1日に市制を施行しました。市制施行後は人口も急激に増加し、昭和53年(1978年)には10万人を突破しました。以降は微増の状態です。

5. 図書館・公民館・運動施設

本市には5つの図書館(分室などを含む)があり、市民のニーズや生活スタイルの多様化に対応したサービスの提供を推進しています。

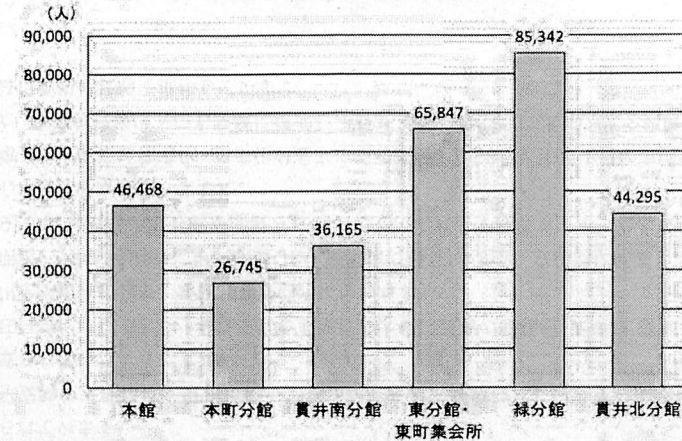
また、本市では、戦後いち早く公民館活動が活発に行われ、公民館企画実行委員の会議など、小金井独自の市民参加制度を確立しました。現在、本市には6つの公民館が設置され、社会教育活動や地域活動の拠点として活用されています。

さらに、公園運動施設や市総合体育館・市テニスコート場・各学校の施設などを利用して、地域スポーツ(青少年スポーツ)に取り組んでいる子ども及び指導者など、スポーツに関係する人の数が多いことも小金井市の特徴のひとつです。



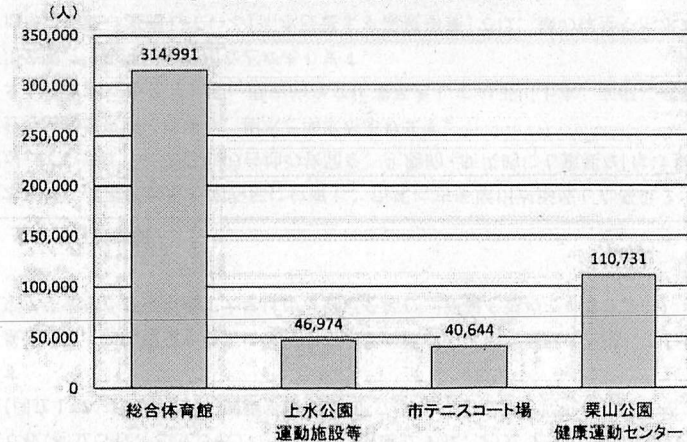
資料:平成26年度事務報告書(登録者数は市外在住の人も含む)
 ※移動図書館は平成26年度末で廃止

【公民館の利用状況(平成26年度)】



資料:平成26年度事務報告書

【運動施設別の利用状況(平成26年度)】



資料:平成26年度事務報告書

第5節 第2次小金井市生涯学習推進計画の振り返り

1. 子どもの健全育成と家庭教育への支援

1-1. 子育て家庭への支援

子育て支援に関する各種事業については、情報提供による周知の効果がみられ、親子遊びひろばをはじめとした交流、相談などの各種事業への利用者数は増加傾向にあります。一方で、転入者への情報提供や利用者数増加へ対応した体制の構築などは、今後の課題となっています。また、見守り活動については登録者数を維持しているものの、名簿などを活用しやすくする工夫が求められています。

1-2. 幼児期の教育の充実

保育園の一般行事や子どもの親を対象にした事業などによって、育児に関する情報提供や相談事業、親子と地域の交流機会などの提供が行われており、併せて、幼児期から本に親しんでもらう事業にも力を入れています。今後、より多くの市民に各種事業を利用してもらうため、事業内容や利用方法などの周知方法を改善していくことが課題となっています。

1-3. 青少年の健全育成

児童館の各種事業や様々な体験学習、行事などは安定的かつ充実した内容で実施でき、また、ボランティア参加者は啓発の効果がみられ増加傾向にあります。一方で、活動が活発になるにつれて、日程や場所の確保が困難になった、運営に携わるボランティア数が不足しているなどの課題があげられました。

1-4. 学校教育との連携

教員などに向けた各種研修の実施により、指導力の向上や情報の共有などが図られています。また、障がいなどの様々な事情のある児童や生徒に対してきめ細かい対応に努めるとともに、学校施設の充実や開放を行い、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。さらに、インターンシップやボランティアの大学生を受け入れ、大学との連携も推進しています。今後に向けては、スクールカウンセラーなどの人員増強と大学生の受け入れ体制の整備、老朽化した学校施設・設備の更新などが課題となっています。

2. 自主的な学習活動への支援と交流の促進

2-1. 自主的な学習活動への支援

市報の全戸配布をはじめとした様々な手段によって、生涯学習や市政に関する情報提供に努めていますが、より多くの市民に情報が届き興味を持ってもらえるよう、情報提供手段の検討や閲覧性・利便性の向上など、更なる改善に努めていく必要があります。

2-2. 障がいのある人や高齢者の就労・社会参加への支援

シルバー人材センターの会員増加や各種活動を通じた居場所づくりへの参加者増加など、事業を継続的に実施している効果がみられます。今後に向けては、活動場所の確保や参加者の固定化、運営を支える人々の高齢化などが課題となっており、引き続き事業を継続していくために新たな参加者を増やしていくことも重要となります。

2-3. 学習活動を通じた交流の促進

地域や公民館でのまつりなどの各種行事や事業が、日ごろの学習成果を披露する場や地域や世代間の交流の場として活用されています。また、様々な国の人々と交流する機会を設けることで、国際理解の一助になっています。一方で、高齢化による参加者の減少や周知不足による参加者数の低迷などが課題となっています。

2-4. スポーツ・レクリエーション活動の充実

総合型地域スポーツクラブなどが行うスポーツに関する各種事業を支援し、市民のスポーツ参加と交流を推進しました。今後に向けては、全体的な参加者が減少傾向にあるため、周知方法の改善や障がいなど事情のある人が参加しやすい配慮などが必要とされています。

3. 多彩な学習活動と市民文化の創造

3-1. 多彩な学習活動の展開

地域色豊かな講座による地域への理解促進などによる交流機会の提供を図るとともに、人権教育や障がい、男女平等への理解、消費者教育、健康づくりなど様々な分野の事業を展開し、様々な学習活動の啓発に努めています。一方で、講座やイベントなどの参加者数が増加していないため、より興味や関心を持ってもらえる内容にしていける必要があります。また、講座やイベントを支える人の確保も課題となっています。

3-2. 暮らしやすい環境づくりのための学習の推進

地域環境に関する講座やキャンペーンにより、地域環境の現状やごみ問題などへの啓発に努めています。また、防災・防犯・交通安全への啓発として訓練や講習会を実施し、多くの市民の参加が得られました。今後も引き続き各種講座などの周知に努め、効果的な啓発が実施されるよう、内容などの検討を続けていく必要があります。

3-3. 文化事業・イベントの推進

市民に文化芸術を身近に感じてもらえるよう様々な事業を展開しました。今後に向けては、これまで以上に多くの市民に興味や関心を持って参加してもらえるよう、周知方法や内容の検討に努めていくことが課題となっています。

3-4. 施設の充実と有効活用の促進

図書館の貫井北分室及び公民館の貫井北分館開館など、施設・設備の充実や情報技術の活用による利便性の向上を図るとともに、市内の大学などや民間施設と連携し、市民の活動場所の確保に努めました。また、清里山荘や文化施設は指定管理者制度による管理を行い、適切な運営と利用促進を図っています。一方で、施設利用のより一層の利便性向上や老朽化した施設・設備の改修が課題となっています。

4. 連携・協働による施策の推進

4-1. 人材・リーダーの育成・活用

指導者などが各種研修会に参加し情報交換や資質向上を図るとともに、ボランティアセミナーを実施しボランティアの啓発と育成に努めています。また、コーディネーターの配置も進めました。今後に向けては、引き続き人材の育成と活動場所の確保・提供に努めていく必要があります。

4-2. 各種団体との連携・協力の推進

文化団体や福祉団体などの各種団体へ補助や助成を行うとともに、消費者団体やNPOとの連携を強化するため、活動への参加や支援を行いました。一方で、各種団体への補助や助成が適正に活用されていくよう、基準の明確化や用途の透明性維持などが今後に向けた課題といえます。また、行政と団体間の連携に市民を巻き込んで、大きく展開していくことも求められています。

4-3. 計画の推進

社会教育委員の会議や学校支援地域本部事業により、様々な議論・検討などを行いました。また、東京都市社会教育課長会において他市と連携をとることで、課題などの情報共有を図りました。

第6節 第3次小金井市生涯学習推進計画に向けた課題

1. 情報発信力の強化

本市では、様々な主体により生涯学習に関する事業やイベントなどが実施されており、それらの情報発信・提供は主に市報、市のホームページ、市役所の生涯学習情報コーナーなどで行っています。しかし、ふだんからこうした場所や媒体を活用している市民や、積極的に生涯学習に取り組んでいる市民にしか情報が届いていない現状があります。

今後、生涯学習の活動の幅を広げ、更なる活性化を図るには、ふだんあまり生涯学習に興味・関心のない市民にも様々な事業やイベントの情報を届け、新たに巻き込んでいくように、情報発信力を強化することが課題といえます。併せて、本計画の認知度もあまり高くないと思われるため、計画の周知に取り組んでいくことも重要です。

2. 人と場所の確保

生涯学習の活動を安定的に継続していくには、人と場所を確保することが非常に重要です。

現在、様々な活動に参加している市民には高齢化や固定化がみられることもあり、今後もこの傾向が続くと参加者数の先細りが予想されることから、新たな参加者を開拓していく必要があります。そのためには、情報発信・提供体制の構築だけでなく、生涯学習の活動に興味・関心を持ち、新たな参加者となってもらえるよう、事業やイベントなどの内容や利用・参加方法などを検討し、改善に努めることが重要です。

また、生涯学習の展開を支えるボランティアやコーディネーターなどについても同様で、今後を見据えた継続的な人材の確保を目標として、引き続き、生涯学習への啓発や人材育成に努めていく必要があります。

さらに、生涯学習の場所を確保するため、既存施設の有効活用や設備の整備・更新など活動場所の確保を推し進めるとともに、ボランティアなどの活躍の場を創出することで支える側の活性化に取り組むことも重要となります。

3. 連携・協働の推進

生涯学習に関する各種事業は行政や各種団体、NPOなどが実施していますが、それぞれの主体と行政の間で有効な連携・協働を進めていく必要があります。

今後も市民の多様な生涯学習の活動を支えつつ、さらに活動の幅を広げていくには、学校・家庭・地域・企業・NPOなどの様々な主体と行政との連携・協働を、これまで以上に推進していくことが必要です。

また、より地域に根差した生涯学習の活動を促進するため、様々な主体と行政との連携・協働に市民を巻き込むことで様々なつながりを創出し、大きく展開していくことも重要となります。

第3章 計画の基本理念・目標

第1節 計画の基本理念

本計画は、小金井市社会教育委員の会議の提言などを念頭に置き、「第2次小金井市生涯学習推進計画」の基本理念である「共に教え合い、学び合い、共に育つ、生涯学習のまちづくり」を踏まえ、これを発展させ、学びを通じて市民や地域、学校、団体、行政などがつながりあい、様々な知識や経験、文化などを次の世代へ継承し、より豊かで明るい未来の小金井市を創造していくことを目指し、以下のように、基本理念を設定します。

学びの継承 未来の創造
～ 学びでつなぐ 人・まち・小金井 ～

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、すべての市民が豊かな学びを体験できるよう環境づくりに努め、また、学びを中心とした人づくり・まちづくり・ネットワークづくりを推進するため、以下のように基本目標を設定し、施策・事業の展開を図ります。

1. 学びを豊かにする環境づくり

市民の学びが豊かで実りあるものになるよう、生涯学習や地域活動に関する情報提供体制、相談体制の充実に努めるとともに、より多くの市民に向けて学びの場を提供できるよう、図書館や公民館、集会施設、学校などの既存施設の充実や有効活用、及び効率的な運営の促進に取り組みます。

2. 学びを通じた人づくり

市民が学びを通してさらに成長し豊かな人生を送れるよう、子どもから高齢者まで様々な世代に向けた学習機会の充実を図ります。また、障がいの有無、経済状況、国籍などの事情によらずに参加できる学習機会の提供にも努めます。さらに、多様な人々への理解を深める学習活動や文化・芸術、スポーツなどの学習機会をより多く提供できるよう取り組みます。

3. 学びを活かしたまちづくり

市民が生涯学習を通じて社会に参加することにより、地域活動の活性化が期待できることから、地域で生涯学習を支える人材の育成及び積極的な活用を推進するとともに、学習成果を地域に還元できる場の提供や生涯学習に関する各種団体への支援を通じて、地域活動の更なる活性化を目指します。さらに、ふだん生活している地域への理解を深め、安心・安全に生活できるよう、地域環境や生活課題、防災・防犯など、生涯学習としての機会の提供にも関係者と連携して取り組みます。

4. 学び合いのネットワークづくり

市民や団体の学びを地域全体で支え、地域に根付いた生涯学習を推進していくため、様々な交流機会の創出支援や学校・家庭・地域・企業・NPOなどの各種主体と行政が協働・連携できる仕組みづくりに努めます。また、学校教育への支援や学校、地域、家庭の連携促進、市内の学習資源の活用などに取り組み、地域教育力の向上を目指すとともに、本市における生涯学習の中心となる生涯学習支援センター機能の整備を図ります。

第3節 施策の概要

学びの継承
未来の創造
学びでつなぐ
人・まち・小金井

1. 学びを豊かにする環境づくり

1-1. 学びに関する情報提供と相談体制の充実

1-2. 自主的な学習活動への支援

1-3. 施設の充実と有効活用の促進

2. 学びを通じた人づくり

2-1. 世代に応じた学習機会の充実

2-2. 多様な学習機会の提供

3. 学びを活かしたまちづくり

3-1. 地域人材・リーダーの育成と活用の促進

3-2. 学習成果の活用促進

3-3. 暮らしやすい環境づくりのための学習の推進

3-4. 各種団体への支援の充実

4. 学び合いのネットワークづくり

4-1. 学びを通じた交流の促進

4-2. 学校教育を支える仕組みづくり(地域教育力の向上への支援)

4-3. 市と各種団体との協働・連携の推進

4-4. 生涯学習の市外との広域連携の推進

4-5. 生涯学習支援センター機能の整備

第4章 施策の展開

第1節 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、本市の様々な課題や取り組みなどについて、今後の生涯学習のより一層の推進に向けて、本計画として力を入れて取り組んでいくべき事柄を、4つの基本目標の下に定めたものです。

1. 学びを豊かにする環境づくり

◆重点プロジェクト1 生涯学習情報の発信・提供体制の充実

市民の学びが豊かで実りあるものになるよう、生涯学習や地域活動に関する情報発信・提供体制が充実していることは、より多くの市民が学ぶ機会を得るために重要なことです。それには、市や市民団体から発信・提供される情報の量だけではなく、情報発信・提供方法の多様化、求める情報が簡単に探せる検索の容易さ、情報の信頼性があることが求められます。また、情報発信・提供方法だけでなく、情報を得ることができる場の充実も必要です。

■今後の方向性

市報やホームページのほかに、市庁舎や図書館、公民館、総合体育館以外の施設でも生涯学習情報が得られるよう、児童館などにも生涯学習情報コーナーの設置を検討します。

また、情報発信・提供方法の多様化の一環として、スマートフォンでの施設予約など利便性の向上を図るとともに、公民館やスポーツ施設の公共施設予約端末を活用した情報提供についても検討を進めます。併せて、安全に生涯学習情報を得られるよう、SNSなどの情報ツールの利便性と危険性について学習する機会の提供を図ります。

さらに、本計画の周知を図り、より生涯学習のつながりが広まるよう努めます。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
生涯学習情報コーナー設置数(※)	11箇所	13箇所

※公共施設予約端末を含む

◆重点プロジェクト2 生涯学習支援機能の充実

平成25年に、社会教育委員の会議、図書館協議会、公民館運営審議会の3団体の連名で、「(仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて(提言)」が教育委員会教育長あてに提出されました。

提言では、必要な機能として、

- (1) 様々に分散している学習情報、スポーツ情報、各種学習団体の情報、行政・教育機関の情報等を集約(情報の収集)し、整理して、最新の情報の共有化を図り、それを必要とする市民・団体に提供する機能。
- (2) 市民・団体の多彩な学習活動を継続的に支援し、その成果を地域社会に還元する機能。
- (3) 生涯学習を通じて家庭・地域・学校等の連携をはかり、市民・団体間の出会いと交流を支援する機能。
- (4) 市民・団体及び行政との協働によるまちづくりを生涯学習の側面から支援する機能を挙げ、併せて「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」に盛り込むことと、本計画において道筋をつけることが希望されています。

■今後の方向性

生涯学習支援機能の充実に向けて、インターネットサーバ内でWEBサイトの検索機能を活用した情報集約、整理、共有、提供ができるよう、生涯学習部内にプロジェクトチームを発足させ検討を進めるとともに、今後、市民交流センター、(仮称)中央図書館(構想中)、公民館との連携についても検討します。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
生涯学習支援事業数(※)	100事業	108事業

※教育委員会所管事業

◆重点プロジェクト3 活動の場(スポーツ・レクリエーション、図書館、公民館)の充実

小金井市の総合体育館及び栗山公園健康運動センターは平成21年度から指定管理者制度を導入し、施設利用者は増加傾向となり、市民の利便性の向上に寄与しています。一方、今後の主な課題は施設の老朽化です。その対策として、総合体育館においては平成23年度から大規模改修工事を行っておりますが、引き続き整備を行っていく必要があります。

また、栗山公園健康運動センターやテニスコート場、上水公園運動施設、清里山荘についても市民の利用に応えるため順次整備を行い、スポーツ・レクリエーション施設については多様化する市民ニーズに対応し、市民が安全に安心して利用できるようにするため、今後も市民のスポーツ・レクリエーション環境の充実を図っていく必要があります。

さらに、地域の生涯学習活動を支援するため、生涯学習環境の構築を進めており、平成26年4月には、市内4つ目の地域センターとして、貫井北センターを開設しました。この施設は1階図書館、2階公民館の複合施設となっており、「市民協働」「公民連携」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営事業を委託しており、先駆的な取り組みとして実施しています。

一方、図書館、公民館をはじめとする施設の老朽化については、市政に対する要望として挙げられており、市民意向調査結果では、環境の充実に関して満足していると回答した方がそれほど多くないのが現状です。今後、多様・高度化する市民ニーズの変化を的確に把握し、市民サービスの向上に努めるため、図書館、公民館の在り方を検討していく必要があります。

■今後の方向性

活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の整備を図るとともに、小中学校の学校体育施設をスポーツ開放として活用していきます。併せて、市内大学などの施設を今後も利用できるよう積極的に働きかけます。

また、図書館貫井北分室・公民館貫井北分館のNPO法人による運営を機に、生涯学習活動における市民協働を推進していくとともに、市民ニーズを踏まえた図書館、公民館など活動の場の充実を図り、生涯学習を計画的に推進していきます。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
体育施設の利用者数	513,340人	568,200人
図書館における住民1人当たり 図書貸出冊数	8.1冊	8.6冊
公民館の平均稼働率	57.3%	67.8%

2. 学びを通した人づくり

◆重点プロジェクト4 子どもの居場所づくり

急速な少子化の進行や子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちを支えることが重要となってきています。地域における子どもの安全な居場所は、地域のすべての子どもに配慮していく必要があります。就労家庭に限らず、子どもが安心して遊びや活動できる場所が必要です。

現在、子ども同士の交流、また、子どもと大人との交流の機会が少なくなっている中、子どもの安全な居場所づくりとして、小金井市には児童館・児童公園・子供広場があります。また、これらとともに、図書館や公民館なども、子どもや子育て家庭の居場所として活用されています。今後、子ども同士、大人との交流などが安全にできる環境の充実と仕組みづくりが必要です。

■今後の方向性

子どもが様々な体験と仲間作りができる場や機会の拡大を図るため、本市の特性である都市の中の豊かな自然環境や清里少年自然の家(清里山荘)などを活用し、自然体験やボランティア体験などの自立を育む活動の充実を図るとともに、多世代の交流と安全な居場所となる放課後子ども教室を市長部局との運営委員会の活用による更なる充実や市立小中学校の開放、市内大学との連携による施設利用を進めます。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
放課後子ども教室の開催回数	792回	850回
子ども・若者対象事業数(※)	62事業	68事業

※教育委員会所管事業

◆重点プロジェクト5 高齢者の生きがい・介護予防の充実

本市では、現在、5人に1人が65歳以上の高齢者であり、団塊の世代すべてが75歳以上となる平成37年度には、さらに高齢者の割合が増加することが予想されます。今後も、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持って生活できるよう、高齢者の居場所を作り、地域の様々な活動に参加しやすいよう、社会参加の環境や条件を整えていくことが求められています。

また、地域活性化に貢献する人材として、高齢者の活躍の場づくりを進めることが課題となっています。そのためには、できるだけ介護が必要な状態にならないよう、健康を維持、向上させるため、介護予防の取り組みを進めることが重要です。

■今後の方向性

元気な高齢者自らが生きがいを持ち、社会に積極的に参加できるよう、活躍の場の拡充や世代間交流の促進を図ります。また、介護予防の充実に資するため、健康寿命を伸ばし、自立した生活が続けられるよう、高齢者自身が主体となって参加、運営を行う介護予防運動を支援し、活動の充実を図ります。さらに、孤立した高齢者をつくらないように、参加しやすい環境づくりに努めます。

高齢者の行うボランティア、チャレンジデーをはじめとするスポーツ・レクリエーションへの参加、歴史や文化へのふれあい、子育て支援などへの参加など、高齢者の活躍が期待されます。また、高齢者の学びの場としての図書館、公民館などの居場所の充実を図ります。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
高齢者の運動・スポーツ実施状況(※1)	88.1%(※2)	90.0%

※1 1年間で運動・スポーツを行った人の割合(70歳以上)

※2 平成27年度アンケート調査結果

◆重点プロジェクト6 人権尊重理念の普及

子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など、その現状を理解し、人権を尊重しなければならない市民は少なくありません。本市では、障がいのある児童生徒の地域活動促進事業や青年学級、太陽のひろば、小金井パレットなどを開催するとともに、市民憲章の趣旨に基づき、人権尊重の理念を広めるため人権特別講演会などを毎年実施し、意識啓発に努めてきました。

今後も引き続き、人権意識の啓発に努め、世代を超えて人権意識を高め、命の尊さを考える機会を拡充していくことが必要となります。

■今後の方向性

誰もが個人として尊重され平等に暮らせる社会を目指して、人権啓発事業への市民の参加を促進します。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
人権尊重事業数(※1)	1事業	1事業
平和・人権に関する事業参加者数(※2)	805人	900人

※1 教育委員会所管事業

※2 市長部局関連事業

◆重点プロジェクト7 国際交流の推進

外国籍の方との交流事業を、市民団体との連携により毎年実施しており、参加者のすそ野を少しずつ広げています。しかし、市民意向調査の結果から、満足・不満足に関して「どちらともいえない」という市民が過半数を占めており、こうした施策に関する周知不足とともに関心の低さが伺えます。国際交流事業については、今後も市民団体と連携し、施策への関心を高める工夫を講じながら、更なる交流機会の創出を図る必要があります。

■今後の方向性

市民団体との連携など、様々な方策を通じて文化交流に取り組み、交流の充実・発展を目指します。また、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、外国語の挨拶や簡単な道案内ができるよう、外国語などの講座の充実を図るとともに、誰でもいつでも取り組めるよう、スマートフォンなどでも学習できる方法で提供することも検討します。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
国際交流事業数(※1)	2事業	2事業
国際交流事業参加者数(※2)	190人	296人

※1 教育委員会所管事業

※2 市長部局関連事業

◆重点プロジェクト8 スポーツ・レクリエーション活動の推進

本市では、市民体育祭やシニアスポーツフェスティバルなどのスポーツ大会やスポーツ教室、各種イベント等を開催し、市民の相互交流やスポーツ人口の拡大に努めています。また、体育協会や総合型地域スポーツクラブとの連携をもとに、指導者の育成やスポーツ団体の育成・援助など、多面的に施策を推進しております。さらに、指定管理者制度の活用により、総合体育館や栗山公園健康運動センターの利便性の向上を図っています。

平成25年度には、スポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会、第13回全国障害者スポーツ大会)が開催され、また、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するなど、スポーツに対する関心、気運が高まっており、誰もが気軽に、より一層スポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう環境の整備が求められています。

スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康を増進し、健康寿命を延ばすため、スポーツの参加者数を増加させ、スポーツ実施率の向上や施設の整備を計画的に進めていくことが必要となります。

平成23年にスポーツ基本法が、従来のスポーツ振興法の全部改正により施行され、スポーツに関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力などとも

に、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められました。これにより国は、平成24年にスポーツ基本計画を策定し、10年間のスポーツ施策に関する具体的方向性を示しました。東京都においては、平成25年にスポーツ推進計画の改定を行い、東京オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツ都市東京を目指すものとなりました。このような本市を取り巻く状況を踏まえ、本市においては、競技スポーツとともに、生涯スポーツの充実を図り、誰もがスポーツに親しむことができる環境をともに作り上げるため、平成27年にチャレンジデー実施調査とともにスポーツに関する意識調査を行いました。

■今後の方向性

各種スポーツ行事・教室の開催、団体・組織・指導者の育成等により、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、スポーツ振興を計画的に推進します。

また、平成27年に行ったスポーツに関する意識調査を基礎資料として、スポーツに関する施策や施設整備、団体との協働などを計画的に推進していくため、市民や団体などの協力を得て、「(仮称)スポーツ推進計画」の策定を目指します。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
計画策定	検討中	策定(平成28年度)
成人の週一回以上のスポーツ実施率	59.4%(※)	60.0%
スポーツ教室・スポーツ大会の参加者数	15,354人	21,200人

※ 平成27年度アンケート調査結果

3. 学びを活かしたまちづくり

◆重点プロジェクト9 学びを継承するための仕組みづくり

本市には、全国の青年団指導者養成のための青年団講習所(浴恩館)があり、学び合いの素地がありました。さらに遡れば、明治6年の学制発布により金蔵院に尚けい学舎、真明寺に貫井学舎、梶野新田の永寿学舎のほか、鈴木家三代私塾のように江戸時代から続いている寺子屋もあり、そう広くない範囲で、大きな街道や宿場でもないところに教育機関が集まっていました。

そういった歴史が、公民館活動や市民文化活動の充実、教育力が高いといわれる一因となっています。こういった小金井の教育、学びを伝統ととらえ、未来へつないでいく責任があります。

■今後の方向性

高い教育力や充実した公民館活動などの文化活動が市民の自主的な努力で維持されており、こうした市民の日ごろの生涯学習の成果については、単に個人や団体にとどまるのではなく、他者の生涯学習活動や子ども支援に活かすような「市民同士の学びの循環」がなされることが重要であるため、図書館、公民館の充実を図るとともに、市民や団体のネットワーク構築をさらに市外へ波及させていくよう取り組みます。

また、社会教育委員や図書館協議会、公民館運営審議会、スポーツ推進委員などの他市との交流を通じた成果を、これまで以上に市内に普及していけるよう努めます。さらに、市内の大学、専門学校、研究機関などとの協力により、より高い教養と識見を身につけるための講座の開設など、その方策も検討します。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
社会教育関係団体登録制度の登録団体数	113団体	130団体
市民講師登録制度の登録者数	10人	20人
出前講座の利用講座数	35回	50回

◆重点プロジェクト10 歴史に親しむ機会の提供

市内に残る貴重な郷土芸能や伝統芸能の保存と継承を支援するとともに、先人が残した貴重な文化遺産を守っていく必要があります。

小金井市観光協会では、教育委員会が発行する冊子「小金井市の歴史散歩」に基づいて、ボランティアによる「まちあるき観光案内」を実施し、寺社、玉川上水、小金井桜、遺跡など、文化遺産の紹介に努めており、また、東京農工大学科学博物館では、展示やイベントを通じて日本の繊維文化の継承と発展に貢献しています。このほかにも様々な市民グループにより、歴史的文化遺産の保存・継承活動が行われています。

■今後の方向性

名勝小金井(サクラ)などの歴史的文化遺産の保全と継承など、文化振興を推進します。また、平成30年を最終年度とした小金井市史編さん大綱に基づき市史を刊行します。

さらに、歴史的文化遺産に関係する機関、グループの活動の連携、協働を推進し、市民が歴史に親しむ機会の充実を図ります。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
市史の整備・刊行数	2巻	6巻(平成30年度)
玉川上水・小金井桜整備活用実施計画の達成率	58.0%	80.0%

4. 学び合いのネットワークづくり

◆重点プロジェクト11 市民協働の推進

本市では、平成20年に策定した小金井市協働推進基本指針に基づき、市民との協働を進めてきました。社会ニーズの変化に伴い、市内のNPO法人数やボランティア登録数は5年前と比べて増加し、市民協働に対する気運は高まっています。今後も引き続き社会ニーズに応えていくため、さらに市民との協働を推進していくことが求められています。

生涯学習については、市民協働という言葉が定着する以前から、市民が教えられることを教わりたい市民に教える学び合いが公民館をはじめとして行われていました。現在、平成30年度の全編刊行に向けて進められている市史の編さんも、市民協力員や調査員との協働で進められています。また、スポーツについても、体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動は、多くのボランティアに支えられています。

■今後の方向性

生涯学習では、市民が自ら催しを企画・実施したり講座を開くということが、当たり前のように行われています。しかし、活動が長きにわたることで、担い手の高齢化や新しい会員が増えないなどの問題に直面することがあります。こうした状況の改善を目指し、市民団体をコーディネートすることができるような人材の育成を支援します。今後は、企業と協働・連携した施策の推進についても検討します。

また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツをはじめ、通訳、観光、文化の面など、さらに多くのボランティアの活躍が期待されています。加えて、オリンピック・パラリンピック開催後のボランティアの活動の継続も期待されていることから、従来からのボランティアと新たなボランティアとの交流を図ります。

■主な事業・成果目標

事業名	現状(平成26年度)	目標(平成32年度)
ボランティア参加事業(スポーツ関係)	15事業	16事業
ボランティアセミナー参加者数	76人	160人

第2節 施策一覧

施策一覧における施策の方向性の意味は以下の通りです。

施策の方向性	施策の方向性の意味
充実	人員、規模、回数などを拡大していく事業
推進	内容や質のより一層の推進を図る事業
継続	これまでと同様に実施していく事業
実施	必要に応じて都度実施していく事業

1. 学びを豊かにする環境づくり

1-1. 学びに関する情報提供と相談体制の充実

市内の生涯学習情報を民間・行政問わず横断的に広く収集・整理し、市民に向け幅広く情報を提供できるよう、今後も引き続き情報提供体制の充実に努めるとともに、市民や団体などの様々な学習相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

事業名	主な内容	方向性
市報こがねい	市からのお知らせやまちの話題等を掲載している「市報こがねい」を、毎月2回発行し、全世帯に配布	継続
声の広報	視覚障がいのある方を対象に、市報を朗読したCDとカセットテープを送付。及びホームページに掲載	継続
市ホームページ	広く市の情報を周知するため、市からのお知らせやイベント情報、市政情報等について掲載	推進
情報公開コーナー	各課で作成された行政資料等を、閲覧や貸出用として情報公開コーナーに設置	継続
わたしの便利帳	市の業務、施策の利用案内等を掲載した「わたしの便利帳」の発行と転入者等への配布	継続
サークル案内等	社会教育関係団体の集約及びホームページへの掲載等による周知の実施	実施
月刊こうみんかんの発行	公民館で実施している講座や活動について掲載した「月刊こうみんかん」の発行	継続
図書館だよりの発行	図書館で実施しているイベントや活動について掲載した「図書館だよりの発行」	継続

事業名	主な内容	方向性
図書館ホームページ	広く図書館の情報を周知するため、図書館からのお知らせやイベント情報等について掲載	継続
男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する情報を掲載した「かたらい」の発行	継続
子育て情報の提供	子育て応援冊子等の母子保健バックへの封入や窓口等での配布による子育て情報の発信	継続
女性総合相談事業	様々な悩みや問題を抱えている相談者に対して、カウンセラーからの情報提供及び適切な助言を行う	継続
消費生活相談	消費者トラブルの被害救済及び未然防止のための相談窓口の開設	推進

1-2. 自主的な学習活動への支援

市民や団体などの生涯学習活動を支援するため、ボランティア市民講師の紹介や市役所・協力団体の職員などを派遣する出前講座の開催などを行います。

事業名	主な内容	方向性
まなびあい出前講座	生涯学習の支援のため、市民に向けた行政の制度や事業の内容等の出前講座を開催	継続
こがねい市民講師登録	生涯学習に関係する講師ができる人材の登録と案内	充実
参考資料室 (小金井市立図書館本館)	調査研究のための資料や地域資料、各課で作成された行政資料等を閲覧・保存用として収集	継続
情報公開コーナー(☆)	各課で作成された行政資料等を、閲覧や貸出用として情報公開コーナーに設置	継続

※☆の付いている事業は、再掲の事業です。(以下、同様)

1-3. 施設の充実と有効活用の促進

市民や団体などが生涯学習活動を行う場をより多く提供するため、公民館や図書館、集会施設などの既存施設の有効活用を促進するとともに、施設や設備の整備・充実を図ります。

事業名	主な内容	方向性
集会施設	市民文化の向上と福祉の増進のため、16の集会施設において貸館事業を実施	継続
文化施設	市民交流センターの管理	継続
公民館	市民や団体の生涯学習の拠点として、公民館各館において貸館事業を実施	継続
図書館	個人への本の貸し出しのほか、学校や団体への貸し出し、おはなし会などを実施	継続
学習室の開放	市民団体利用のために、文化財センター学習室の開放を実施	継続
学校施設の開放	学校施設(会議室、体育館等)を開放し、社会教育のために活用	継続
スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館、栗山公園健康運動センターの管理	継続
公共施設予約など市民利用端末の整備	公共施設予約システムを導入し、公民館各館及び体育館などに市民利用端末を設置	継続

2. 学びを通じた人づくり

2-1. 世代に応じた学習機会の充実

子どもから高齢者まで様々な世代の市民に向けて、より多くの学習機会が提供できるよう、関係各課・関係機関・団体などと連携した事業展開に努めます。また、次世代を担う子どもや青少年の育成、子育て家庭への支援につながる学習機会の充実を図ります。

①就学前の子どもや子育て家庭への学習機会の充実

事業名	主な内容	方向性
両親学級母性科	妊婦・そのパートナーを対象とした妊娠・出産・育児についての知識・技術を学ぶ教室の開催	継続
両親学級育児科	子どもの月齢に合う関わり方や遊び方、栄養指導の情報提供等の教室の開催	継続
母親セミナー、乳幼児講座等	児童館にて母親セミナー、乳幼児講座等を開催	継続
父親の体験学習講座	父親に講座を通して、育児知識や関わりの具体的体験を提供	継続
ブックスタート	3～4か月児健診時、ブックスタート事業の紹介を通して、親子が触れ合うことの意義をボランティアが説明	継続
読み聞かせ	図書へ興味を持ってもらうため読み聞かせを実施	継続
子育てひろば	児童館・学童保育所を利用した乳幼児のつどい等の子育てひろば事業	継続
幼児グループ活動	2・3歳児の子どもたちの集団体験と保護者が共に考える場	継続
おはなし会ほか	おはなし会ほか、各種親子交流事業の実施	継続
保育園一般行事	子ども劇場、園庭開放などの行事を年間を通じて実施	継続
親子収穫体験	親子を対象とした市内の農産物の収穫を体験	継続
新春たこあげ大会	日本の伝統的な遊びであるたこあげの伝承と、子ども同士・家族の交流等を目的として実施	継続
青少年のための科学の祭典	青少年に科学に親しんでもらうため、科学技術等の分野の実験や工作を一同に集めたイベントを実施	継続
子ども家庭支援センター	子どもに関する相談窓口の設置。子育てひろばにおける親子に向けた子育て支援に係る事業を展開	継続
子育て情報の提供(☆)	子育て応援冊子等の母子保健バックへの封入や窓口等での配布による子育て情報の発信	継続

②青少年健全育成の推進と学習機会の充実

事業名	主な内容	方向性
学童保育所	学童保育所(9校17学童)	継続
家庭教育学級	PTAと連携し、親子で様々な学習をしたり、親を対象とした子どもに関する講演会を開催	継続
思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	PTAと連携し、思春期の子どもを持つ保護者等の子育て講座を開催	継続
校庭開放	児童・生徒及び幼児の安全な遊び場として、土日等に市立小学校の校庭を開放	継続
土曜スポーツクラブ	土曜スポーツクラブ、プール無料開放の実施	継続
清里山荘	自然環境の中で心身共に健全な育成を図ることを目的とした宿泊施設。自然体験教室、バスツアー等を実施	継続
学校訪問	市立小学校を訪問し、小学1年生に図書館についての説明会を実施	継続
公民館事業	若者コーナーをはじめ、公民館における若者の居場所を設け、新たな利用者を発掘し、若者を対象にした事業を実施	継続
子ども体験講座	子どもたちが自然のなかで学び、理解を深める講座の開催	継続
子ども囲碁教室	囲碁を通して人とのコミュニケーション、ルールやマナーの大切さを学ぶ	継続
学童収穫体験	市立小学生による市内産農産物の収穫体験	継続
消費者スクール	消費者教育を行うため、市内小中学校で消費者スクールを実施	継続
児童館事業	児童館において各種事業の実施	継続
移動児童館(わんぱく号)等	移動児童館による子ども達の自然体験を目的とした野外行事の実施	継続
体験講座等	児童館における野外事業わんぱく団、夏期クラブ、体験講座事業等の実施	継続
冒険遊び場事業	「子どもが自由な発想で自由に遊べる」冒険遊び場等を週5日間実施	継続
子ども縁日	児童館における子ども縁日等の実施	継続
市民まつり子ども部門行事	市民まつり子ども部門として、子ども縁日等を開催	継続
子ども週間行事	子ども週間(5/1～7)に子どもたちの健やかな成長を願う行事を実施	継続
中高校生企画行事等	中高生を対象とした行事の開催、児童館行事のボランティア活動	継続

事業名	主な内容	方向性
意見箱の設置	児童館4館にそれぞれ意見箱を設置し、各館で事業に反映	継続
青少年健全育成事業	市内の有害ビラ・ポスター等の撤去	継続
青少年問題協議会	青少年の健全育成を目的とし、協議会、専門委員会を開催	継続
おはなし会ほか(☆)	おはなし会ほか、各種親子交流事業の実施	継続
新春たこあげ大会(☆)	日本の伝統的な遊びであるたこあげの伝承と、子ども同士・家族の交流等を目的として実施	継続
青少年のための科学の祭典(☆)	青少年に科学に親しんでもらうため、科学技術等の分野の実験や工作を一同に集めたイベントを実施	継続

③高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進

事業名	主な内容	方向性
高齢者学級	各公民館において、高齢者の学びと交流を進め時代に即した課題を選んだ講座を開催(シルバー大学、けやき学級、くりのみ学級、みどり・朴の樹学級、はなみずき学級)	継続
シニアスポーツフェスティバル	シニア層の健康増進のため、シニアスポーツフェスティバルを開催	継続
いきいき健康スポーツ教室	高齢者でも参加可能なスポーツ教室の開催	継続
高齢者いきいき活動(各種事業)	高齢者の生きがい、健康増進等のための講座の開催	継続
シルバー人材センターの支援	高齢者の就業機会の安定等を図るため、シルバー人材センターの事業費の補助を実施	継続
老人クラブ(悠友クラブ)助成事業	会員の生きがい活動、ボランティア活動への支援として老人クラブへの補助を実施	継続
高齢者農園	高齢者を対象として、区画で野菜等を栽培することを通じて農業への親しみを育む	継続

2-2. 多様な学習機会の提供

市民が障がいの有無や経済状況、国籍などの事情によらずに参加できる学習機会の提供に努めるとともに、多様な人々への理解を深める学習活動を展開し、豊かな心の育成を図ります。また、文化芸術、スポーツなど、市民文化の育成や健康づくりにつながる学習機会の充実にも努めます。

①すべての市民に向けた学習機会の提供

事業名	主な内容	方向性
本の貸出	図書館(本館、東分室、緑分室、貫井北分室、西之台会館図書室)における本の貸出	継続
団体貸出	団体として登録している学級文庫や地域団体への図書貸出	継続
講演会	図書館に興味を持ってもらうための講演会の開催	継続
各種講座	生活課題、現代的な課題、人権、男女共同参画の課題などを学ぶための各種講座を開催(成人学校、市民講座、市民がつくる自主講座等)	継続
成人大学講座	専門的な知識を学ぶための各種講座を開催	継続
こがねいパソコン相談室	市民の多様なニーズに合わせたパソコン相談	継続
市民まつり	地域の方々の演芸、伝統文化、商工業、多岐にわたる啓発活動などの、地域の交流への貢献	継続
農業祭	都市における農業の役割の理解等を目的に、市内で生産された農産物の品評会や即売会の実施	継続
市民映画会	生きがいとふれあいのある文化創造の広場を目指した映画会の実施	継続
一日生活教室	地元野菜を使った料理教室の開催	継続
市民農園	市民を対象として、区画で野菜等を栽培することを通じて農業への親しみを育む	継続
野菜づくり講座	野菜の栽培を通しての体験学習及び参加者の交流	継続
清里山荘(☆)	自然環境の中で心身共に健全な育成を図ることを目的とした宿泊施設。自然体験教室、バスツアー等を実施	継続
学校施設の開放(☆)	学校施設(会議室、体育館等)を開放し、社会教育のために活用	継続

②公平な学習機会の提供

事業名	主な内容	方向性
太陽のひろば	市民と障がいのある方との交流事業	継続
青年学級(みんなの会)	障がい者の自立のための学習活動と交流を図る学級の開催	継続
障がい者サービス	朗読(音訳)、点訳講習会の開催	継続
介助員	交流及び共同学習、合理的配慮など、特別支援教育の充実に向けた介助員を配置	継続
心身に障がいのある児童・生徒の地域活動促進事業	土曜日に心身に障がいのある児童・生徒を対象としたスポーツ活動、文化活動等の実施	継続
障害者(児)水泳教室	体力向上、交流促進のための障害者(児)水泳教室を開催	継続
声の広報(☆)	視覚障がいのある方を対象に、市報を朗読したCDとカセットテープを送付。及びホームページに掲載	継続

③豊かな心の育成を目指した学習活動の展開

事業名	主な内容	方向性
男女平等教育推進	各校において、男女平等を意識して教育活動へ取り組む	継続
男女共同参画シンポジウム	市民に向けた男女共同参画の意識・啓発のための男女共同参画シンポジウムを開催	継続
国内研修事業参加助成	地域活動等に積極的に参画できる環境づくり、地域づくり活動における男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民に参加費用の一部補助を実施	継続
こがねいパレットの開催	市民に向けた人権尊重と男女平等の意識づくりの場「こがねいパレット」の提供	継続
平和講演会	平和の尊さを知り、人権が尊重される社会を目指して平和講演会を開催	継続
生活日本語教室	外国籍市民の日本語学習支援と国際交流を図る	継続
国際交流イベント	他国の歴史や文化等を学び、体験を通じてその国を理解し、親睦を図る	継続
国際交流事業	市内の国際交流団体との連絡会や日本語スピーチコンテスト等を行う	継続
女性総合相談事業(☆)	様々な悩みや問題を抱えている相談者に対して、カウンセラーからの情報提供及び適切な助言を行う	継続
男女共同参画平等情報誌の発行(☆)	男女共同参画に関する情報を掲載した「かたらい」の発行	継続

④文化芸術の充実

事業名	主な内容	方向性
市史編さん	市史の発刊に向けた、市史編さん委員会の開催(平成30年度終了)	継続
はけの森美術館事業	所蔵作品展、企画展を開催。それに関連して、講演会、ワークショップなど教育普及事業等を展開	推進
史跡めぐり	郷土に親しみを持ってもらうための、史跡めぐりの実施	継続
文化団体への支援	地域文化の発展のため、文化団体(文化協会、新能、市民文化祭実行委員会)への支援を実施	継続
芸術文化講座の開催	文化芸術の普及のため芸術文化公演、芸術文化振興計画推進事業等を開催	継続
交流センター事業	文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施とそのための施設の提供	継続
音楽鑑賞のつどい	公民館における音楽鑑賞会の実施	継続
学習室の開放(☆)	市民団体利用のために、文化財センター学習室の開放を実施	継続

⑤生涯スポーツの充実

事業名	主な内容	方向性
総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興や健康増進及びその啓発等を目的とした事業の実施を支援	継続
市民体育祭の実施	市内スポーツ施設・他市・大学施設等も利用した市民体育祭の開催	継続
開放施設の利用	学校施設(体育館等)を開放し、市民のスポーツ体験・交流のための活動の実施	継続
レクリエーション事業	市民スポーツレクリエーションの集い	継続
水泳マラソン	水泳マラソンの実施	継続
市代表選手の派遣	都民体育大会等に大会参加選手を派遣	継続
スポーツ教室	各種の年齢層に向けていきいき健康スポーツ、親子体操、水泳教室、障害者(児)水泳等のスポーツ教室の実施	継続
健康相談・保健相談	成人健康相談、栄養個別相談、乳幼児健康相談	継続
健康づくり フォローアップ指導	高脂血症予防教室、糖尿病予防教室、骨粗しょう症予防教室等の実施	推進
健康講演会	健康に関することをテーマとした講演会の開催	継続
歯の健康	歯の健診や歯みがき講習等の行事の実施	継続
栄養集団指導	健康増進やテーマに合わせた栄養講義、調理実習を実施	継続
土曜スポーツクラブ(☆)	土曜スポーツクラブ、プール無料開放の実施	継続
シニアスポーツ フェスティバル(☆)	シニア層の健康増進のため、シニアスポーツフェスティバルを開催	継続
いきいき健康スポーツ教室 (☆)	高齢者でも参加可能なスポーツ教室の開催	継続

3. 学びを活かしたまちづくり

3-1. 地域人材・リーダーの育成と活用の促進

市民の求める様々な学習形態や内容に応えるため、地域で生涯学習を支える人材の育成と積極的な活用を図るとともに、活動をけん引するリーダーの育成に努めます。また、本市の郷土文化や伝統芸能を次世代につないでいくため、継承者の育成に取り組みます。

①地域人材の育成と活用促進

事業名	主な内容	方向性
ボランティアセミナーの開催	三市、学芸大連携によるボランティア講座の開催	継続
青少年のための科学の祭典のボランティア活動	科学の祭典東京大会in小金井における中学生ボランティア活動	継続
ウオーキングフェスタ 東京ソーデーマーチ	ウオーキングフェスタにおける中学生ボランティア活動	継続
生活日本語教室ボランティアスタッフ養成講座	生活日本語教室ボランティアスタッフの技術と知識の向上のための講座実施	継続
薬物乱用防止啓発活動	市民まつりにおける薬物乱用防止啓発活動のための中学生ボランティア活動	継続
食育行事運営のボランティア活動	食育の普及啓発活動の一環として実施する食育行事の市民ボランティア活動	継続
手話講習会等	心身障がい者理解教育のための手話講習会、絵画講習等の実施	継続
社会を明るくする運動	犯罪や非行のない社会作りのための推進活動や、啓発イベントにおける中学生ボランティア活動	継続
朗読(音訳)、点訳講習会の開催	音訳及び点訳協力者の育成のための講習会等を開催	継続

②地域リーダーの育成

事業名	主な内容	方向性
地区委員研修会	健全育成地区委員会の活動の推進及び相互の情報交換のための研修会	継続
スポーツ推進委員研修会	スポーツ推進委員の資質向上のため、東京都や市主催の研修会に参加	継続

③郷土文化継承者の育成

事業名	主な内容	方向性
公開謝礼	文化財に指定されている買井囃子、小金井囃子、関野町餅つきへの補助により、次世代への文化継承を行う	継続

3-2. 学習成果の活用促進

市民が学習の成果を地域に還元できるよう、発表機会の拡充など地域活動の支援に努めるとともに、市民の持つ知識や経験などが地域で活用され、地域の様々な活動の活性化につながる仕組みの検討を行います。

事業名	主な内容	方向性
利用団体のつどい	利用団体の活動発表と交流、親睦 (公民館各館によるまつりの実施)	継続
市民まつり(☆)	地域の方々の演芸、伝統文化、商工業、多岐にわたる啓発活動などの、地域の交流への貢献	継続

3-3. 暮らしやすい環境づくりのための学習の推進

ふだん生活している身近な自然環境や生活環境についての市民の理解を深め、地域の環境保護や地域課題・生活課題の解決に取り組んでいけるような学習機会の充実を図ります。また、消費者講座や起業のためのセミナーなどを開催し、消費者などに向けた学習機会の提供、及び防災や交通安全、防犯・非行防止などの学習機会を提供することで、安心・安全でより暮らしやすい環境づくりを推進します。

事業名	主な内容	方向性
市総合防災訓練	防災意識の向上、実際の震災対応に向けた総合防災訓練の実施	継続
防災講習会	防災力向上のための防災講習会の実施	継続
交通安全の推進	交通安全推進のための春・秋の交通安全運動と秋の交通安全市民の集い(つどい)の実施	継続
市民防犯講習会	防犯意識の向上のための講習会の開催	継続
消費者団体講師派遣	消費者団体が主催する講習会への講師派遣	継続

事業名	主な内容	方向性
消費者講座	消費者の学習機会の提供のための消費者講座の開催	推進
消費者ルームまつり	消費者ルームの紹介と、市内の消費者に役立つ情報の発信	継続
消費生活展	市内の消費者に役立つ情報を提供し、消費者団体との情報交流を図る	継続
起業相談・セミナー開催	東小金井事業創造センターを中心に、各関係団体と協力し、起業相談やセミナー開催支援に取り組む	継続
公園等の整備・新設	公園等の整備・新設	継続
環境フォーラム・環境講座等の開催	環境に関する意識啓発のための環境フォーラム、環境講座等の開催	継続
自然観察会	野川周辺の生きものを採集し、種類・個体数等を観察	継続
野川地区自然再生協議会	生物の生息環境整備を主体とした整備	継続
ごみ処理施設見学会	区市の可燃ごみ処理施設等を見学し、ごみ処理の理解を深める	推進
社会を明るくする運動(☆)	犯罪や非行のない社会作りのための推進活動や、啓発イベントにおける中学生ボランティア活動	継続
消費生活相談(☆)	消費者トラブルの被害救済及び未然防止のための相談窓口の開設	推進

3-4. 各種団体への支援の充実

市民の多様な学習活動を支えるため、今後も、本市では文化活動や社会教育、福祉、スポーツ・レクリエーションなどの団体や、NPO・地域活動団体などの各種団体への支援を行い、学習活動の活性化に努めます。ただし、厳しい財政状況に鑑み、支援の在り方については、今後も検討していきます。

事業名	主な内容	方向性
後援の実施	教育、学術、文化の向上普及のため、小金井市教育委員会の後援を実施	継続
社会教育団体への補助金の交付	社会教育団体への補助を行い社会教育の推進を図る	継続
P T A連合会、スカウト協議会への補助金	各団体の活動を支援するため、補助金を交付	継続
スポーツ関係団体への補助金の交付	スポーツ振興を図るため、スポーツ関係団体の運営費の補助を実施	継続

事業名	主な内容	方向性
消費者団体補助	自主的な学習及び消費者のための情報の発信の支援に繋げるため、消費者団体に補助を実施	継続
観光協会への補助	観光協会が市内における魅力ある各種イベントを実施するための支援・補助を行う	継続
阿波おどり振興協会への補助	小金井阿波おどり大会を開催するための支援・補助を行う	継続
福祉団体補助事業	市内の福祉団体の自主活動の活性化と団体運営の充実を図るため、当該団体の運営費等の補助を実施	継続
シルバー人材センターの支援(☆)	高齢者の就業機会の安定等を図るため、シルバー人材センターの事業費の補助を実施	継続
老人クラブ(悠友クラブ)助成事業(☆)	会員の生きがい活動、ボランティア活動への支援として老人クラブへの補助を実施	継続
文化団体への支援(☆)	地域文化の発展のため、文化団体(文化協会、薪能、市民文化祭実行委員会)への支援を実施	継続

4. 学び合いのネットワークづくり

4-1. 学びを通じた交流の促進

様々な学習活動を通じた地域間や世代間、各種団体間などの交流機会の創出を支援し、地域に住む多様な人々がふれあい、交流し、支え合う地域づくりを推進します。

事業名	主な内容	方向性
小金井NPO法人連絡会	市内のNPO法人で構成されるNPO法人連絡会に参加し、連携強化を図る	推進
利用団体のつどい(☆)	利用団体の活動発表と交流、親睦(公民館各館によるまつりの実施)	継続

4-2. 学校教育を支える仕組みづくり(地域教育力の向上への支援)

児童生徒が安心して学校教育を受けられるよう支援するとともに、地域における様々な学習活動の拠点となるよう、学校、地域、家庭の連携を促し、学校を中心とした地域のつながりの構築に努めます。併せて、市内の大学や研究機関などと連携することで、地域の学習資源を有効に活用し、地域教育力の向上を図ります。

事業名	主な内容	方向性
子どもを見守る家(カンガルーのポケット)	地域で子どもを守るための「子どもを見守る家(カンガルーのポケット)」の募集等を行う	継続
学習支援制度	教育活動の充実のため、学習指導補助の学生ボランティアを派遣	継続
教育相談研修会	教育相談体制の充実のための研修会の実施	継続
中学校生活指導研修会	中学校生活指導研修会の実施	継続
スクールカウンセラー研修会	スクールカウンセラー研修会の実施	継続
学校における地域人材活用	連合作品展、連合音楽会、学校公開、総合的な学習の時間、学校図書館等での地域人材活用	継続
学習指導員	特別な教育的ニーズが必要な児童・生徒に対する個別に対応した教育的支援の実施	継続
宿泊行事各種教室	自然体験を通して社会性や協力する態度を身に付けるため、海の移動教室、山の移動教室等の実施	継続

事業名	主な内容	方向性
学校図書館の充実	蔵書の充実のため、各学校で必要な図書の購入を実施	継続
学校施設の改修	障がいのある児童等の教育支援を含めた学校施設の改修を実施	継続
校庭開放(☆)	児童・生徒及び幼児の安全な遊び場として、土日等に市立小学校の校庭を開放	継続
学校訪問(☆)	市立小学校を訪問し、小学1年生に図書館についての説明会を実施	継続
学校施設の開放(☆)	学校施設(会議室、体育館等)を開放し、社会教育のために活用	継続
介助員(☆)	交流及び共同学習、合理的配慮など、特別支援教育の充実に向けた介助員を配置	継続
開放施設の利用(☆)	学校施設(体育館等)を開放し、市民のスポーツ体験・交流のための活動の実施	継続

4-3. 市と各種団体との協働・連携の推進

地域における学習活動の活性化と多様性の確保を促進するため、文化活動や社会教育、福祉、スポーツ・レクリエーションなどの団体や、NPO・地域活動団体などの各種団体と行政との協働・連携を推進します。

事業名	主な内容	方向性
大学連携事業 フレンドシップ事業	学芸大と協定を結び、相互に教育活動の充実に努める	継続
大学との連携による研修事業の推進	現場体験型インターンシップ(大学生の受け入れ)	継続
小金井市市民協働支援センター準備室	市民協働・市民活動に関する相談や市民活動団体リストの管理を行う	継続
こがねい市民活動まつり	小金井NPO法人連絡会、小金井市福祉NPO法人連絡会、小金井市市民協働支援センター準備室、小金井ボランティア・市民活動センターとの共催で活動紹介や講演会等を実施	継続
NPO派遣研修	市職員をNPO法人に派遣し、日頃の活動を体験・見聞する研修を実施	推進
成人大学講座(☆)	専門的な知識を学ぶための各種講座を開催	継続
学習支援制度(☆)	教育活動の充実のため、学習指導補助の学生ボランティアを派遣	継続

4-4. 生涯学習の市外との広域連携の推進

生涯学習の活動は市内だけに限定されるものではないため、友好都市との交流や近隣市との公共施設の相互利用・文化交流などを通じて、様々な広域連携の充実を図ります。

事業名	主な内容	方向性
東京都市社会教育課長会	26市の連携が図られ、課題の共有等を実施	継続
図書館の四市相互利用	四市(武蔵野市、三鷹市、西東京市、小金井市)図書館施設の相互利用の実施	継続
府中市の図書館との相互利用	府中市の図書館施設の相互利用の実施	継続
大学図書館の利用	東京農工大学図書館(小金井・府中)、東京経済大学図書館の利用	継続
友好都市関連事業	友好都市である三宅村と交流を行う市民団体への補助や三宅村訪問団招待事業等の実施	継続

4-5. 生涯学習支援センター機能の整備

本市において、生涯学習活動を支援する情報ネットワークの整備や市民との協働による生涯学習の実現を目指すためには、その中心となる生涯学習を支援するセンター機能が必要と考えられることから、本計画では、生涯学習支援センター機能について将来的な整備に向けた検討を進めます。

■生涯学習支援センターの機能について

- (1) 様々な分散している生涯学習に関する情報を収集・集約し、整理した情報を共有・発信する機能
- (2) 市民・団体の多彩な学習活動を継続的に支援し、その成果を地域社会に還元する機能
- (3) 生涯学習を通じて家庭・地域・学校等の連携をはかり、市民・団体間の出会いと交流を支援する機能
- (4) 市民・団体及び行政との協働によるまちづくりを生涯学習の側面から支援する機能

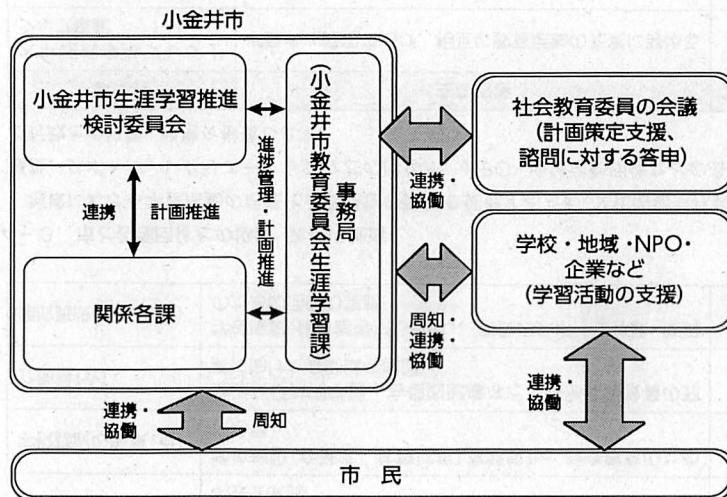
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

生涯学習には多様な施策が含まれていることから、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そのため、本計画の推進にあたっては、市民や学校、地域、NPO、企業などと行政が連携・協働して取り組むとともに、庁内においても連携をとりつつ施策の実施や進捗管理に努めていきます。

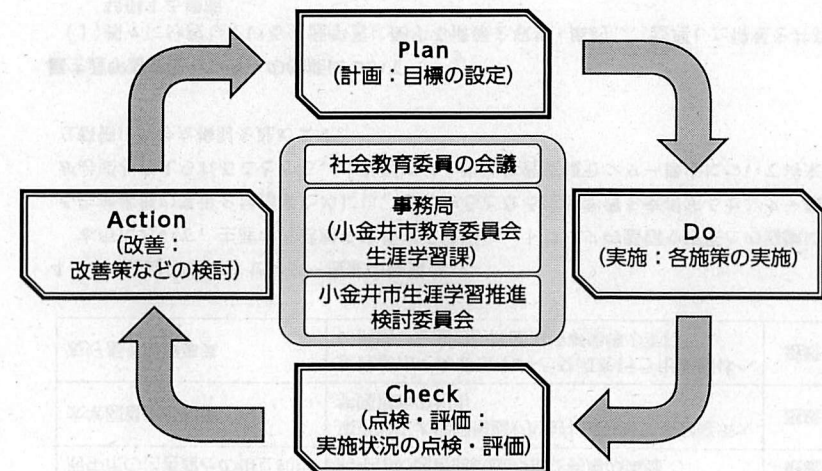
また、今後も生涯学習を広く推進していくためには、市民や学校、地域、NPO、企業などの理解・協力が不可欠であることから、生涯学習に関する啓発や本計画ならびに各施策についての情報発信に努め、周知を図っていきます。



第2節 計画の評価

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、各施策についてPDCAサイクルに基づき定期的に進捗状況を点検・評価することが重要となります。

そこで、事務局(生涯学習課)を中心としつつ、社会教育委員の会議や小金井市生涯学習推進検討委員会などにおいて、各施策の実施状況や実施するうえでの問題点などを整理し、計画内容と実際の進捗状況の点検・評価を行います。その際、問題・課題や計画内容との乖離がみられる場合は、各施策の改善や計画の見直しを検討していきます。合わせて、「小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施に関する要綱」に基づき、市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策について、事業の進捗状況を総括し、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回の点検・評価を行っていきます。



資料編

1. 小金井市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、小金井市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱基準及び構成)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員は、報酬及び公務により出張したときは費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月2日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員の構成から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成11年9月9日以降の任期についても通算して適用する。

付 則(平成25年12月18日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。

2. 小金井市社会教育委員の会議における検討経過

年月日	事項	議題等
平成27年 4月17日	第1回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画について 計画全般について
5月15日	第2回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画について 計画の体系について
7月17日	第3回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画について 施策の体系及び事業の振り分けについて
8月21日	第4回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画について キャッチフレーズについて 進捗状況の確認について
9月2日	第5回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画 重点プロジェクトについて
10月16日	第6回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画について これまでの進捗状況
11月18日	第7回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画 重点プロジェクトについて 素案のまとめについて
平成28年 1月13日	第8回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画 パブリックコメントについて
2月19日	第9回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画 パブリックコメントについて 計画の最終確認について

※パブリックコメントについて

意見募集期間:平成27年12月9日から平成28年1月8日まで

意見提出数:2人、1団体、11件

3. 小金井市生涯学習推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、小金井市生涯学習推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究し、検討等を行うものとする。

- (1) 生涯学習の基本計画及び推進計画案等の策定に関すること。
- (2) 生涯学習の普及啓発に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

3 副委員長は、企画財政部長をもって充てる。

4 委員は、部長及び参事をもって充てる。

5 委員長が必要と認めるときは、前項に掲げる者のほか、課長職者のうちから委員を補充することができる。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、会務の執行に当たる。

(委員会議)

第5条 委員会の会議(以下「委員会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会議は、委員会の任務に関して協議し、決定する。

(事務局)

第6条 事務局は、生涯学習課に置く。

2 事務局は、生涯学習課長その他必要な職員をもって組織する。

(報告)

第7条 委員会は、調査、研究、検討の結果を教育長及び市長に報告する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

付 則(平成9年5月1日)

この要綱は、平成9年5月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則(平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成14年10月1日)

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市生涯学習推進検討委員会設置要綱の規定は、平成14年7月31日から適用する。

付 則(平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

4. 小金井市生涯学習推進検討委員会における検討経過

年月日	事 項	議題等
平成27年 6月16日	第1回小金井市生涯学習推進検討委員会	- 第2次小金井市生涯学習推進計画の進捗状況について(平成26年度実績調査) - 第3次小金井市生涯学習推進計画について
10月20日	第2回小金井市生涯学習推進検討委員会	第3次小金井市生涯学習推進計画素案の確認について
平成28年 2月23日	第3回小金井市生涯学習推進検討委員会	第3次小金井市生涯学習推進計画(案)の確認について

5. 小金井市生涯学習関連施設一覧

区 分	名 称	所在地	電 話
市役所	市役所本庁舎	本町6-6-3	042-383-1111 (代表)
	市役所第二庁舎	前原町3-41-15	
図書館	図書館	本町1-1-32	042-383-1138
	図書館東分室	東町1-39-1	042-383-4550
	図書館緑分室	緑町3-3-23	042-387-7302
	図書館貫井北分室	貫井北町1-11-12	042-385-3561
公民館	西之台会館図書室	前原町3-8-1	042-385-9563
	公民館本館	本町2-15-11	042-383-1184
	公民館貫井南分館	貫井南町4-3-23	042-383-1168
	公民館東分館	東町1-39-1	042-384-4422
	公民館緑分館	緑町3-3-23	042-387-7301
スポーツ施設 など	公民館貫井北分館	貫井北町1-11-12	042-385-3401
	小金井市総合体育館	関野町1-13-1	042-386-2120
	栗山公園健康運動センター	中町2-21-1	042-382-1001
	上水公園運動施設	桜町2-2-31	042-383-1136
	小金井市テニスコート場	小平市上水南町3-12-32	042-327-2274
	都立小金井公園弓道場	関野町1丁目	042-385-5611
	都立小金井公園スポーツ施設	武蔵野市桜堤3-21-1	042-384-6662
	都立武蔵野公園野球場	府中市多磨町2-24-1	042-361-6861
郷土博物館、 美術館、 博物館など	都立野川公園テニスコート	三鷹市大沢6-4-1	0422-31-6457
	小金井市立文化財センター	緑町3-2-37	042-383-1198
	小金井市立はけの森美術館	中町1-11-3	042-384-9800
	都立江戸東京たてもの園	桜町3-7-1 (都立小金井公園内)	042-388-3300
	東京農工大学科学博物館	中町2-24-16	042-388-7163
小学校	小金井第一小学校	本町1-1-6	042-383-1141
	小金井第二小学校	桜町2-3-58	042-383-1142
	小金井第三小学校	梶野町5-7-1	042-383-1143
	小金井第四小学校	貫井南町3-9-1	042-383-1144
	東小学校	東町4-25-6	042-383-1145
	前原小学校	前原町3-4-22	042-383-1146
	本町小学校	本町5-29-21	042-383-1147
	緑小学校	緑町4-15-39	042-383-1148
	南小学校	前原町2-2-1	042-383-1149

区 分	名 称	所在地	電 話
中学校	小金井第一中学校	桜町2-3-15	042-383-1161
	小金井第二中学校	中町1-8-25	042-383-1162
	東中学校	東町1-5-33	042-383-1163
	緑中学校	緑町2-11-47	042-383-1164
	南中学校	貫井南町1-26-1	042-383-1105
学童保育所	さくらなみ学童保育所	本町1-2-13	042-383-1183
	たけとんぼ学童保育所	桜町2-3-60	042-383-5488
	あかね学童保育所	梶野町5-7-33	042-385-3370
	さわらび学童保育所	貫井南町3-6-27	042-383-5489
	たまむし学童保育所	東町4-25-7	042-385-9280
	まえばし学童保育所	前原町3-3-16	042-383-1179
	ほんちよう学童保育所	本町5-4-25	042-385-3360
	みどり学童保育所	緑町4-18-25	042-383-1178
	みなみ学童保育所	前原町2-2-21	042-383-1167
児童館	本町児童館	本町5-4-25	042-383-1176
	東児童館	東町4-25-7	042-383-1177
	貫井南児童館	貫井南町4-3-23	042-383-9777
	緑児童館	緑町4-18-25	042-383-6910
市民集会施設	市民会館(萌え木ホール)	前原町3-33-25	042-385-5116
	東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	東町3-7-21	0422-30-0660
	前原暫定集会施設	前原町3-33-27	042-387-9810
	婦人会館	梶野町5-10-32	042-383-1137
	貫井北町集会場	貫井北町3-31-17	042-322-3472
	上之原会館	本町5-6-19	042-381-9911
	貫井北町中之久保集会所	貫井北町1-18-21	042-387-0245
	前原町丸山台集会所	前原町4-18-14	042-385-9274
	前原町西之台会館	前原町3-8-1	042-385-9563
	桜町上水会館	桜町2-8-13	042-385-7355
	東町集会所	東町1-39-1	042-384-4422
	貫井南町三楽集会所	貫井南町3-6-18	042-385-3879
	東町友愛会館	東町4-10-2	042-384-1532
	中町桜並集会所	中町3-19-12	042-381-7199
	貫井北五集会所	貫井北町5-16-13	042-323-2615
	中町天神前集会所	中町1-7-7	042-383-8773

区 分	名 称	所在地	電 話
都立公園	都立小金井公園	関野町ほか	042-385-5611
	都立武蔵野公園	前原町ほか	042-361-6861
	都立野川公園	東町ほか	0422-31-6457
その他	小金井市立清里山荘	山梨県北杜市高根町 清里字念場原3545-1	0551-48-4649
	小金井 宮地楽器ホール (小金井市民交流センター)	本町6-14-45	042-380-8077
	滄浪泉園	買井南町3-2-28	042-385-2644
	環境配慮住宅型研修施設	買井南町3-2-16	042-381-5006
	障害者福祉センター	緑町4-17-10	042-381-8411
	保健センター	買井北町5-18-18	042-321-1240
	子ども家庭支援センター		042-321-3141
	東小金井事業創造センター	梶野町1-2-36	0422-31-2040

※この施設一覧表は平成28年4月1日時点の情報を記載しています。

6. 用語解説

番 号	用 語	所在地
1	インターンシップ	学生に就業体験の機会を提供する制度。実際に企業に赴き、一定期間職業体験をする。
2	SNS(エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略で、インターネットを使って、特定の関心をもつ人同士が出会うチャンスをつくり、情報交換ができるようにするサービスの総称。
3	コーディネーター	いろいろな要素を統合したり、調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。
4	こがねいパレット	公募市民の実行委員と市が一緒に、企画、運営、記録集発行まで行っている男女平等意識啓発事業の名称。
5	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともしにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
6	市史編さん	本市の歴史を系統的に叙述し、先人の遺した貴重な文化遺産を後世に伝えることを基本目標とし、平成20年度から『小金井市史』の編さんに着手。平成30年度までに通史編1巻と資料編5巻を発行する。
7	シンポジウム	聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う形式の討論会。
8	チャレンジデー	毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベントで、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の『参加率(%)』を競い合う。
9	放課後子ども教室	放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、スポーツ、文化活動等、地域の実情に応じた様々な体験活動や交流活動を行う。
10	ユネスコ	国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O.)。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関。
11	浴恩館 (よくおんかん)	昭和3年、京都御所で行われた昭和天皇即位大嘗祭の神職の更衣所を、(財)日本青年館が譲り受けて移築したもの。現在は、小金井市の郷土資料を展示収蔵する文化財センターとなっている。

第3次小金井市生涯学習推進計画

発行:平成28年3月 小金井市教育委員会

編集:小金井市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

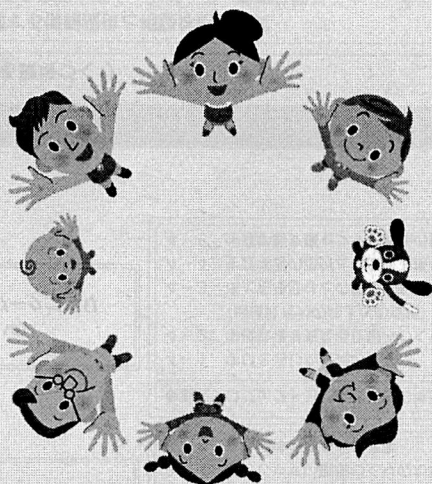
〒184-8504

東京都小金井市前原町三丁目41-15 第二庁舎7階

TEL 042-387-9879(ダイヤルイン)

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

第3次小金井市生涯学習推進計画 概要版



平成28年3月 小金井市教育委員会

1. 計画策定にあたって

小金井市では、学びを通じて市民や地域、学校、団体、行政などがつながりあい、様々な知識や経験、文化などを次の世代へ継承し、より豊かで明るい未来の小金井市を創造していくことを目指し、様々な主体が協働して生涯学習に取り組んでいくための指針として第3次小金井市生涯学習推進計画を策定しました。

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2. 計画の基本理念

本計画では、「第2次小金井市生涯学習推進計画」の基本理念である「共に教え合い、学び合い、共に育つ、生涯学習のまちづくり」を踏まえ、これを発展させ、より豊かで明るい未来の小金井市を創造していくことを目指し、以下のように、基本理念を設定します。

学びの継承 未来の創造
～ 学びでつなぐ 人・まち・小金井 ～

3. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、すべての市民が豊かな学びを体験できるよう環境づくりに努め、学びを中心とした人づくり・まちづくり・ネットワークづくりを推進するため、以下のように基本目標を設定し、施策・事業の展開を図ります。

1. 学びを豊かにする環境づくり

市民の学びが豊かで実りあるものになるよう、生涯学習や地域活動に関する情報提供体制、相談体制の充実に努めるとともに、より多くの市民に向けて学びの場を提供できるよう、図書館や公民館、集会施設、学校などの既存施設の充実や有効活用、及び効率的な運営の促進に取り組みます。

2. 学びを通じた人づくり

市民が学びを通してさらに成長し豊かな人生を送れるよう、子どもから高齢者まで様々な世代に向けた学習機会の充実を図ります。また、障がいの有無、経済状況、国籍などの事情によらずに参加できる学習機会の提供にも努めます。さらに、多様な人々への理解を深める学習活動や文化・芸術、スポーツなどの学習機会をより多く提供できるよう取り組みます。

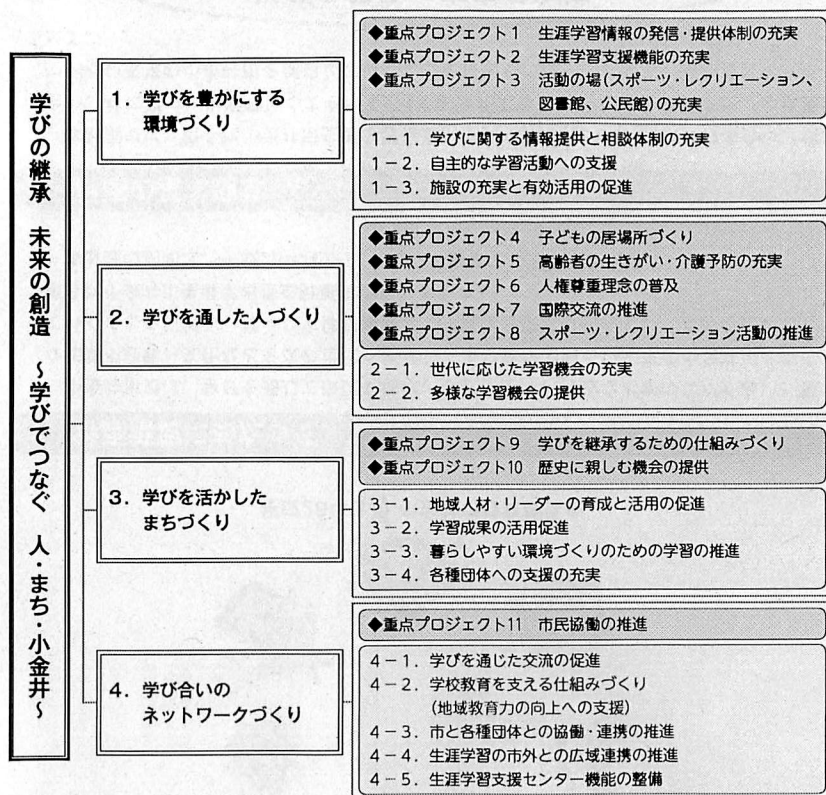
3. 学びを活かしたまちづくり

市民が生涯学習を通じて社会に参加することにより地域活動の活性化が期待できることから、地域で生涯学習を支える人材の育成及び積極的な活用を推進するとともに、学習成果を地域に還元できる場の提供や生涯学習に関する各種団体への支援を通じて、地域活動の更なる活性化を目指します。さらに、ふだん生活している地域への理解を深め、安心・安全に生活できるよう地域環境や生活課題、防災・防犯など、生涯学習としての機会の提供にも関係者と連携して取り組みます。

4. 学び合いのネットワークづくり

市民や団体の学びを地域全体で支え、地域に根付いた生涯学習を推進していくため、様々な交流機会の創出支援や学校・家庭・地域・企業・NPOなどの各種主体と行政が協働・連携できる仕組みづくりに努めます。また、学校教育への支援や学校、地域、家庭の連携促進、市内の学習資源の活用などに取り組み、地域教育力の向上を目指すとともに、本市における生涯学習の中心となる生涯学習支援センター機能の整備を図ります。

4. 計画の体系



5. 主な施策

1. 学びを豊かにする環境づくり

- 1-1. 学びに関する情報提供と相談体制の充実
市報こがねい、声の広報、市ホームページ、情報公開コーナー、わたしの便利帳など
- 1-2. 自主的な学習活動への支援
まなびあい出前講座、参考資料室(市立図書館本館)など
- 1-3. 施設の充実と有効活用の促進
集会施設・文化施設・図書館・公民館の有効活用、学習室・学校施設の開放など

2. 学びを通じた人づくり

- 2-1. 世代に応じた学習機会の充実
【就学前の子どもや子育て家庭への学習機会の充実】 両親学級母性科、ブックスタートなど
【青少年健全育成の推進と学習機会の充実】 家庭教育学級、児童館事業など
【高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進】 高齢者学級、いきいき健康スポーツ教室など
- 2-2. 多様な学習機会の提供
【すべての市民に向けた学習機会の提供】 本の貸出、成人大学講座など
【公平な学習機会の提供】 青年学級(みんなの会)、障がい者サービスなど
【豊かな心の育成を目指した学習活動の展開】 平和講演会、国際交流事業など
【文化芸術の充実】 市史編さん、はけの森美術館事業、史跡めぐりなど
【生涯スポーツの充実】 市民体育祭の実施、健康づくりフォローアップ指導など

3. 学びを活かしたまちづくり

- 3-1. 地域人材・リーダーの育成と活用の促進
【地域人材の育成と活用促進】 ボランティアセミナーの開催、手話講習会など
【地域リーダーの育成】 地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会
【郷土文化継承者の育成】 文化継承のための公開謝礼
- 3-2. 学習成果の活用促進
利用団体のつどいなど
- 3-3. 暮らしやすい環境づくりのための学習の推進
市総合防災訓練、防災講習会、市民防犯講習会、消費者講座など
- 3-4. 各種団体への支援の充実
後援の実施、社会教育団体への補助金の交付など

4. 学び合いのネットワークづくり

- 4-1. 学びを通じた交流の促進
小金井NPO法人連絡会など
- 4-2. 学校教育を支える仕組みづくり(地域教育力の向上への支援)
子どもを見守る家(カンガルーのポケット)、学習支援制度など
- 4-3. 市と各種団体との協働・連携の推進
大学連携事業フレンドシップ事業、こがねい市民活動まつりなど
- 4-4. 生涯学習の市外との広域連携の推進
図書館の相互利用、友好都市関連事業など
- 4-5. 生涯学習支援センター機能の整備
生涯学習支援センター機能について将来的な整備に向けた検討

第3次小金井市生涯学習推進計画 概要版

発行:平成28年3月 小金井市教育委員会 編集:小金井市教育委員会 生涯学習課
〒184-8504 東京都小金井市前原町三丁目41-15 第二庁舎7階
TEL/042-387-9879(ダイヤルイン) 小金井市HP <http://www.city.koganei.lg.jp/>

議案第7号

第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

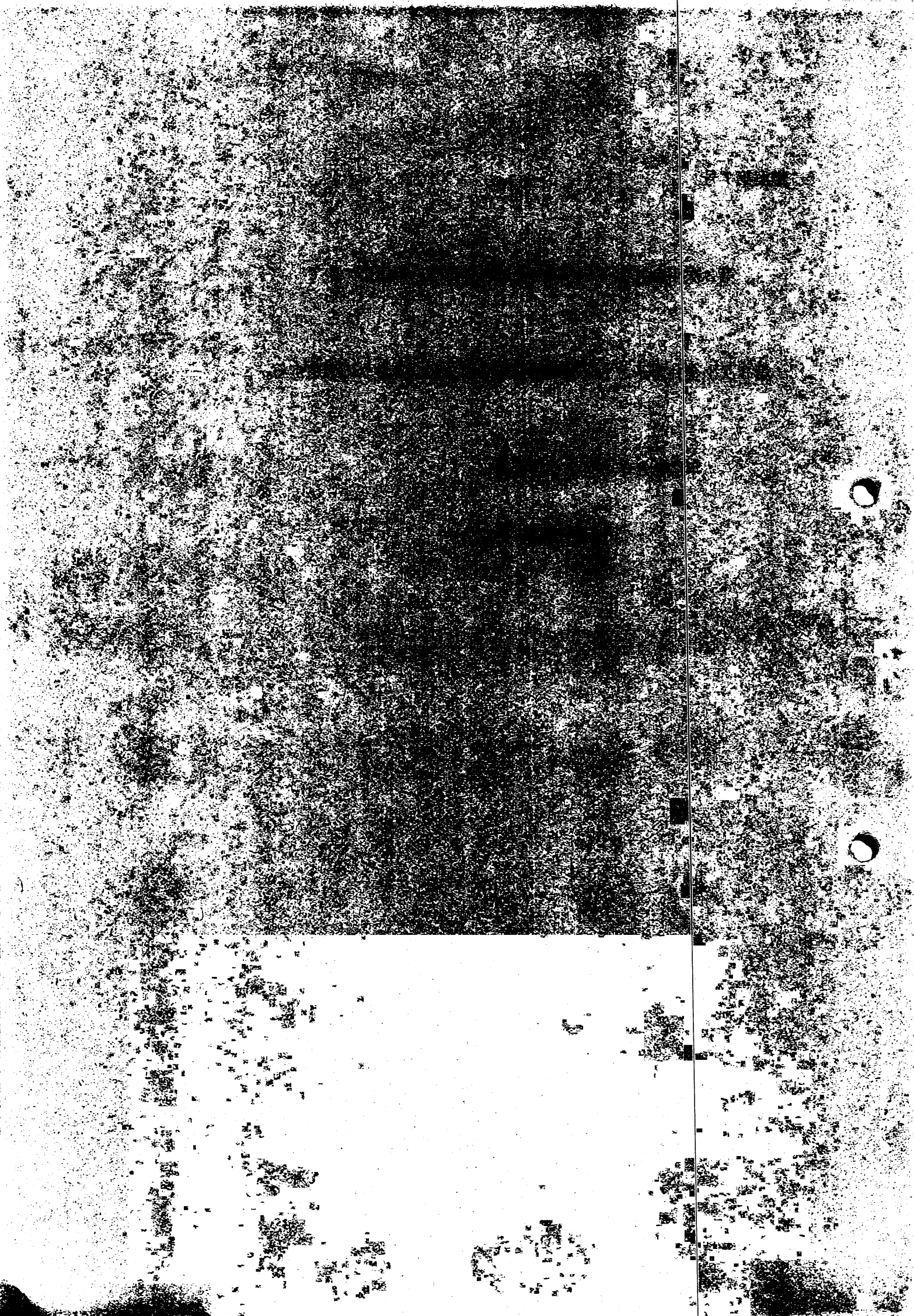
第3次小金井市子ども読書活動推進計画を別紙のように策定する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、第3次小金井市子ども読書活動推進計画を策定したため、本案を提出するものであります。



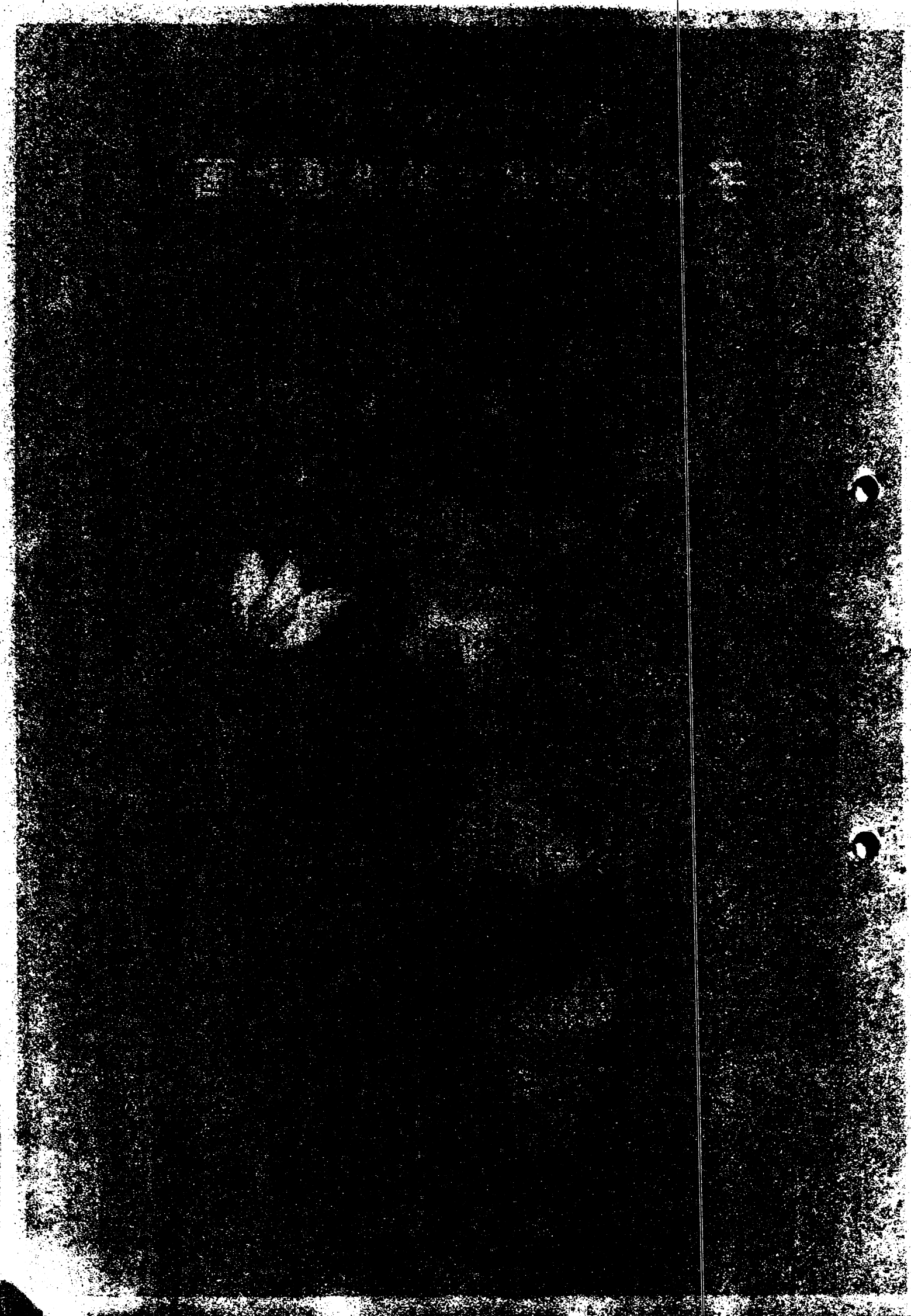
小金井市教育委員会

Illustration by Tetsu Kudo, when with letters

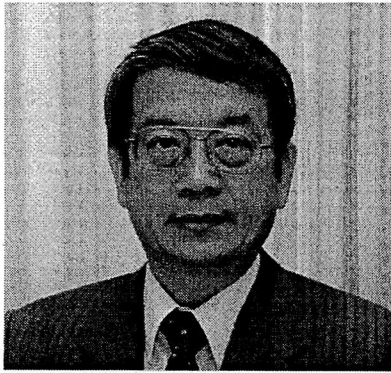


子ども読書活動推進計画

第3次小金井市



はじめに



陳腐な言い回しで恐縮ですが「昔は良かった」。テレビや学習塾に支配されない時代の子どもたちは、学校から帰ると近くの原っぱに集まり、夕闇迫るまで遊び呆けたものです。そして夕飯後の家族団らんのひとときが終わると、眠りに就くまでの長い時間をいかに退屈しないで過ごすかに知恵をしぼりました。多くの子どもにとってそれは読書でした。毎日学校の図書館から本を借りてきては、ジャンルを問わずに読みあさったのです。そのような生活を通して、「豊かな心」や「知識」や「思考力」、即ち文科省がいう「生きる力」の基盤がしっかりと培われたのです。

さて、電話・カメラ・コンピュータ・テレビ・ゲーム・ステレオ・映画等のすべてがポケットの中の「スマホ」に収まるという夢が実現した現代社会。しかし人類は一つ新しい文物を得ると代わりに大事なものを一つ失います。今、子供たちの生活から活字文化に接する時間がどんどん減っています。将来を担うべき子どもたちの環境の危機といっても過言ではありません。

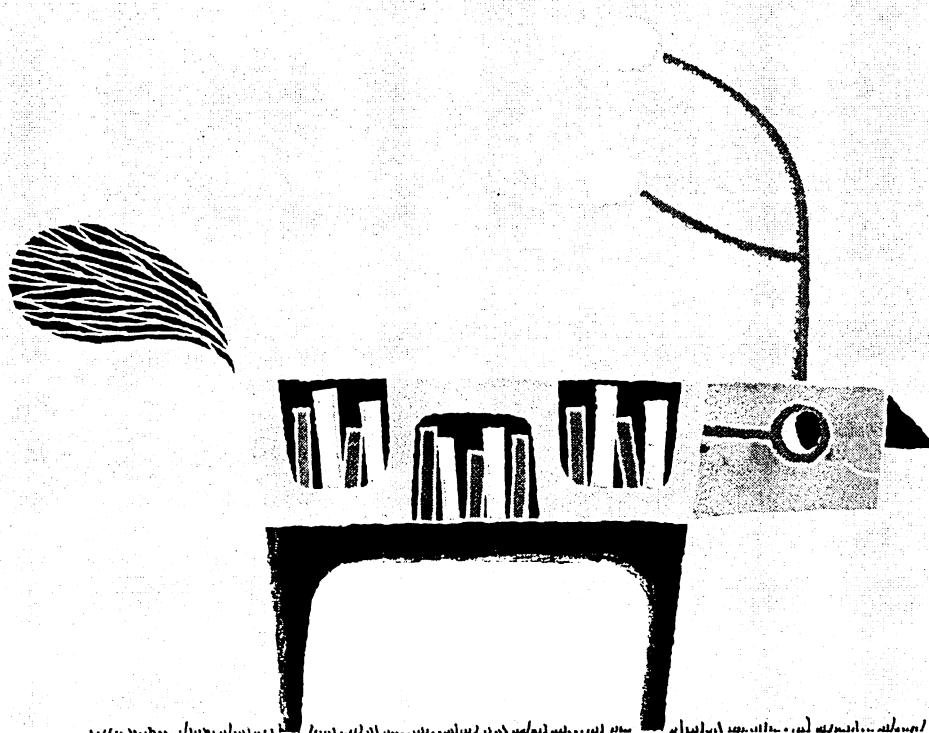
そのような状況にあって、このたび関係者が一堂に会して練り上げたのが「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」です。子どもの読書活動の活性化のためには、家庭、地域、学校、関係機関が連携して社会全体で取り組むことが大切です。今後本計画に基づいて、本市の子どもたちの読書活動がいっそう推進、充実していくことを祈念いたします。

平成28年3月 小金井市教育委員会教育長

山本 修司

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 市の取組と成果	4
3 今後の課題	5
第2章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方	7
1 目的	7
2 基本方針	7
3 計画の期間	7
第3章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組	8
I 乳幼児	8
1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信	9
2 市立図書館による支援	9
3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援	10
II 小学生・中学生	12
1 各学校での支援	13
2 市立図書館による学校等への支援	13
3 市立図書館での支援	13
4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動	15
III YA(ヤング・アダルト)世代	17
1 YA(ヤング・アダルト)世代への読書活動の推進	17
IV 特別な支援を必要とする子ども	19
1 特別な支援を必要とする子どもへの取組	19
2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援	20
3 市立図書館の充実	20

第4章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進	21
1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進	21
2 市立図書館の取組	21
【参考】第3章 事業一覧表	22
【参考】第4章 事業一覧表	29
資料編	31
子どもの読書活動の推進に関する法律	32
第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱	35
第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱	37
小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過	39



第1章 計画の策定にあたって

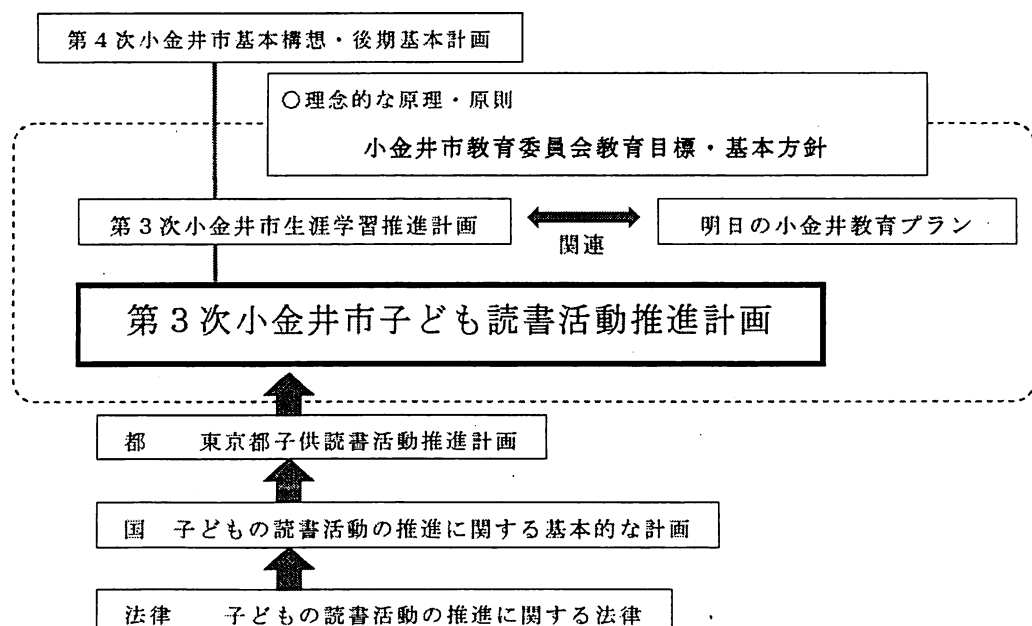
1 計画策定の背景

小金井市（以下「本市」という。）では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画として「小金井市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策53項目を掲げ、一定の成果を上げてきました。平成20年度が終期となることから、引き続き本市の子ども※1の読書活動推進のために、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画として「第2次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。

その後、第2次計画の上位計画である第2次小金井市生涯学習推進計画は、さらに上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画との計画期間のずれを解消するため、平成27年度まで延伸されました。これを受け、第2次計画についても平成27年度まで2年間延伸することとしました。

延伸した期間では、第2次計画で目標として掲げた施策項目の更なる充実等を目指して取り組む一方、新たに貫井北センターの開館に向けて準備を行ってきました。平成26年4月に貫井北センターが開館してからは、公民館と図書館が一体となった新規行事やYA（ヤング・アダルト）世代向けの行事等を実施してきました。

【図1：計画の位置づけ】



第3次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、法律第9条第2項に基づき、第2次計画に続く小金井市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

本計画の策定にあたっては、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）※²」（平成25年5月）及び東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画※³」（平成27年2月）の内容を参考としました。

また、本市の教育委員会の教育目標及び方針である以下の内容を踏まえて策定をしています。

小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

（平成20年1月24日 小金井市教育委員会決定）

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成24年2月14日 小金井市教育委員会決定)

加えて、年齢に応じた取組、図書に触れる環境の整備、子どもが自主的に図書に触れる機会の創出等を検討しました。

さらに、平成32年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、日本の伝統・文化についての知識を広げ、新しい経験や体験を通じて、健やかな成長につながるように検討しました。

※1：本計画における「子ども」は0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

乳幼児：0歳から7歳未満の小学校に上がる前の子ども

小学生・中学生：小学校、中学校等に通う子ども

YA（ヤング・アダルト）世代：おおむね15歳から18歳までの子ども

※2：国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は基本計画という。（以下第二次の基本計画は「第二次基本計画」といい、第三次の基本計画は「第三次基本計画」という。）

※3：都の「東京都子供読書活動推進計画」は推進計画という。（第2次の推進計画は「第2次推進計画」といい、第3次の推進計画は「第3次推進計画」という。）

2 本市の取組と成果

本市では、平成21年度に第2次計画を策定してから、毎年度施策の実施状況を点検し、各種施策を実施してきました。

(1) 乳幼児

関係する各課との連携によって、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、ブックスタート事業等を市民協働により継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図りました。

また、図書館各館での読み聞かせを市民協働により継続的に実施し、図書に触れる機会を創出する取組を行ってきました。

(2) 小学生・中学生

小学生・中学生が、市立の小学校・中学校（以下「各学校」という。）で図書に触れる機会を作るために、司書の配置、朝読書の時間の設定、読書コンクールなどを行ってきました。また、図書館の図書を学級ごとに貸し出す団体貸出のサービスを各学期に行

うことにより、各学級での読書活動を推進してきました。

(3) Y A (ヤング・アダルト) 世代

平成26年4月に開館した図書館貫井北分室にも、本館に続いてY Aコーナーを設けたことで資料の充実がなされました。また、貫井北センターではY A世代対象の事業を実施するなど、Y A世代に対する読書活動の推進を行いました。

(4) 特別な支援を必要とする子ども

本市では、平成25年10月に小金井市児童発達支援センター「きらり」(以下「きらり」という。)を開設し、療育やその保護者のケアに力を入れてきました。図書館でも「きらり」と連携し、療育の一環として「きらり」に通う子どもたちの来館を手助けし、行動範囲の拡大をサポートしました。また、必要な図書を貸出し、「きらり」内の待合室などに置くなどの取組を行いました。

3 今後の課題

国の第三次基本計画では、第二次基本計画で指摘した、年齢が上がるにつれて子どもの読書離れが顕著になるという傾向が依然として改善されていないことが示されています。東京都においても同じ傾向であり、都の第三次推進計画では「小学生・中学生の読書活動状況等に関する調査」(東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度)の結果から、

- ・ 1か月に1冊も本を読まない人(以下「不読者」という。)は、身近な人に「本を読んでもらったことがある」「本を読んであげたことがある」「一緒に図書館や書店に行く」「本の話をする」等の体験が少ない傾向があること
- ・ 不読者の環境の改善には、家庭や地域を含む社会全体で連携した取組が重要であること、また、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つような気運を高めることも重要であること
- ・ 学年が上がるにつれて、読書について影響を受ける身近な人は友人となる場合も考えられ、保護者や教員ではなく友人と本の話をするような場の提供も必要であること
- ・ 年齢が上がるにつれ、進学・就職の準備や部活動等、様々な活動が増える中高生には本を読む時間の確保とともに、限られた時間の中で充実した読書ができるような働き掛けが必要となること

といった状況や課題が示されており、より一層、学校、地域及び図書館における読書環境

の整備や家庭に対する読書活動の啓発が必要とされています。

同調査の本市の結果では、東京都平均よりも1か月に1冊も本を読まない人の割合（不読率）は低い状況となっており、これまでの取組による一定の成果が出ているものと考えられます。しかしながら、年齢が上がるにつれて子どもの読書離れが顕著となる傾向や、不読者の置かれた環境は東京都と同様のものとなっており、その改善に向け必要な取組も共通しています。

以上を踏まえた、本市での課題は次のとおりです。

(1) 乳幼児

就学前から読み聞かせ等で習慣的に本に触れることや印象に残る読書体験ができるようにするために、保護者から乳幼児へ読み聞かせをすることの重要性や、読み聞かせのための情報提供、保育所等の乳幼児が過ごす場に絵本が行き渡り、図書が身近なものとなる環境整備等の取組が必要です。

(2) 小学生・中学生

読書離れの傾向は、年齢が上がるにつれ顕著になっています。小学生・中学生が、自分自身が読みたいと思う本と出会い、読書の楽しさを知ってもらうことで、自主的な読書につながる取組が必要です。

(3) Y A（ヤング・アダルト）世代

Y A世代は、進学、就職、部活等で本を読む時間の確保が困難な時期となります。Y A世代が興味を持って読むような進学・就職に関する図書や部活動等に関する実用的な図書が身近にある環境を整えること、休息としての読書の啓発や催しの実施等の取組が必要です。

(4) 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする方に対する理解が進み、公共施設でも支援体制の整備を行っています。引き続きすべての子どもたちが図書を楽しめる環境となるように、さらなる整備が必要です。

第2章

第3次小金井市子ども読書活動 推進計画策定の基本的な考え方

1 目的

本計画は、法律第2条に規定されている「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」を基本理念におき、図書を通じて豊かな感性・経験・知識等が育まれ、子どもの健やかな成長につながることを目的に策定しました。

2 基本方針

本計画では、子どもの成長段階に合わせて、関係施設との連携を主に考え、小金井市が今後5年間に実施する取組を明らかにします。

また、本計画は図書館が主体となり、庁内検討委員会及び作業部会の開催によって関係各課と協議した上で策定しました。本計画の推進における進捗状況については同委員会及び作業部会が点検を行っていきます。

さらに、都の推進計画に新たに追加されたオリンピック・パラリンピックへの理解・周知活動なども含めて本計画を策定しました。

これらを踏まえ、本計画は次に挙げる基本方針に則り策定します。

- (1) 1か月に1度は図書を読むように図書に触れる機会を作る。
- (2) 自主的に目的を持って本を読めるよう読書の質の向上を図る。
- (3) 図書の配置、関係施設との連携などによる図書の充実や読書環境の整備を図る。
- (4) オリンピック・パラリンピックに向けた新たな取組を行う。

3 計画の期間

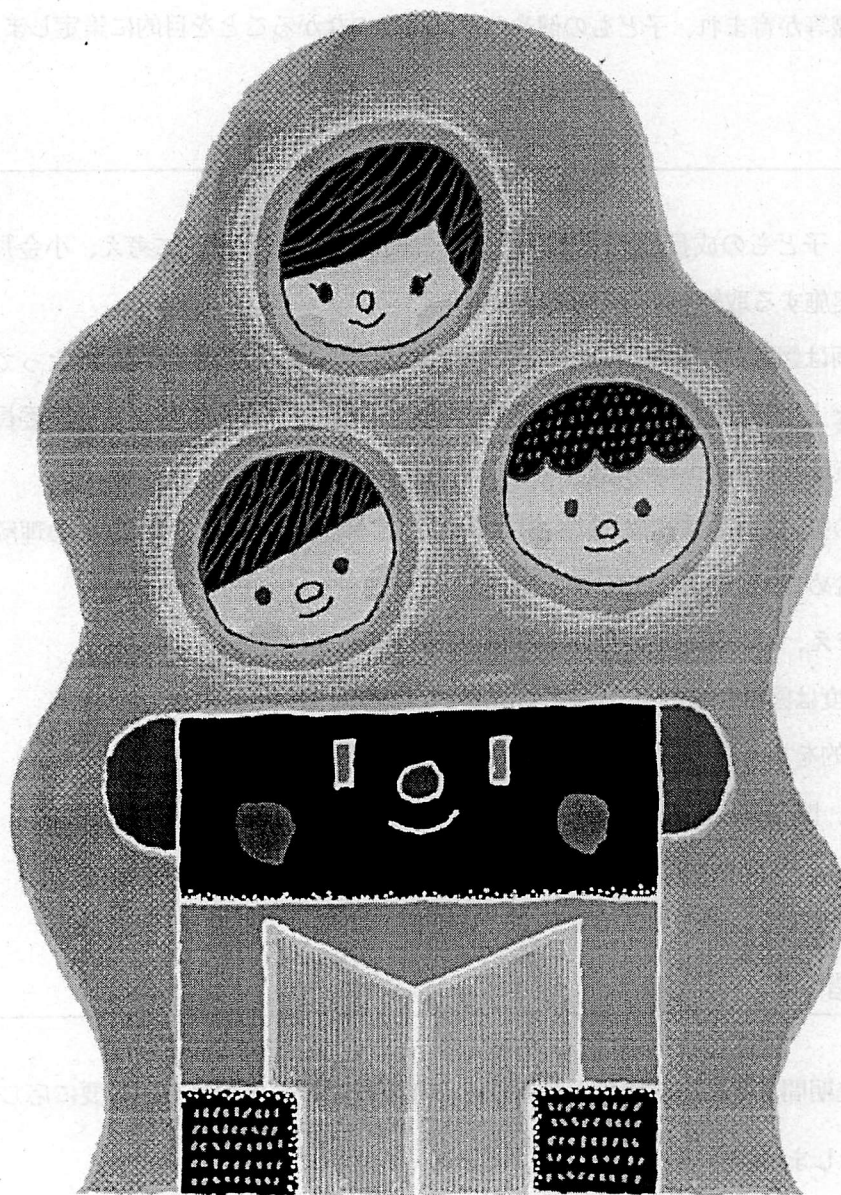
本計画の推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しをします。

第3章

第3次小金井市子ども読書活動 推進計画を推進するための取組

I 乳幼児

読み聞かせは子どもにとって、読んだ物語が感情に働きかけ、子どもの感情を豊かにし、コミュニケーション能力や言語能力の発達につながります。また保護者が読み聞かせをすることで、子どもと共に身近な大人が読書活動に理解と関心を持つきっかけとなります。乳幼児が習慣的に絵本や紙芝居等に触れることや印象に残る読書体験に寄与するため、本市では次の事業を実施していきます。



1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信

(1) 乳幼児を育てる家庭への支援

本市では、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するためにブックスタート事業を市民協働で実施しており、この取組を今後も継続していきます。

また、ボランティア団体等が主催する乳幼児へ読み聞かせを行うおはなし会等の情報が必要としている保護者の元に届くよう、更なる広報活動に努めていきます。

(2) 親子で遊べる広場での読書活動への支援

子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでは、図書コーナーを設置し、年齢、季節を考慮した絵本を配置し、事業においても、絵本や紙芝居等の読み聞かせを実施しています。また、図書館及び地域サークルの情報を掲示するほか、毎月発行する通信に絵本の紹介記事を掲載しており、今後も図書コーナーの活用や読み聞かせ、情報提供を行い、親子のコミュニケーションの充実を図ります。

2 市立図書館による支援

(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供

乳児向け推薦図書パンフレットの作成、季節ごとのテーマ展示や新刊本の展示により、図書館の本の周知に努めています。今後は図書館ホームページでの情報提供を進めるとともに、関係する方々への情報発信の方法を検討し、周知活動の拡充に努めます。

(2) 図書館へ行きやすい環境の整備

乳幼児を育てている方が図書館に行きやすい環境を作るために、限られたスペースの有効活用や、書架の配置の見直しにより、多くの乳幼児が利用しやすくなるよう努めます。また、関係各課の行事等でも図書に触れる機会を作ることができるよう連携を図ります。

(3) 絵本や紙芝居等の充実

保護者からの要望、関係機関の発信する情報や要望等を収集し、乳幼児向けの絵本や紙芝居等の充実を図ります。

(4) 図書館等での定期的なおはなし会の実施

図書館で実施するおはなし会では、乳幼児に読み聞かせる絵本や紙芝居の紹介だけでなく、ブックトークや手遊び、わらべ歌などを取り入れます。また、地域の状況に合わせたおはなし会ができるように検討を行っていきます。

併せて、図書館で実施しているおはなし会の周知だけでなく、関係団体が行っているおはなし会活動状況の情報リスト、マップ等を作り、情報提供システムの構築を図ります。

(5) 読み聞かせ活動の支援

地域や関係施設で読書活動やおはなし会活動をしているサークル、図書ボランティアの方との連携により、更に充実した活動ができるように支援をしていきます。

(6) 外国語を母語とする乳幼児への読書活動の支援

外国語を母語としている乳幼児の読書活動を支えるため、さまざまな言語（英語、中国語、韓国語等）の図書の充実を図ります。

3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援

(1) 園児の読書活動への支援

絵本に親しみを持つように公立保育園の園内各所に絵本に関する手作り人形を展示し、絵本に親しみの持てる環境づくりに努めます。また、公立のみならず、私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的に開催している園長会等で情報交換をします。

(2) 保育園での絵本や紙芝居の充実

絵本や紙芝居の質の向上を図るために、絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リストなどを参考にして購入を検討します。

(3) 絵本に触れる環境づくり

乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本を選びやすいようにするなどの配慮を行い、絵本に触れる環境の充実に努めます。

(4) 家庭への支援

クラスの懇談会等で乳幼児が好きな絵本や年齢にあった本、家庭で読むのに適した本の紹介を行うなど、家庭での読書活動の充実を支援します。

また、幼児クラスにおいては、保育園所蔵の絵本の貸し出しも継続して実施します。

(5) 絵本や紙芝居の読み聞かせ

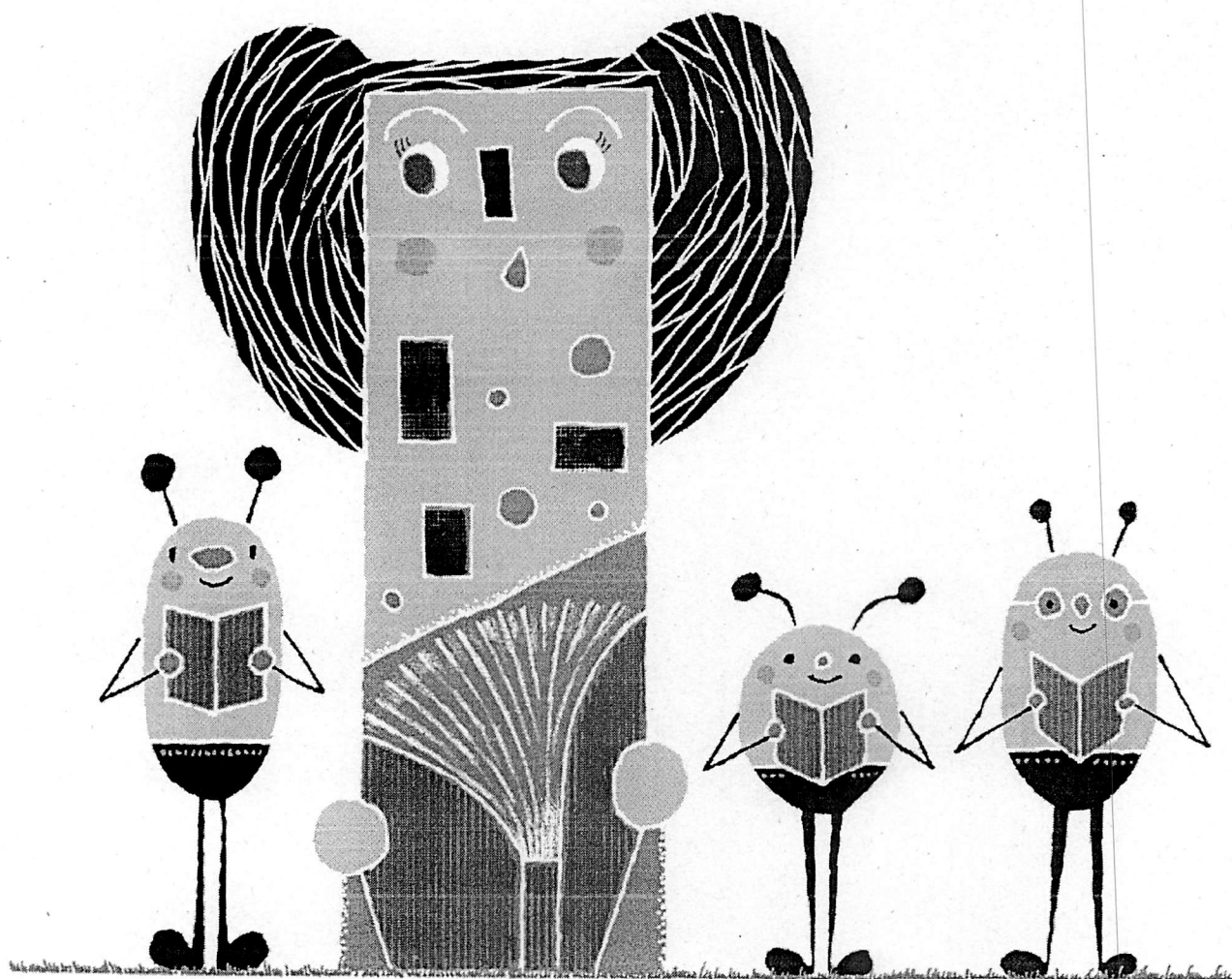
職員間で保育に活かせる絵本や紙芝居の紹介や絵本や紙芝居の読み方等の情報交換を行うことにより、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実を目指します。

Ⅱ 小学生・中学生

小学生から中学生にかけては、本との接し方が変化します。小学校低学年では図書の楽しさに触れ、高学年になると自立して図書を読み、中学生になると目的や趣味等に応じて自ら図書を選定し、読書していきます。また、読書活動の多い小学生・中学生は、社会性、意欲、論理的思考等が高いということも言われています。

各学校では、各教科等における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が本に親しみ、本を読み、読書習慣を身につけることができるように支援しています。

また、小学校3年生を境に図書を読まなくなる割合が増えており、各学校図書館との連携を行いながら、自分自身が読みたいと思う図書と出会い、読書の楽しさ知り、目的に合わせた図書を選び、自主的な読書につながる機会を作るため、次の事業を実施します。



1 各学校での支援

(1) 朝読書や各教科等における読書活動等の工夫

朝読書や読書週間等の全校一斉の読書活動やブックトーク、読み聞かせ等の読書活動を通して、本に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が本に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。

(2) 読書活動推進計画の充実

司書教諭を中心に、全体で自校の実態や本計画に基づいて読書活動推進計画を作成し、各学校図書館の活用をしていきます。指導の中で、年間指導計画に位置付けることにより、全教職員が連携して読書活動を推進し、今後は前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成して、より充実した内容となるように努めます。

(3) 読書活動事例の共有

継続して各学校の読書活動の実践事例等を収集し、発表や情報交換の場を設け、小学生・中学生の読書経験や感想、各学校の実践事例等を家庭や地域等に周知できるように努めます。

また、各学校の読書活動や学級文庫の充実、子どもが読書に親しむ取組や指導等についての情報交換を継続し、自校においても実践できる読書活動を見つけ、読書活動の充実に努めていきます。

(4) 読書感想文コンクールへの参加

各学校の小学生・中学生を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しています。今後は更に応募する参加者数を増やし、表彰される小学生・中学生が増えるように努めます。

(5) 地域との連携

ブックトークや読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理等のボランティア活動に、保護者や地域の人材の協力を得るよう、積極的に働きかけ、家庭・地域と連携し、充実した読書活動に努めます。

(6) 各学校図書館の整備

各学校図書館の運営において、学校図書館補助員が読書活動充実のための環境の保持に努めていることで、授業における図書の活用や、図書の貸出や返却が円滑に行われています。各学校図書館補助員の配置を継続し、各学校図書館が円滑に運営できるように努めます。

(7) 各学校図書館の充実

文部科学省からの通知により、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するために国が定めた図書基準（「学校図書館基準」昭和34年文部省制定）及び学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）に従い、購入、修理、廃棄を計画的に行い、蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置等を行います。

2 市立図書館による学校等への支援

(1) 学校等の読書活動の支援

学校等が必要とする図書の貸出や充実に努めるとともに、学校への訪問等を行い、新たに図書に興味を持つ小学生・中学生が増えるよう努めます。

また、学校だけでなく関係各課の所管する施設への訪問や会議等へ参加し、図書に触れる機会を作ることができるように、関係各課との連携を図ります。

(2) 学校図書館との連携

学校図書主任等と情報交換を行い、また、学校からの質問や相談（レファレンス）に対応するなど、学校図書館が充実できるように支援していきます。

3 市立図書館での支援

(1) 図書館へ行きやすい環境の整備

4月23日の子ども読書の日、読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、小学生・中学生や保護者、教職員の参加を促します。また、小学生・中学生が参加できるような行事を実施し、小学生・中学生や保護者に子ども読書の日、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りを検討します。

また、今後の図書館の位置づけや考え方を検討する際には、小学生・中学生が利用したいと感じ、興味を持つような図書館を目指して検討を行います。

(2) 図書等の充実

小学生・中学生からの要望、学校図書館との情報交換等を行い、より魅力的な図書等が充実するように努めます。

4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動

(1) 公民館での読書活動の推進

公民館では、親子を対象とした絵本等の読み聞かせや朗読の講座等の実施を検討し、また、自主講座において読書活動を推進する企画による参加を奨励します。加えて、企画実行委員の会議において読書推進の提案を行い、講座等を通じて充実した活動ができるように支援していきます。

また、読み聞かせや朗読の講座等において関係図書の紹介を行い、読書に触れる機会を増やします。

さらに、図書館との共催事業等を継続して行い、センターまつりにおいて図書館のリサイクル図書事業の周知等を行います。

(2) 公民館での広報活動

読書活動についての関連記事の掲載、公民館独自で作成するポスターによる広報、掲示板での情報提供回数を増やしていきます。

(3) 児童館での読書活動の推進

図書に触れる機会を増やすため、地域の関係団体が行う読み聞かせの場の提供を図ります。また、全館で紙芝居や読み聞かせ用の本を配架していますが、所蔵図書だけでなく、図書館の紙芝居等も積極的に活用し、充実した読書活動を目指します。

(4) 児童館・学童保育所の図書コーナーの充実

施設を利用する小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図ります。

(5) 家庭文庫や地域文庫等の読書活動への支援

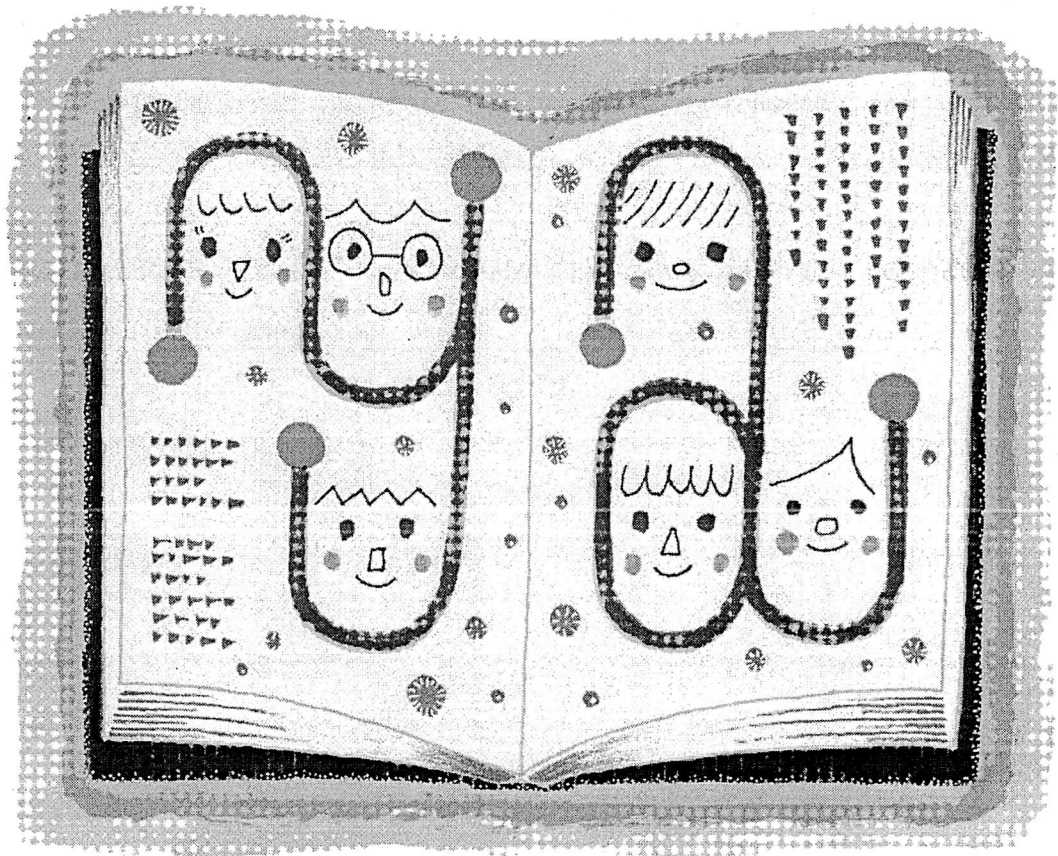
図書館では、地域で活動している地域文庫・サークル等との連携により、小学生・中学生が図書に触れる機会を作っており、今後も各団体が活動しやすいように、情報提供や活動の支援ができるようにします。

また、読書活動を行っている団体を含む各種団体の事業への支援を行い、読み聞かせ等の図書に触れる機会の充実に努めます。

Ⅲ Y A（ヤング・アダルト）世代

Y A世代では、受験、部活動、進学等により読書に時間を割くことが難しく、また、読書の必要性が見いだせない世代です。時間を割いて読書することの意味や楽しさ、図書から得られる情報などの活用について、活用事例の紹介、図書の楽しさに気付くきっかけづくりを行います。

また、Y A世代とは将来を考える重要な時期でもあり、関係施設とも連携を図り、図書に触れる機会を作るために次の事業を実施します。



1 Y A（ヤング・アダルト）世代への読書活動の推進

(1) 各種行事の実施

年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、Y A世代と情報交換を行い、ニーズの把握に努め、各種行事を開催します。

(2) 図書に触れる環境の整備

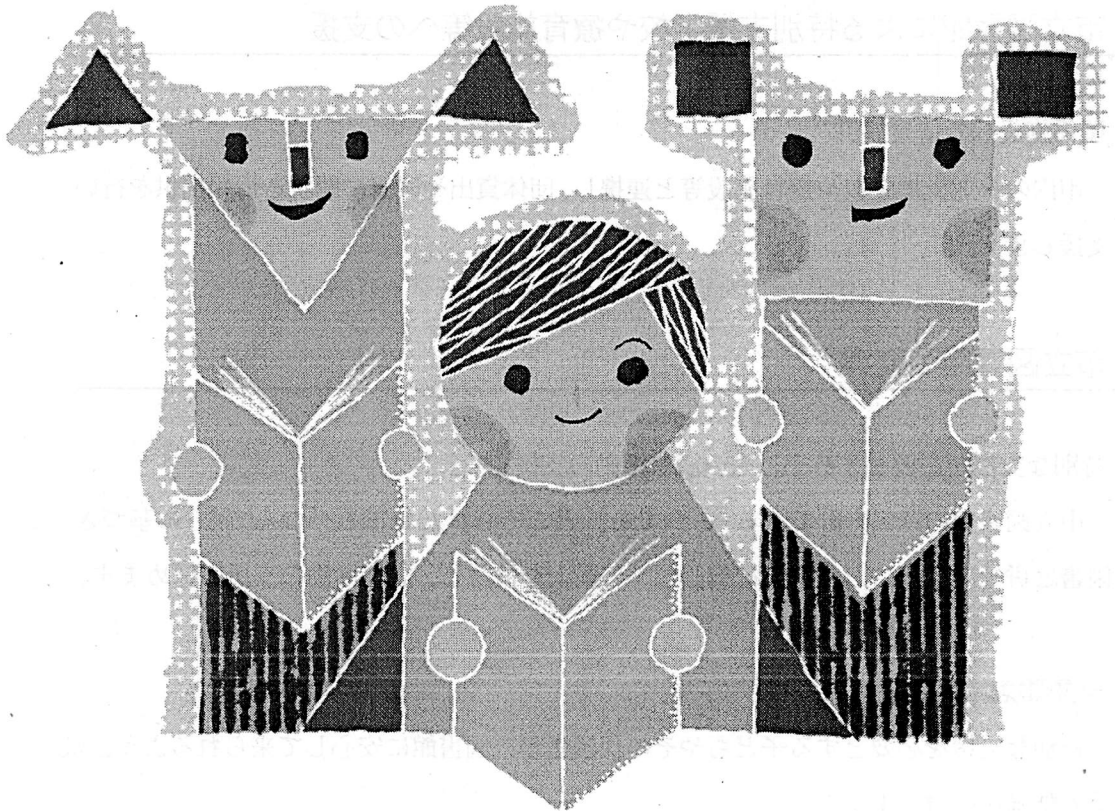
市内の大学等と連携し、図書離れの割合が高いY A世代への取組などについて検討し、地域で読書活動の推進ができるよう、図書離れしたY A世代が参加しやすい行事等を行い、図書に触れる環境作りを充実させます。

(3) 高校等との連携

高校等と積極的に情報交換を行い、Y A世代向けのおすすめ図書の紹介などを行い、充実した関係づくりを目指します。

IV 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るため、子どもの特性や状況に応じた支援の体制を検討します。平成28年4月1日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容も考慮し、利用しやすい環境を創設するために、次の事業を実施します。



1 特別な支援を必要とする子どもへの取組

(1) 各学校での取組

特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう努めます。

(2) 関係各課への支援

関係各課の施設で特別な支援を必要とする子どもが来て図書に触れられる機会ができ

るように、情報提供や機器の選択の際に相談等の対応を行い、特別な支援を必要とする子どもたちが図書に触れる環境整備に協力します。

(3) 特別な支援を必要とする子どもが図書館等へ行くことへの支援

特別な支援を必要とする子どもたちが、図書館等へ行きやすくするための支援に努め、療育施設等と図書館との連携を図ります。

2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援

(1) 関係施設への情報提供

市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援します。

3 市立図書館の充実

(1) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

市立図書館の運営方針である「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」に基づき、図書と併せて読書に必要な福祉機器類等の購入も検討し、読書活動の支援に努めます。

(2) 読書環境への配慮

特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、図書館に安心して来られるよう、環境の整備を検討します。

また、特別な支援を必要とする子どもが通う施設から図書館への来館希望がある場合には、本人への配慮と併せて他の図書館利用者へも配慮して対応等を検討します。

第4章 | オリンピック・パラリンピック 開催を見据えた読書活動の推進

平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツだけでなく、日本の伝統や文化、また障がいに対する理解を深める必要があります。

本市では関係する各課が協力し、次の事業を実施します。



1 各学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて、各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める書籍等の充実を図ります。

2 市立図書館の取組

(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介

幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況等を著した学習・参考図書の充実を目指します。

【参考】第3次小金井市子ども読書活動推進計画 第3章 事業一覧表

No	取組	施策項目	取組内容
I 乳幼児			
1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信			
1	(1) 乳幼児を育てる家庭への支援	ブックスタート事業の継続	読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するためにブックスタート事業を継続します。
2		情報提供方法の充実	乳幼児のおはなし会を利用したいと考えている保護者の元に情報が届くよう、更なる広報に努めていきます。
3	(2) 親子で遊べる広場での読書活動への支援	図書コーナーの設置	親子あそびひろばに図書コーナーを設置し、年齢・季節を考慮した絵本を配置します。
4		読み聞かせ事業の実施	親子あそびひろばで絵本や紙芝居の読み聞かせ等を行い、親子のコミュニケーションの充実を図ります。
2 市立図書館による支援			
5	(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供	成長に合わせた絵本や紙芝居等の紹介	探している絵本や紙芝居等の情報提供ができるようにサービスの充実に努めます。
6		乳児向け推薦図書パンフレットの作成	子育て中の保護者等への情報提供の充実に努めます。
7		関係機関への情報発信の見直し	情報発信や関係する方々への情報提供方法を検討し、周知活動の拡充に努めます。
8	(2) 図書館へ行きやすい環境の整備	子育て世代への支援	乳幼児を連れた保護者等が安心して行きやすい環境の整備を検討します。
9		書架の見直し	市民サービス向上に向けて、限られたスペースを有効に活用します。
10		図書館行事の周知活動の充実	図書館で実施している行事について、図書館の中での掲示だけでなく、ホームページなどの活用により、幅広く周知活動を行い、利用者が増えるように努めます。

No	取組	施策項目	取組内容
11	(2) 図書館へ行きやすい環境の整備	関係各課との連携	子ども読書活動推進計画の作成に携わっている関係各課の行事等でも図書に触れる機会を作ることができるよう、関係各課との連携を図ります。
12	(3) 絵本や紙芝居等の充実	絵本や紙芝居等の購入・寄贈・リサイクル等の活用	関係機関の発信する情報等を収集し、乳児向けの絵本や紙芝居等が充実できるように努めます。
13	(4) 図書館等での定期的なおはなし会の実施	おはなし会の充実	乳幼児に読み聞かせる絵本や紙芝居の紹介だけでなく、わらべ歌や手遊びなどについても周知できるように、おはなし会の内容の充実を図ります。
14		関係団体との連携	関係団体が実施するおはなし会がスムーズに行えるように、関係団体と連携を取り、周知方法の見直しや団体貸出サービス等の充実に向けた検討を行います。
15		地域の特長にあったおはなし会の検討	対象となる子どもの年齢や地域の状況を検討し、地域にあったおはなし会ができるように検討を行います。
16		おはなし会の情報整理	おはなし会の活動状況の情報リスト、マップ等を作り、情報提供システムの構築を図ります。
17	(5) 読み聞かせ講座の実施	関係団体への支援	関係団体の方の活動が更に充実するよう、講習会・講座・研修等の実施により支援します。
18	(6) 外国語を母語とする子供、帰国した児童への読書活動の支援	外国語図書の充実	外国語図書の充実を図ります。

No	取組	施策項目	取組内容
3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援			
19	(1) 園児への読書活動への支援	絵本に親しめる環境づくり	絵本に親しみを持つように公立保育園の園内各所に名作絵本の登場人物の手作り人形を展示し、絵本に親しみの持てる環境づくりに努めます。
20		関係団体との情報交換	私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的に開催している園長会等で情報交換等を行います。
21	(2) 保育園での絵本や紙芝居の充実	絵本や紙芝居の購入・寄贈・リサイクル等の活用	絵本や紙芝居に関わる機関のすすめ本リスト等を参考にして購入を検討します。
22	(3) 絵本に触れる環境づくり	園児が絵本に触れる工夫	乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本に触れられる環境の充実に努めます。
23	(4) 家庭への支援	家庭への情報提供	家庭で読むのに適した本の紹介を行うなど、家庭での図書活動の充実に支援します。
24		絵本の貸出	幼児クラスの園児へ、保育園所蔵の絵本の貸出を行っています。
25	(5) 絵本の読み聞かせ	絵本や紙芝居を通じた保育活動の充実	職員間での情報交換により、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実を目指します。
II 小学生・中学生			
1 各学校での支援			
26	(1) 朝読書や各教科等における読書活動等の工夫	読書機会の創出	本に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が本に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。
27	(2) 読書活動推進計画の充実	充実した読書活動推進計画の作成	年間指導計画に位置づけ、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成することにより、充実した読書活動ができるようにします。

No	取組	施策項目	取組内容
28	(3) 読書活動事例の共有	読書活動事例等に関わる情報の共有	各学校が情報交換を行い、児童・生徒の読書経験や感想、各学校の実践事例等を家庭や地域等にも周知していきます。
29		読書活動の充実	各学校が情報交換を行い、自校においても実践できる読書活動を見つけ、読書活動の充実に努めていきます。
30	(4) 読書感想文コンクールへの参加	読書感想コンクールの参加者の増加	応募する参加者を増やし、表彰される児童・生徒を増やします。
31	(5) 地域との連携	充実した読書活動の実施	ブックトークや読み聞かせ、図書整理や図書修理等のボランティア活動に、保護者や地域の人材の協力が得るよう働きかけます。
32	(6) 学校図書館の整備	学校図書館補助員の配置日数の継続	学校図書館補助員の配置している日数が継続されるように検討します。
33	(7) 学校図書館の充実	図書に興味をもてる工夫	蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置等を行います。
2 市立図書館による学校等への支援			
34	(1) 学校の読書活動支援	図書の充実	各学校等が必要とする図書の貸出や充実に努めていきます。
35		学校等への訪問	各学校だけでなく関係施設への出前での読み聞かせやブックトークを検討します。
36		関係各課との連携	関係する施設への訪問や会議等へ参加し、図書に触れる機会を作ることができるよう、関係各課との連携を図ります。
37	(2) 学校図書館との連携	学校図書館の充実への支援	学校図書館が充実できるように、情報交換を行い、また、学校からの質問や相談（レファレンス）に対応するなど、学校図書館が充実できるように支援していきます。

No	取組	施策項目	取組内容
3 市立図書館での支援			
38	(1) 図書館へ行きやすい環境の整備	行事の情報提供	読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、子どもや保護者、教職員の参加を促します。
39		図書館に来るきっかけ作り	小学生・中学生が参加できるような行事を実施し、子ども読書の日、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りを検討します。
40		魅力ある図書館に向けた検討	今後の図書館の位置づけや考え方を検討する際には、児童・生徒が利用したいと感じ、興味を持つような図書館を目指して検討を行います。
41	(2) 図書等の充実	図書等の購入・寄贈・リサイクル等の活用	小学生・中学生からの要望、学校図書館との情報交換等を行い、より魅力的な図書等が充実するように努めます。
4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動			
42	(1) 公民館での読書活動の推進	子育て世代への支援	親子を対象とした絵本等の読み聞かせや朗読の講座等の実施を検討し、また、自主講座において読書活動を推進する企画による参加を奨励します。
43		図書に触れるきっかけ作り	読み聞かせや朗読の講座等において関係図書の紹介、案内を行い、読書に触れる機会を増やします。
44		関係団体との連携	企画実行委員の会議において読書推進の提案を行い、講座等を通じて充実した活動ができるように支援していきます。
45		図書館との連携	図書館との共催事業等を行い、効果的に読書活動の推進を図ります。
46		リサイクル図書事業の周知	センターまつりでのリサイクル図書事業の周知等を行います。

No	取組	施策項目	取組内容
47	(2) 公民館での広報活動	情報提供の拡充	読書活動についての関連記事の掲載、公民館独自で作成するポスターによる広報、掲示板での情報提供回数を増やしていきます。
48	(3) 児童館での読書活動の推進	図書に触れるきっかけ作り	地域の関係団体が行う読み聞かせの場の充実を図ります。
49	(4) 児童館・学童保育所の図書コーナーの充実	図書に触れるきっかけ作り	小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図ります。
50	(5) 家庭文庫や地域文庫等の読書活動への支援	関係団体への支援	地域文庫・サークル等の活動ができるように、情報提供や活動の支援になるように図書の充実を目指します。
51		図書に触れるきっかけ作り	読書活動を行っている団体を含む各種団体の事業への支援を行い、読み聞かせ等の図書に触れる機会の充実に努めます。
Ⅲ Y A（ヤング・アダルト）世代			
Ⅰ Y A（ヤング・アダルト）世代への読書活動の推進			
52	(1) 各種行事の実施	各種行事の実施	年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、Y A 世代と情報交換を行い、ニーズの把握に努め、各種行事を開催します。
53	(2) 図書に触れる環境の整備	図書に触れるきっかけ作り	図書離れの割合が高いY A 世代が参加しやすい行事等を行い、図書に触れる環境作りを充実させます。
54	(3) 高校との連携	高校等との情報交換	高校等と積極的に情報交換を行い、おすすめ図書の紹介などを行っていき、充実した関係づくりを目指します。

No	取組	施策項目	取組内容
IV 特別な支援を必要とする子ども			
1 特別な支援を必要とする子どもへの取組			
55	(1) 各学校での取組	図書の充実	子どもの状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しんでいけるよう努めます。
56	(2) 関係各課の支援	図書に触れる環境づくり	関係各課の施設で特別な支援を必要とする子どもが来て図書に触れられる機会ができるように、情報提供や機器の選択の際に相談等の対応を行い、特別な支援を必要とする子どもたちが図書に触れる環境整備に協力します。
57	(3) 支援の必要な子どもが図書館等へ行くことへの支援	療育施設等と図書館との連携	特別な支援を必要とする子どもたちが、図書館等へ行きやすくするための支援に努め、療育施設等と図書館との連携を図ります。
2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援			
58	(1) 関係施設への情報提供	関係施設との連携	市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援します。
3 市立図書館の充実			
59	(1) 特別な支援を必要とする子供の読書活動の支援	読書ができる環境への支援	本とあわせて読書に必要な福祉機器類等の購入も検討し、読書活動の支援に努めます。
60	(2) 読書環境への配慮	安心して来られる図書館への検討	特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、図書館に安心して来られるよう、環境の整備を検討します。
61		来館希望への対応	特別な支援を必要とする子どもが通う施設から図書館への来館希望がある場合には、本人への配慮と併せて他の図書館利用者へも配慮して対応等を検討します。

【参考】第3次小金井市子ども読書活動推進計画 第4章 事業一覧表

No	取組	施策項目	取組内容
オリンピック・パラリンピック			
1 各学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進			
62	(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	オリンピック・パラリンピックに関連した読書活動	オリンピック・パラリンピック関連書籍コーナーを設置し、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動を充実させます。
2 市立図書館の取組			
63	(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	図書の充実	幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などの図書の充実を目指します。

【資料編】

〔資料1〕 子どもの読書活動の推進に関する法律

〔資料2〕 小金井市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要綱

〔資料3〕 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

〔資料4〕 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に

積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次小金井市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (4) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館長
- (2) 学校教育部指導室長
- (3) 学校教育部庶務課長
- (4) 学校教育部学務課長
- (5) 生涯学習部生涯学習課長
- (6) 生涯学習部公民館長
- (7) 福祉保健部自立生活支援課長
- (8) 福祉保健部健康課長
- (9) 子ども家庭部子育て支援課長
- (10) 子ども家庭部保育課長
- (11) 子ども家庭部児童青少年課長

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、庁内検討委員会を代表し、庁内検討委員会の運営を総括する。

3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 庁内検討委員会の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会を設置する。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の下部組織として、第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、庁内検討委員会の指示に基づき、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、検討結果を庁内検討委員会に報告するものとする。

- (1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (4) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 作業部会は、次に掲げる課、室及び教育機関の長から推薦される者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館
- (2) 学校教育部指導室
- (3) 学校教育部庶務課
- (4) 学校教育部学務課
- (5) 生涯学習部生涯学習課
- (6) 生涯学習部公民館
- (7) 福祉保健部自立生活支援課長
- (8) 福祉保健部健康課
- (9) 子ども家庭部子育て支援課
- (10) 子ども家庭部保育課
- (11) 子ども家庭部児童青少年課

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、前条第1号に掲げる機関の長から推薦される部員をもって充てる。

2 部会長は作業部会を代表し、作業部会の運営を総括する。

3 作業部会に副部会長を置き、前条第2号に掲げる室の長から推薦される部員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、庁内検討委員会の委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年4月17日	1 第2次小金井市子ども読書活動推進計画調査結果の報告・意見交換 (1) 平成26年度の進捗状況について (2) その他 2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について (1) 策定作業スケジュール(案) (2) 庁内検討委員会作業部会担当者選出依頼 3 その他
第2回	平成27年5月15日	1 第2次小金井市子ども読書活動推進計画調査結果の報告・意見交換 (1) 平成26年度の進捗状況について (2) その他 2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について (1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)について (2) 庁内検討委員会作業部会担当者選出依頼 (3) 関係機関アンケートについて 3 その他 (1) スケジュールについて
第3回	平成27年8月12日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定スケジュール(案)について 2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)について
第4回	平成27年9月4日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定スケジュールについて 2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(素案)について 3 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の進捗確認について
第5回	平成28年1月15日 (開催せず)	パブリックコメントの内容について議論 ※関係各課と事務局で調整

2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年6月19日	1 作業部会の実施すること 2 第2次小金井市子ども読書活動推進計画 3 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(素案) 4 その他
第2回	平成27年7月10日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(素案)について 2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の成果指標について 3 その他
第3回	平成27年9月4日	庁内検討委員会との合同部会(次第は第4回と同様の内容)

3 図書館協議会等への説明会やパブリックコメント

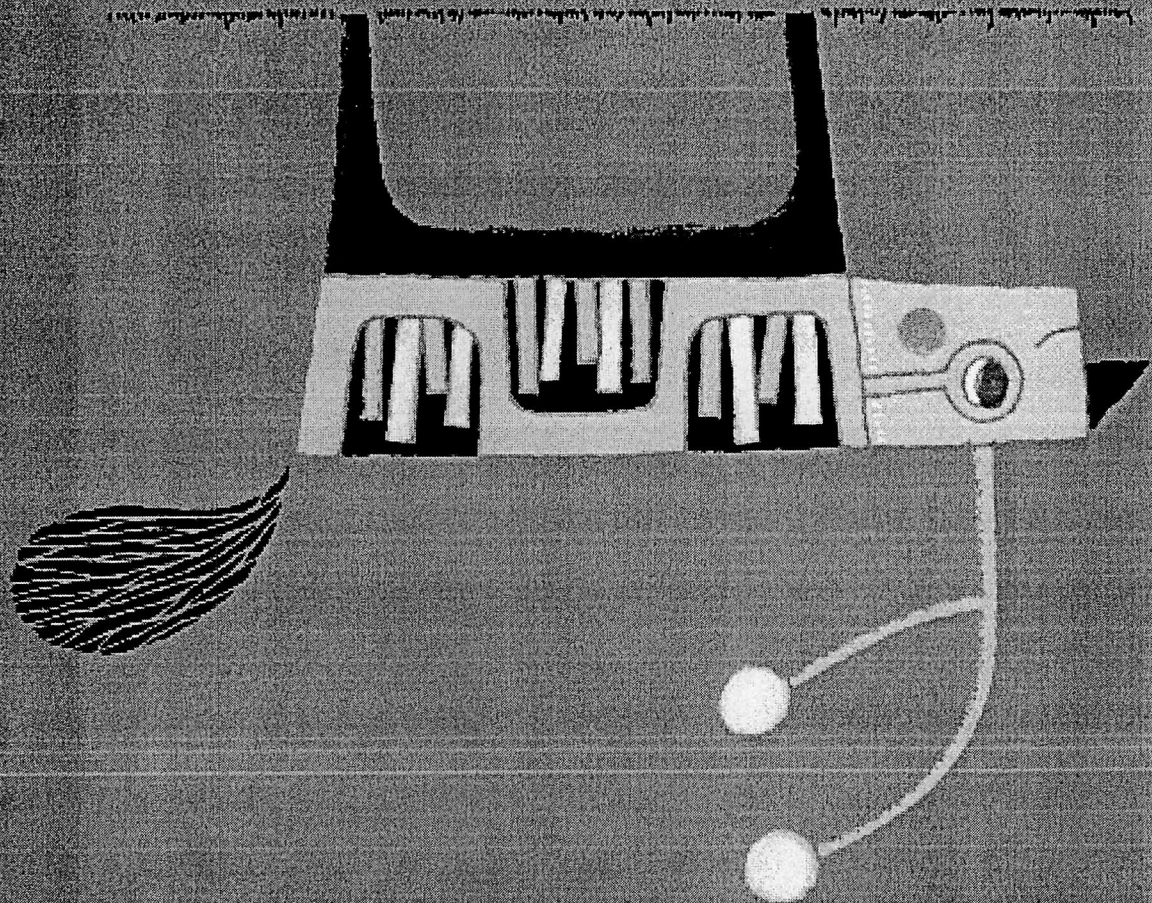
対象	開催日	主な内容
第13期図書館協議会	平成27年9月24日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
第14期図書館協議会	平成27年11月30日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
パブリックコメント	平成27年11月20日 ～12月20日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント
市民説明会	平成27年12月10日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
第14期図書館協議会	平成28年1月25日	パブリックコメントへの回答及び今後の予定の説明

平成 28 年 3 月作成

〔作成〕 小金井市生涯学習部図書館

〔デザイン・イラスト〕 東京学芸大学 正木賢一メディアラボ

Handwritten text at the top of the page, likely bleed-through from the reverse side. The text is mirrored and difficult to decipher but appears to contain several lines of cursive script.



議案第 8 号

学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定に基づき、小金井市立小・中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

（提案理由）

平成 28 年 4 月 1 日施行の学校保健安全法施行規則の一部改正等に伴い、整形外科医を校医として委嘱する必要性が生じたため、本案を提出するものがあります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日

(小学校)

	職 名	氏 名
一 小	内 科 医	宮 本 誠
	眼 科 医	嶋 田 孝 吉
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	古 田 昭 彦
	薬 剤 師	高 山 実 香
二 小	内 科 医	小 松 淳 二
	眼 科 医	平 岡 満 里
	耳鼻咽喉科医	三 枝 歌 子
	整形外科医	神 保 眞 理 子
	歯 科 医	尾 崎 玲 香
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
三 小	内 科 医	小 林 久 滋
	眼 科 医	待 山 伸 子
	耳鼻咽喉科医	諸 星 咲 子
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	田 中 泰 弘
	薬 剤 師	宇 山 和 江
四 小	内 科 医	三 島 協 二
	眼 科 医	倉 田 浩 二
	耳鼻咽喉科医	奥 田 和 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	坂 元 雅 明
	薬 剤 師	田 中 眞 理 子
東 小	内 科 医	篠 田 昭 彦 子
	眼 科 医	梅 澤 幸 子
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	野 中 慎 吾
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
前 原 小	内 科 医	穂 坂 英 明
	眼 科 医	梶 尾 高 根
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	小 磯 和 成
	薬 剤 師	村 藤 康 裕
本 町 小	内 科 医	岡 山 哲 廣
	眼 科 医	岡 山 信 枝
	耳鼻咽喉科医	奥 田 和 子
	整形外科医	神 保 眞 理 子
	歯 科 医	新 田 安 世
	薬 剤 師	村 藤 康 裕
緑 小	内 科 医	待 山 昭
	眼 科 医	平 岡 満 里
	耳鼻咽喉科医	西 野 裕 仁
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	三 浦 健 二
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
南 小	内 科 医	和 田 輝 洋
	眼 科 医	嶋 田 孝 吉
	耳鼻咽喉科医	諸 星 咲 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	藤 井 万 弘
	薬 剤 師	宇 山 和 江

(中学校)

	職 名	氏 名
一 中	内 科 医	久 我 治 子
	眼 科 医	岡 山 信 枝
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	神 保 眞 理 子
	歯 科 医	梶 原 仁 臣
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
二 中	内 科 医	宮 本 誠
	眼 科 医	倉 田 浩 二
	耳鼻咽喉科医	西 野 裕 仁
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	吉 越 留 美 恵
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
東 中	内 科 医	齊 藤 寛 和
	眼 科 医	梅 澤 幸 子
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	千 野 晃
	薬 剤 師	高 山 実 香
緑 中	内 科 医	丸 茂 恒 二
	眼 科 医	待 山 伸 子
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	北 村 秀 和
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
南 中	内 科 医	竹 田 和 義
	眼 科 医	梶 尾 高 根
	耳鼻咽喉科医	三 枝 歌 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	橋 詰 雅 志
	薬 剤 師	富 子 浩 子

(小・中学校)

職 名	氏 名
精 神 科 医	松 浦 理 英 子

議案第9号

小金井市立緑小学校学校薬剤師の解嘱について

小金井市立緑小学校学校薬剤師について、下記のとおり解嘱する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

記

1 解嘱を受ける者

- (1) 氏 名 北川 佳恵
- (2) 職 名 学校薬剤師
- (3) 担当校 小金井市立緑小学校

2 解嘱日

平成28年3月31日をもって解嘱とする。

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師の委嘱を行っているが、本人より辞退の申出があり、解嘱を行うため、本案を提出するものであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日

(小学校)

	職 名	氏 名
一 小	内 科 医	宮 本 誠
	眼 科 医	嶋 田 孝 吉
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	古 田 昭 彦
	薬 剤 師	高 山 実 香
二 小	内 科 医	小 松 淳 二
	眼 科 医	平 岡 満 里
	耳鼻咽喉科医	三 枝 歌 子
	整形外科医	神保 眞 理 子
	歯 科 医	尾 崎 玲 香
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
三 小	内 科 医	小 林 久 滋
	眼 科 医	待 山 伸 子
	耳鼻咽喉科医	諸 星 咲 子
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	田 中 泰 弘
	薬 剤 師	宇 山 和 江
四 小	内 科 医	三 島 協 二
	眼 科 医	倉 田 浩 二
	耳鼻咽喉科医	奥 田 和 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	坂 元 雅 明
	薬 剤 師	田 中 眞 理
東 小	内 科 医	篠 田 昭 彦 子
	眼 科 医	梅 澤 幸 子
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	野 中 慎 吾
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
前原小	内 科 医	穂 坂 英 明
	眼 科 医	梶 尾 高 根
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	小 磯 和 成
	薬 剤 師	村 藤 康 裕
本町小	内 科 医	岡 山 哲 廣
	眼 科 医	岡 山 信 枝
	耳鼻咽喉科医	奥 田 和 子
	整形外科医	神保 眞 理 子
	歯 科 医	新 田 安 世
	薬 剤 師	村 藤 康 裕
緑 小	内 科 医	待 山 昭
	眼 科 医	平 岡 満 里
	耳鼻咽喉科医	西 野 裕 仁
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	三 浦 健 二
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
南 小	内 科 医	和 田 輝 洋
	眼 科 医	嶋 田 孝 吉
	耳鼻咽喉科医	諸 星 咲 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	藤 井 万 弘
	薬 剤 師	宇 山 和 江

(中学校)

	職 名	氏 名
一 中	内 科 医	久 我 治 子
	眼 科 医	岡 山 信 枝
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	神保 眞 理 子
	歯 科 医	梶 原 仁 臣
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
二 中	内 科 医	宮 本 誠
	眼 科 医	倉 田 浩 二
	耳鼻咽喉科医	西 野 裕 仁
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	吉 越 留 美 恵
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
東 中	内 科 医	齋 藤 寛 和
	眼 科 医	梅 澤 幸 子
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	千 野 晃
	薬 剤 師	高 山 実 香
緑 中	内 科 医	丸 茂 恒 二
	眼 科 医	待 山 伸 子
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	北 村 秀 和
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
南 中	内 科 医	竹 田 和 義
	眼 科 医	梶 尾 高 根
	耳鼻咽喉科医	三 枝 歌 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	橋 詰 雅 志
	薬 剤 師	富 子 浩 子

(小・中学校)

職 名	氏 名
精 神 科 医	松 浦 理 英 子

議案第10号

小金井市立緑小学校学校薬剤師の委嘱について

小金井市立緑小学校学校薬剤師について、下記のとおり委嘱する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

記

1 委嘱を受ける者

森田 亜矢子

2 委嘱内容

- (1) 職 名 学校薬剤師
- (2) 担当校 小金井立緑小学校
- (3) 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師の委嘱を行っているが、前任者より
辞退の申出があり、残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものであり
ます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日

(小学校)

	職 名	氏 名
一 小	内 科 医	宮 本 誠
	眼 科 医	嶋 田 孝 吉
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	古 田 昭 彦
	薬 剤 師	高 山 実 香
二 小	内 科 医	小 松 淳 二
	眼 科 医	平 岡 満 里
	耳鼻咽喉科医	三 枝 歌 子
	整形外科医	神 保 眞 理 子
	歯 科 医	尾 崎 玲 香
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
三 小	内 科 医	小 林 久 滋
	眼 科 医	待 山 伸 子
	耳鼻咽喉科医	諸 星 咲 子
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	田 中 泰 弘
	薬 剤 師	宇 山 和 江
四 小	内 科 医	三 島 協 二
	眼 科 医	倉 田 浩 二
	耳鼻咽喉科医	奥 田 和 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	坂 元 雅 明
	薬 剤 師	田 中 眞 理 子
東 小	内 科 医	篠 田 昭 彦
	眼 科 医	梅 澤 幸 子
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	野 中 慎 吾
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
前原小	内 科 医	穂 坂 英 明
	眼 科 医	梶 尾 高 根
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	小 磯 和 成
本町小	薬 剤 師	村 藤 康 裕
	内 科 医	岡 山 哲 廣
	眼 科 医	岡 山 信 枝
	耳鼻咽喉科医	奥 田 和 子
	整形外科医	神 保 眞 理 子
緑 小	歯 科 医	新 田 安 世
	薬 剤 師	村 藤 康 裕
	内 科 医	待 山 昭
	眼 科 医	平 岡 満 里
	耳鼻咽喉科医	西 野 裕 仁
南 小	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	三 浦 健 二
	薬 剤 師	森 田 亜 矢 子
	内 科 医	和 田 輝 洋
	眼 科 医	嶋 田 孝 吉
	耳鼻咽喉科医	諸 星 咲 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	藤 井 万 弘
	薬 剤 師	宇 山 和 江

(中学校)

	職 名	氏 名
一 中	内 科 医	久 我 治 子
	眼 科 医	岡 山 信 枝
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	神 保 眞 理 子
	歯 科 医	梶 原 仁 臣
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
二 中	内 科 医	宮 本 誠
	眼 科 医	倉 田 浩 二
	耳鼻咽喉科医	西 野 裕 仁
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	吉 越 留 美 恵
	薬 剤 師	北 川 佳 恵
東 中	内 科 医	齋 藤 寛 和
	眼 科 医	梅 澤 幸 子
	耳鼻咽喉科医	広 瀬 陽 子
	整形外科医	田 中 功 一
	歯 科 医	千 野 晃
	薬 剤 師	高 山 実 香
緑 中	内 科 医	丸 茂 恒 二
	眼 科 医	待 山 伸 子
	耳鼻咽喉科医	小 川 裕 三
	整形外科医	浅 沼 美 智 子
	歯 科 医	北 村 秀 和
	薬 剤 師	柴 崎 恵 美 子
南 中	内 科 医	竹 田 和 義
	眼 科 医	梶 尾 高 根
	耳鼻咽喉科医	三 枝 歌 子
	整形外科医	三 島 市 郎
	歯 科 医	橋 詰 雅 志
	薬 剤 師	富 子 浩 子

(小・中学校)

職 名	氏 名
精 神 科 医	松 浦 理 英 子

議案第 11 号

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市奨学資金支給条例施行規則（昭和３５年教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

様式第３号を次のように改める。

小 発第 号
年 月 日

奨 学 生 選 定 結 果 通 知 書

学校名

氏 名 様

小金井市長

公印

あなたは、 年度小金井市奨学生に応募されましたが、奨学資金運営委員会において、厳正なる選考をした結果、下記のとおりとなったので通知します。

記

- ☐ 年度小金井市奨学生として選定されました。
- ☐ 補欠者（高・大 番）として名簿登録されました。
- ☐ 総合評価において、定数 人の枠に達しませんでした。

（注意事項）

- 1 補欠の方は、辞退者等の発生に伴い奨学生に該当した場合は、別途通知します。
- 2 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

- 3 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号を次のように改める。

小 発第 号
年 月 日

学校名
氏 名 様
選定番号

小金井市長

公印

奨学金廃止（停止、休止）通知書

年 月 日付け小 発第 号により、 年度小金井市
奨学生として選定されましたが、次のとおり の決定をしたので通知します。

廃止・休止する時期	年 月 日
停 止 す る 時 期	年 月 日から 年 月 日まで
廃止・停止・休止の理由	

（注意事項）

1 審査請求について

この廃止（停止、休止）の決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この廃止（停止、休止）の決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
様式第3号（第12条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。 （注意事項） 1 補欠の方は、辞退者等の発生に伴い奨学生に該当した場合は、別途通知します。 2 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。 3 取消訴訟について この決定の取消しの訴えは、この決定（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経	様式第3号（第12条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。 （注意事項） 1 補欠の方は、辞退者等の発生に伴い奨学生に該当した場合は、別途通知します。 2 この選定結果に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小金井市長に対して異議申立てをすることができます。 なお、異議申立てを経ないで、この選定結果に対して、選定結果の取消しの訴えを提起することもできます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から6か月以内（送付を受けた日の翌日から起算します。）に提起	行政不服審査法の改正に伴う教示文の改正

過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第13条関係）

一部改正の該当部分以外を省略する。

（注意事項）

1 審査請求について

この廃止（停止、休止）の決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この廃止（停止、休止）の決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

しななければならないこととされています（なお、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（第13条関係）

一部改正の該当部分以外を省略する。

（注意事項）

この廃止（停止、休止）決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小金井市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、異議申立てを経ないで、この廃止（停止、休止）決定に対して、決定処分の取消しの訴えを提起することもできます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から6か月以内（送付を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています（なお、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな

行政不服審査法の改正に伴う教示文の改正

くなります。)。

付 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第 12 号

教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会 公印

指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け小 発第 号による指定管理者の指定について、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

- 1 指定を取り消す公の施設の名称
- 2 指定を取り消す日
- 3 指定を取り消す理由

（注意事項）

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会 公印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付け小 発第 号の指定により行っている管理の業務について、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり業務の（全部・一部）の停止を命じます。

記

- 1 業務の停止を命ずる公の施設の名称
- 2 業務の停止の期間
- 3 業務の一部の停止命令に係る当該停止を命ずる業務の範囲
- 4 業務の停止を命じる理由

（注意事項）

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
様式第4号（第10条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。 <u>（注意事項）</u> <u>1 審査請求について</u> <u>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。</u> <u>2 取消訴訟について</u> <u>この決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>	様式第4号（第10条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。 <u>この指定取消決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小金井市教育委員会に対して不服申立てをすることができます。</u> <u>なお、不服申立てを経ないで、この指定取消決定に対して、指定取消決定処分の取消しの訴えを提起することもできます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています（なお、当該不服申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</u>	行政不服審査法の改正に伴う教示文の改正

様式第5号（第10条関係）

一部改正の該当部分以外を省略する。

（注意事項）

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第5号（第10条関係）

一部改正の該当部分以外を省略する。

この業務停止決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小金井市教育委員会に対して不服申立てをすることができます。

なお、不服申立てを経ないで、この業務停止決定に対して、業務停止決定処分の取消しの訴えを提起することもできます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています（なお、当該不服申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

行政不服審査法の改正に伴う教示文の改正

議案第13号

小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会

教育長 山 本 修 司

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の通学区域に関する規則（昭和 6 1 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「又は」を「、又は」に、「申出者にその旨を通知（様式第 2 号）する」を「就学指定学校の変更承認・不承認通知書（様式第 2 号）により、申出者に通知する」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

保護者

様

小金井市教育委員会

公印

就学指定学校の変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで願出のあった、児童・生徒の就学指定校の変更について、下記のとおり（承認・不承認）と決定したので通知します。

記

児童生徒	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 生		
保護者	住 所	小金井市 町 丁目 番 号		
	氏 名			
指 定 学 校		小金井市立 小 学校 学年 中		
許 可 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		
備 考				

（注）指定校変更許可期間が経過したら速やかに小金井市教育委員会で転校手続をし、居住地での就学をしてください。

（裏面に大切なお知らせがあります。）

(裏面)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
(指定学校変更の手続) 第6条 省略 2 教育委員会は、前項の申出を承認したとき、<u>又は承認しないときは、就学指定学校の変更承認・不承認通知書（様式第2号）により、 申出者に通知するものとする。</u>	(指定学校変更の手続) 第6条 省略 2 教育委員会は、前項の申出を承認したとき<u>又は承認しないときは、 申出者にその旨を通知（様式第2号）するものとする。</u>	規定の整備

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

保護者

様

小金井市教育委員会 公印

就学指定学校の変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで願出のあった、児童・生徒の就学指定校の変更について、下記のとおり（承認・不承認）と決定したので通知します。

記

児童生徒	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 生		
保護者	住 所	小金井市 町 丁目 番 号		
	氏 名			
指 定 学 校	小金井市立 小 学校 学年			
許 可 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
備 考				

（注）指定校変更許可期間が経過したら速やかに小金井市教育委員会へ転校手続をし、
居住地での就学をしてください。

（裏面に大切なお知らせがあります。）

様式第2号（第6条関係）

第 号
昭和 年 月 日

保護者 様

小金井市教育委員会 公印

就学指定学校の変更について

昭和 年 月 日付けで願出のあった、児童・生徒の指定学校の変更について、
下記のとおり承諾します。

記

児童生徒	氏 名		住所	
	生年月日	昭和 年 月 日 生		
保護者	住 所	小金井市 町 丁目 番 号		
	氏 名			
指 定 学 校	小金井市立 学校		学年	
許 可 期 間	昭和 年 月 日 ～ 昭和 年 月 日			
備 考				

（注）指定校変更承諾期間が経過したら速やかに小金井市教育委員会へ転校手続をし、
居住地での就学をしてください。

規定の整備
及び教示文
の追加

(裏面)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

議案第 14 号

小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会

公印

教育助成金支給認定通知書

年 月 日付けで申請のありました教育助成金の支給については、
下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 番 号	No.
受 給 者 (保 護 者)	(住所) (氏名)
保護児童・生徒氏名	
支 給 額	月額 円
備 考	支給日等については、別途支給通知書により通知します。

(注) 住所、氏名に変更があったとき、猶予、免除者でなくなったとき、訪問
学級の児童・生徒でなくなったとき、又は転出するとき等受給資格が消滅
した場合は、速やかに届出をしてください。

(裏面に大切なお知らせがあります。)

(裏面)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

議案第 1 4 号資料

小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則

第 2 号様式（第 3 条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会 公印

教育助成金支給認定通知書

年 月 日付けで申請のありました教育助成金の支給については、
下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 番 号	No.
受 給 者 (保 護 者)	(住所) (氏名)
保護児童・生徒氏名	
支 給 額	月額 円
備 考	支給日等については、別途支給通知書により通知します。

(注) 住所、氏名に変更があったとき、猶予、免除者でなくなったとき、訪問
学級の児童・生徒でなくなったとき、又は転出するとき等受給資格が消滅
した場合は、速やかに届出をしてください。

(裏面に大切なお知らせがあります。)

現行規則

第 2 号様式（第 3 条関係）

小 発第 号
昭和 年 月 日

殿

小金井市教育委員会教育長 公印

教育助成金支給認定通知書

昭和 年 月 日付けで申請のありました教育助成金の支給については、下
記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 番 号	No.
受 給 者 (保 護 者)	(住所) (氏名)
保護児童生徒氏名	
支 給 額	月額 円
備 考	1期 4月(4月から7月まで) ※ 2期 8月(8月から11月まで) 支給日等について 3期 12月(12月から3月まで) は、別にご通知 します。

(注) 住所、氏名に変更があったとき、また猶予、免除者でなくなったとき、
訪問学級の児童・生徒でなくなったとき、転出するときなど受給資格が消
滅したときは、すみやかに届出をして下さい。

備考

規定の整備
及び教示文
の追加

(裏面)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

議案第15号

小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市立学校設備使用条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

学校設備使用許可書

年 月 日

様

小金井市立

学校長

公印

申請のあった学校設備の使用については、下記の条件を付して許可します。

記

使用日時	年 月 日（ 曜日） 午 時 分から 午 時 分まで
使用学校名	
使用設備	教室（ 教室）、屋内運動場、校庭
使用目的	
使用人数	
使用責任者	電話（ ） —

使用条件

- 1 使用目的以外及び許可以外の設備は、使用しないこと。
 - 2 使用に当たっては、校長の指示に従うこと。
 - 3 火気については、特に注意し指定場所以外では喫煙しないこと。
 - 4 使用により生じた損害は、教育委員会の指示により原形に復し、又はこれを賠償すること。
 - 5 1から4までの条件に違反したとき、又は条例及び規則に違反したときその他教育委員会が必要と認めたときは、使用許可の取消し又はその変更をすることができる。
- ◎ 使用の際は、この許可書を当該校長に提出し、所要の指示を受けてください。
- ◎ 使用を中止するときは、あらかじめ当該校に必ず連絡してください。

（裏面に大切なお知らせがあります。）

(裏面)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

議案第 15 号資料

小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																																									
様式第 1 号（第 5 条関係）	様式第 1 号（第 5 条関係）	規定の整備																																									
学校設備使用申請書 年 月 日 (宛先) 小金井市立 学校長 <table><tr><td rowspan="4">申 請 者</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>電 話</td><td>()</td></tr><tr><td>団 体 名</td><td></td></tr></table> 学校設備を使用したいので下記のとおり申請します。 記 <table><tr><td>使 用 日 時</td><td>年 月 日 (曜日) 午 時 分から 午 時 分まで</td></tr><tr><td>使 用 学 校 名</td><td></td></tr><tr><td>使 用 設 備</td><td>教室 (教室)、屋内運動場、校庭</td></tr><tr><td>使 用 目 的</td><td></td></tr><tr><td>使 用 人 数</td><td></td></tr><tr><td>使 用 責 任 者</td><td>電話 ()</td></tr></table>	申 請 者		住 所		氏 名		電 話	()	団 体 名		使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から 午 時 分まで	使 用 学 校 名		使 用 設 備	教室 (教室)、屋内運動場、校庭	使 用 目 的		使 用 人 数		使 用 責 任 者	電話 ()	学校設備使用申請書 年 月 日 (宛て先) 小金井市立 学校長 <table><tr><td rowspan="4">申 請 者</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>電 話</td><td>()</td></tr><tr><td>団 体 名</td><td></td></tr></table> 学校設備を使用したいので下記のとおり申請します。 記 <table><tr><td>使 用 日 時</td><td>年 月 日 (曜日) 午 時 分から 午 時 分まで</td></tr><tr><td>使 用 学 校 名</td><td></td></tr><tr><td>使 用 設 備</td><td>教室 (教室)、屋内運動場、校庭</td></tr><tr><td>使 用 目 的</td><td></td></tr><tr><td>使 用 人 数</td><td></td></tr><tr><td>使 用 責 任 者</td><td>電話 ()</td></tr></table>	申 請 者	住 所		氏 名		電 話	()	団 体 名		使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から 午 時 分まで	使 用 学 校 名		使 用 設 備	教室 (教室)、屋内運動場、校庭	使 用 目 的		使 用 人 数		使 用 責 任 者
申 請 者		住 所																																									
		氏 名																																									
		電 話	()																																								
	団 体 名																																										
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から 午 時 分まで																																										
使 用 学 校 名																																											
使 用 設 備	教室 (教室)、屋内運動場、校庭																																										
使 用 目 的																																											
使 用 人 数																																											
使 用 責 任 者	電話 ()																																										
申 請 者	住 所																																										
	氏 名																																										
	電 話	()																																									
	団 体 名																																										
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から 午 時 分まで																																										
使 用 学 校 名																																											
使 用 設 備	教室 (教室)、屋内運動場、校庭																																										
使 用 目 的																																											
使 用 人 数																																											
使 用 責 任 者	電話 ()																																										

様式第2号（第6条関係）

学校設備使用許可書

様

年 月 日

小金井市立

学校長

公印

申請のあった学校設備の使用については、下記の条件を付して許可します。

記

使用日時	年 月 日 (曜日)	午 時 分から 午 時 分まで
使用学校名		
使用設備	教室 (教室)、屋内運動場、校庭	
使用目的		
使用人数		
使用責任者	電話 () -	

使用条件

- 1 使用目的以外及び許可以外の設備は、使用しないこと。
 - 2 使用に当たっては、校長の指示に従うこと。
 - 3 火気については、特に注意し指定場所以外では喫煙しないこと。
 - 4 使用により生じた損害は、教育委員会の指示により原形に復し、又はこれを賠償すること。
 - 5 1から4までの条件に違反したとき、又は条例及び規則に違反したときその他教育委員会が必要と認めたときは、使用許可の取消し又はその変更をすることができる。
- ◎ 使用の際は、この許可書を当該校長に提出し、所要の指示を受けてください。
- ◎ 使用を中止するときは、あらかじめ当該校に必ず連絡してください。

(裏面に大切なお知らせがあります。)

様式第2号（第6条関係）

学校設備使用許可書

様

年 月 日

小金井市立

学校長

公印

申請のあった学校設備の使用については、下記の条件を付して許可します。

記

使用日時	年 月 日 (曜日)	午 時 分から 午 時 分まで
使用学校名		
使用設備	教室 (教室)、屋内運動場、校庭	
使用目的		
使用人数		
使用責任者	電話 () -	

使用条件

- 1 使用目的以外及び許可以外の設備は、使用しないこと。
 - 2 使用に当たっては、校長の指示に従うこと。
 - 3 火気については、特に注意し指定場所以外では喫煙しないこと。
 - 4 使用により生じた損害は、教育委員会の指示により原形に復し、又はこれを賠償すること。
 - 5 1から4までの条件に違反したとき、又は条例及び規則に違反したときその他教育委員会が必要と認めたときは、使用許可の取消し又はその変更をすることができる。
- ◎ 使用の際は、この許可書を当該校長に提出し、所要の指示を受けてください。
- ◎ 使用を中止するときは、あらかじめ当該校に必ず連絡してください。

教示文の追加

(裏面)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

議案第16号

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会

教育長 山 本 修 司

(提案理由)

監督職制度の見直しにより東京都教育庁処務規則が改正されることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（課長代理）

第11条 学校に課長代理を置くことができる。

2 課長代理は、上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。

第11条の2を削る。

第12条中「第11条」を「前条」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号資料

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<u>(課長代理)</u> <u>第11条 学校に課長代理を置くことができる。</u> <u>2 課長代理は、上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。</u> (必要な職員) 第12条 <u>前条</u>に定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員は、次の各号に掲げるところによる。 (1) } (2) } 省略 (4) } 付 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。	<u>(課長補佐等)</u> <u>第11条 学校に課長補佐を置くことができる。</u> <u>2 学校に主査を置くことができる。</u> <u>3 学校に次席を置くことができる。</u> <u>第11条の2 課長補佐は、上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。</u> <u>2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。</u> <u>3 次席は、上司の命を受け担任の事務を処理する。</u> (必要な職員) 第12条 <u>第11条</u>に定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員は、次の各号に掲げるところによる。 (1) } (2) } 省略 (4) }	監督職制度の改正に伴う規定の整備 条の削除 用語の整備

議案第17号

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則を別紙のように制定する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

課長補佐職の廃止に伴い、課長補佐に関する規定等を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則

(小金井市教育委員会事務専決規則の一部改正)

第1条 小金井市教育委員会事務専決規則（平成24年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「課長補佐職」を「係長職」に改める。

(小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第2条 小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和47年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び課長補佐」を削る。

第4条第2項中「、課長補佐」を削る。

(小金井市文化財センター条例施行規則の一部改正)

第3条 小金井市文化財センター条例施行規則（平成5年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「

	係	主任	係長	課長補佐	課長
決裁区分					

を

」

「

	係	主任	係長	課長
決裁区分				

に改める。

」

(小金井市体育施設条例施行規則の一部改正)

第4条 小金井市体育施設条例施行規則（平成3年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

還付金_____円 小金井市体育施設条例施行規則 第6条第1項第1号により 上記のとおり還付します。				領収書 左記のとおり領収しました。 氏名_____印		
決裁区分	受付	主任	係長	課長補佐	課長	注意事項 使用券を添付してください。

を

」

還 付 金 _____ 円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。					領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____ 印	
決裁区分	受 付	主 任	係 長	課 長	注意事項 使用券を添付してください。	

に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- (小金井市文化財センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り所要の修正を加え使用することができる。
- (小金井市体育施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り所要の修正を加え使用することができる。

議案第 17 号資料

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則新旧対照表

小金井市教育委員会事務専決規則（第 1 条関係）

改正規則	現行規則	備考
（庶務課長の専決） 第 5 条 庶務課長が専決できる事案は、<u>係長職</u>以下の職員の育児休業等の承認にすることとする。 付 則（抄） （施行期日） 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 2 省略 3 省略	（庶務課長の専決） 第 5 条 庶務課長が専決できる事案は、<u>課長補佐職</u>以下の職員の育児休業等の承認にすることとする。	課長補佐の規定の削除

小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則（第 2 条関係）

改正規則	現行規則	備考
（職層名） 第 3 条 職層名は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副参事 課長又はこれらに相当する職にある職員 (3) 省略 （職務名） 第 4 条 省略 2 小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和 59 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき置かれた部長、担	（職層名） 第 3 条 職層名は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副参事 課長<u>及び課長補佐</u>又はこれらに相当する職にある職員 (3) 省略 （職務名） 第 4 条 省略 2 小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和 59 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき置かれた部長、担	課長補佐の規定の削除

当部長、担当参事、課長、室長、担当課長、担当副参事、係長、統括技能長、技能長、主査、専任主査、専任技能主査、主任及び技能主任は、職務名とし別表に定める職務名に替えることができるものとする。 なお、図書館長及び公民館長についても、同様とする。 3 省略 付 則 (抄) (施行期日) 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 2 省略 3 省略	当部長、担当参事、課長、室長、担当課長、担当副参事、<u>課長補佐</u>、係長、統括技能長、技能長、主査、専任主査、専任技能主査、主任及び技能主任は、職務名とし別表に定める職務名に替えることができるものとする。 なお、図書館長及び公民館長についても、同様とする。 3 省略	課長補佐の 規定の削除
---	--	------------------------

小金井市文化財センター条例施行規則（第3条関係）

改正規則	現行規則	備考																				
様式第 1 号（第 2 条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。 <table><tr><td rowspan="2">決 裁 区 分</td><td>係</td><td>主 任</td><td>係 長</td><td>課 長</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 様式第 3 号（第 3 条・第 4 条・第 5 条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。	決 裁 区 分	係	主 任	係 長	課 長					様式第 1 号（第 2 条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。 <table><tr><td rowspan="2">決 裁 区 分</td><td>係</td><td>主 任</td><td>係 長</td><td>課長補佐</td><td>課 長</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 様式第 3 号（第 3 条・第 4 条・第 5 条関係） 一部改正の該当部分以外を省略する。	決 裁 区 分	係	主 任	係 長	課長補佐	課 長						課長補佐の 欄の削除
決 裁 区 分		係	主 任	係 長	課 長																	
決 裁 区 分	係	主 任	係 長	課長補佐	課 長																	

	係	主任	係長	課長
決 裁 区 分				

付 則 (抄)

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(小金井市文化財センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り所要の修正を加え使用することができる。
- 省略

	係	主任	係長	課長補佐	課長
決 裁 区 分					

課長補佐の
欄の削除

小金井市体育施設条例施行規則 (第4条関係)

改正規則						現行規則						備考																					
様式第 3 号（第 6 条関係）						様式第 3 号（第 6 条関係）						課長補佐の 欄の削除																					
一部改正の該当部分以外を省略する。						一部改正の該当部分以外を省略する。																											
<table><tr><td colspan="3">還 付 金 _____円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。</td><td colspan="3">領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____印</td></tr></table>						還 付 金 _____円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。			領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____印				<table><tr><td colspan="3">還 付 金 _____円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。</td><td colspan="3">領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____印</td></tr></table>						還 付 金 _____円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。			領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____印											
還 付 金 _____円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。			領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____印																														
還 付 金 _____円 小金井市体育施設条例施行規則 第 6 条第 1 項第 1 号により 上記のとおり還付します。			領 収 書 左記のとおり領収しました。 氏 名 _____印																														
<table><tr><td rowspan="2">決裁区分</td><td>受 付</td><td>主 任</td><td>係 長</td><td>課 長</td><td rowspan="2">注意事項 使用券を添付してください。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						決裁区分	受 付	主 任	係 長	課 長	注意事項 使用券を添付してください。					<table><tr><td rowspan="2">決裁区分</td><td>受 付</td><td>主 任</td><td>係 長</td><td>課長補佐</td><td>課 長</td><td rowspan="2">注意事項 使用券を添付してください。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						決裁区分	受 付	主 任	係 長	課長補佐	課 長	注意事項 使用券を添付してください。					
決裁区分	受 付	主 任	係 長	課 長	注意事項 使用券を添付してください。																												
決裁区分	受 付	主 任	係 長	課長補佐	課 長	注意事項 使用券を添付してください。																											
付 則（抄） （施行期日）																																	

- | | | |
|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。2 省略
(小金井市体育施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)3 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り所要の修正を加え使用することができる。 | | |
|--|--|--|

議案第 18 号

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程を別紙のように制定する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会

教育長 山 本 修 司

(提案理由)

課長補佐職の廃止に伴い、課長補佐に関する規定等を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程

(小金井市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第1条 小金井市教育委員会事務局処務規程（昭和45年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「課長補佐及び係長」を「係長」に改める。

第17条及び第23条第2項第3号中「課長補佐」を「係長」に改める。

(小金井市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

担当	主任	係長	課長補佐	課長	部長

を

係	主任	係長	課長	部長

に改める。

様式第6号中

係	主任	係長	課長補佐	課長	部長

を

係	主任	係長	課長	部長

に改める。

(小金井市立図書館処務規程の一部改正)

第3条 小金井市立図書館処務規程（昭和40年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「図書館に館長補佐（課長補佐相当職）を」を削り、同条第5項中「館長補佐及び」を削る。

(小金井市公民館処務規程の一部改正)

第4条 小金井市公民館処務規程（昭和45年教育委員会規程第4号）の一部を次の

ように改正する。

第3条第2項中「公民館に館長補佐（課長補佐相当職）を」を削り、同条第5項中「館長補佐及び」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（小金井市教育委員会公印規程の一部改正に伴う経過措置）

2 この規程の施行前に作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、残品の存する限り所要の修正を加え使用することができる。

課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程新旧対照表

小金井市教育委員会事務局処務規程（第1条関係）

改正規程	現行規程	備考
（係長の職責） 第6条 <u>係長</u>（統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。以下同じ。）は、上司を補佐し、所属課長の統括のもとに担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 <u>係長</u>は、担任の事務について最少の経費で最大の効果を上げるように管理の完全を図らなければならない。 3 <u>係長</u>は、担任の事務につき、随時文書又は口頭をもつて、所属課長に報告するものとする。 （外出） 第17条 職員は、執務中に外出しようとするときは、<u>係長</u>以下の職員は所属課長の、課長は所属部長の、部長は教育長の許可を受けなければならない。 （事務の引継ぎ） 第23条 省略 2 後任の職員が、特別の事情によりその事務の引継ぎを受けることができないときは、前任の職員は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者にその担当する事務を引き継がなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 前任の職員が<u>係長</u>以下であるときは、課長 3 省略	（課長補佐及び係長の職責） 第6条 <u>課長補佐及び係長</u>（統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。以下同じ。）は、上司を補佐し、所属課長の統括のもとに担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 <u>課長補佐及び係長</u>は、担任の事務について最少の経費で最大の効果を上げるように管理の完全を図らなければならない。 3 <u>課長補佐及び係長</u>は、担任の事務につき、随時文書又は口頭をもつて、所属課長に報告するものとする。 （外出） 第17条 職員は、執務中に外出しようとするときは、<u>課長補佐</u>以下の職員は所属課長の、課長は所属部長の、部長は教育長の許可を受けなければならない。 （事務の引継ぎ） 第23条 省略 2 後任の職員が、特別の事情によりその事務の引継ぎを受けることができないときは、前任の職員は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者にその担当する事務を引き継がなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 前任の職員が<u>課長補佐</u>以下であるときは、課長 3 省略	課長補佐の規定の削除 同上 同上 同上 同上 同上

様式第 6 号（第 7 条関係）

一部改正の該当部分以外を省略する。

係	主任	係長	課長	部長

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
（小金井市教育委員会公印規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規程の施行前に作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、残品の存する限り所要の修正を加え使用することができる。

様式第 6 号（第 7 条関係）

一部改正の該当部分以外を省略する。

係	主任	係長	課長補佐	課長	部長

課長補佐の
欄の削除

小金井市立図書館処務規程（第 3 条関係）

改正規程	現行規程	備考
（職制及び職務権限） 第 3 条 省略 2 必要に応じて、係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。 3 省略 4 省略 5 係長（統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担件事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。	（職制及び職務権限） 第 3 条 省略 2 必要に応じて<u>図書館に館長補佐（課長補佐相当職）を、</u>係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。 3 省略 4 省略 5 <u>館長補佐及び</u>係長（統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担件事務をつかさどり、所属職員を指揮監督	課長補佐の 規定の削除 同上

6 省略 付 則 (抄) (施行期日) 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 2 省略	する。 6 省略	
--	------------------------	--

小金井市公民館処務規程（第4条関係）

改正規程	現行規程	備考
(職制及び職務権限) 第3条 省略 2 必要に応じて、係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。 3 省略 4 省略 5 係長（統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担任事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 6 省略 付 則 (抄) (施行期日) 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 2 省略	(職制及び職務権限) 第3条 省略 2 必要に応じて<u>公民館に館長補佐（課長補佐相当職）を</u>、係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。 3 省略 4 省略 5 <u>館長補佐及び</u>係長（統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担任事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 6 省略	課長補佐の 規定の削除 同上

議案第19号

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

課長補佐職の廃止、行政不服審査法の全部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和 5 9 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、課に課長補佐」を削る。

別表学校教育部の部庶務課の款庶務係の項第 1 1 号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同表生涯学習部の部生涯学習課の款スポーツ振興係の項第 6 号を削る。

付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則				現行規則				備考																																									
(職制)				(職制)				課長補佐の 規定の削除																																									
第3条 省略				第3条 省略																																													
2 必要と認めるときは、係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。				2 必要と認めるときは、 <u>課に課長補佐</u> 、係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。																																													
3 省略				3 省略																																													
4 省略				4 省略				行政不服審査法の改正に伴う規定の整備																																									
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）																																													
<table><tr><th>部</th><th>課（室）</th><th>係</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td rowspan="3">学校教育 部</td><td rowspan="3">庶務課</td><td>庶務係</td><td>(1) } ゝ } 省略 (10) } (11) 訴訟、和解、<u>審査請求</u>、<u>請願及び陳情</u>に関する こと。 (12) } ゝ } 省略 (21) }</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>生涯学 習部</td><td>生涯学 習課</td><td>省略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>ス ポ ー ツ 振 興 係</td><td>(1) } ゝ } 省略 (5) }</td></tr></table>				部	課（室）	係	所掌事務		学校教育 部	庶務課	庶務係	(1) } ゝ } 省略 (10) } (11) 訴訟、和解、 <u>審査請求</u> 、 <u>請願及び陳情</u> に関する こと。 (12) } ゝ } 省略 (21) }	省略		省略		生涯学 習部	生涯学 習課	省略				ス ポ ー ツ 振 興 係	(1) } ゝ } 省略 (5) }	<table><tr><th>部</th><th>課（室）</th><th>係</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td rowspan="3">学校教 育部</td><td rowspan="3">庶務課</td><td>庶務係</td><td>(1) } ゝ } 省略 (10) } (11) 訴訟、和解、<u>異議申 立て</u>、<u>請願及び陳情</u>に 関すること。 (12) } ゝ } 省略 (21) }</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>生涯学 習部</td><td>生涯学 習課</td><td>省略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>ス ポ ー ツ 振 興 係</td><td>(1) } ゝ } 省略 (5) } (6) <u>国民体育大会に關す ること。</u></td></tr></table>				部	課（室）	係	所掌事務	学校教 育部	庶務課	庶務係	(1) } ゝ } 省略 (10) } (11) 訴訟、和解、 <u>異議申 立て</u> 、 <u>請願及び陳情</u> に 関すること。 (12) } ゝ } 省略 (21) }	省略		省略		生涯学 習部	生涯学 習課	省略				ス ポ ー ツ 振 興 係	(1) } ゝ } 省略 (5) } (6) <u>国民体育大会に關す ること。</u>	国民体育大 会に係る規
部	課（室）	係	所掌事務																																														
学校教育 部	庶務課	庶務係	(1) } ゝ } 省略 (10) } (11) 訴訟、和解、 <u>審査請求</u> 、 <u>請願及び陳情</u> に関する こと。 (12) } ゝ } 省略 (21) }																																														
		省略																																															
		省略																																															
生涯学 習部	生涯学 習課	省略																																															
		ス ポ ー ツ 振 興 係	(1) } ゝ } 省略 (5) }																																														
部	課（室）	係	所掌事務																																														
学校教 育部	庶務課	庶務係	(1) } ゝ } 省略 (10) } (11) 訴訟、和解、 <u>異議申 立て</u> 、 <u>請願及び陳情</u> に 関すること。 (12) } ゝ } 省略 (21) }																																														
		省略																																															
		省略																																															
生涯学 習部	生涯学 習課	省略																																															
		ス ポ ー ツ 振 興 係	(1) } ゝ } 省略 (5) } (6) <u>国民体育大会に關す ること。</u>																																														

付 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。		定の削除
---------------------------------------	--	-------------

議案第 20 号

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

課長補佐職の廃止等に伴い、課長補佐に関する規定等を整備する必要があるため、
本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程（平成元年教育委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第4条第1項第3号中「ものとする」を削り、同項第4号中「課に課長補佐を置くときは課長補佐が、課長補佐を置かないとき、又は課長補佐が不在のときは」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 係長の専決事案については、係長の上位の職にある者がその事務を代決する。

第8条各部長共通の専決事案第4号中「課長補佐職」を「係長職」に改める。

第9条各課長共通の専決事案第2号、第3号及び第5号中「課長補佐及び」を削り、同条生涯学習課長の専決事案第14号を削る。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } (6) } 省略 (7) 省略 (8) 省略 (代決) 第4条 代決の順序は、次の各号のとおりとする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 部長の専決事案については、主管課長がその事務を代決する。 (4) 課長の専決事案については、主管係長がその事務を代決する。 (5) <u>係長の専決事案については、係長の上位の職にある者がその事務を代決する。</u> 2 省略	(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } (6) } 省略 (7) <u>課長補佐とは、組織規則第3条第2項に規定する課長補佐をいう。</u> (8) 省略 (9) 省略 (代決) 第4条 代決の順序は、次の各号のとおりとする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 部長の専決事案については、主管課長がその事務を代決する<u>ものとする。</u> (4) 課長の専決事案については、<u>課に課長補佐を置くときは課長補佐が、課長補佐を置かないとき、又は課長補佐が不在のときは</u>主管係長がその事務を代決する。 2 省略	課長補佐の規定の削除 号の繰上げ 同上 用語の整備 課長補佐の規定の削除 係長代決の規定の新設

(部長の専決)	
第8条 省略	
各部長共通の専決事案	
(1)	}
〃	
(3)	}
〃	
(4)	係長職以下の所属職員の宿泊を伴う出張に関する こと。
(5)	}
〃	
(14)	}
〃	
学校教育部長の専決事案	省略
生涯学習部長の専決事案	省略
(課長の専決)	
第9条 省略	
各課長共通の専決事案	
(1)	省略
(2)	係長の事務分掌の決定に関すること。
(3)	係長の即日帰庁の出張、忌引及び休暇に関すること。
(4)	省略
(5)	係長の軽易な願い出に関すること。
(6)	}
〃	
(14)	}
〃	
庶務課長の専決事案	}
〃	
指導室長の専決事案	省略

(部長の専決)		
第8条 省略		
各部長共通の専決事案		
(1)	}	
〃		
(3)	}	
〃		
(4)	課長補佐職以下の所属職員の宿泊を伴う出張に関する こと。	課長補佐の 規定の削除
(5)	}	
〃		
(14)	}	
〃		
学校教育部長の専決事案	省略	
生涯学習部長の専決事案	省略	
(課長の専決)		
第9条 省略		
各課長共通の専決事案		
(1)	省略	
(2)	課長補佐及び係長の事務分掌の決定に関すること。	同上
(3)	課長補佐及び係長の即日帰庁の出張、忌引及び休暇に 関すること。	同上
(4)	省略	
(5)	課長補佐及び係長の軽易な願い出に関すること。	同上
(6)	}	
〃		
(14)	}	
〃		
庶務課長の専決事案	}	
〃		
指導室長の専決事案	省略	

生涯学習課長の専決事案 (1) } () } 省略 (13) } 付 則 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。	生涯学習課長の専決事案 (1) } () } 省略 (13) } (14) <u>国民体育大会に関すること。</u>	国民体育大会に係る規定の削除
---	--	-----------------------

議案第 21 号

小金井市教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程

小金井市教育機関事務決裁規程の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

小金井市教育委員会

教育長 山 本 修 司

(提案理由)

課長補佐職の廃止等に伴い、課長補佐に関する規定等を整備する必要があるため、
本案を提出するものであります。

小金井市教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程

小金井市教育機関事務決裁規程（昭和５６年教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び清里少年自然の家所長」を「並びに図書館及び公民館の係長職」に改める。

第２条を次のように改める。

（教育機関の決裁事案）

第２条 図書館長、公民館長並びに図書館及び公民館の係長職の専決及び代決については、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程（平成元年教育委員会規程第１０号）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「課長」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

小金井市教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
(目的) 第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか図書館長、公民館長並びに図書館及び公民館の係長職の事務決裁について必要な事項を定める。 <u>(教育機関の決裁事案)</u> 第 2 条 <u>図書館長、公民館長並びに図書館及び公民館の係長職の専決及び代決については、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程（平成元年教育委員会規程第 1 0 号）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「課長」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。</u> 付 則 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか図書館長、公民館長及び清里少年自然の家所長の事務決裁について必要な事項を定める。 <u>(教育機関の決裁事案)</u> 第 2 条 <u>図書館長、公民館長並びにそれらの館長補佐、係長職の専決及び代決並びに主任職の代決については、別に定めるもののほか、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程（平成元年教育委員会規程第 1 0 号）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「課長」とあるのは「館長」とし、「課長補佐」とあるのは「館長補佐」とし、「係長」とあるのは「係長又は所長」と読み替えるものとする。</u>	清里少年自然の家に係る規定の整備 課長補佐の規定の削除及び代決規定の整備

議案第25号

小金井市スポーツ推進委員の委嘱について

小金井市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、第27期小金井市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱する。

平成28年3月29日提出

小金井市教育委員会

教育長 山本修司

(提案理由)

平成28年3月31日をもって小金井市スポーツ推進委員の任期が満了となることに伴い、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

議案第25号資料

第27期小金井市スポーツ推進委員 候補者概要

1 候補者数

25人

2 任期

2年（平成28年4月1日から平成30年3月31日まで）

3 男女比

男性9人（36%）、女性16人（64%）

4 年齢

(1) 平均年齢 53.5歳

ア 男性平均年齢 54.2歳

イ 女性平均年齢 53.1歳

(2) 最高年齢 71歳

(3) 最低年齢 29歳

5 再任比

再任19人（76%）、新任6人（24%）

6 特技別

野球2人、ソフトボール2人、サッカー3人、バレーボール5人、テニス3人、卓球1人、バスケットボール1人、バドミントン1人、体操1人、陸上1人、剣道1人、フェンシング1人、野外活動1人、水泳2人

第 2 7 期小金井市スポーツ推進委員 名簿

任期 自：平成 2 8 年 4 月 1 日

至：平成 3 0 年 3 月 3 1 日

No.	氏 名	委員歴	特技等	推薦団体
1	大 澤 則 雄	10年	野球	公益財団法人小金井市体育協会
2	小 林 靖 子	8 年	バドミントン	公益財団法人小金井市体育協会
3	島 崎 ま ゆ み	18年	陸上	公益財団法人小金井市体育協会
4	藤 澤 博	新任	卓球	公益財団法人小金井市体育協会
5	延 本 泰 一	10年	サッカー	公益財団法人小金井市体育協会
6	藤森 寿美子	16年	バレーボール	公益財団法人小金井市体育協会
7	小 磯 和 成	1 年	サッカー	公益財団法人小金井市体育協会
8	藤 井 隆 之	1 年	ソフトボール	公益財団法人小金井市体育協会
9	田 子 奈 津 子	4 年	テニス	公益財団法人小金井市体育協会
10	加 藤 淳 子	1 年	テニス	公益財団法人小金井市体育協会
11	上 田 真 美	新任	バレーボール	総合型地域スポーツクラブ NPO法人黄金井倶楽部
12	田 尻 直 子	新任	テニス	総合型地域スポーツクラブ NPO法人黄金井倶楽部
13	森 田 真 澄	新任	バレーボール	総合型地域スポーツクラブ NPO法人黄金井倶楽部
14	北 原 佳 代	8 年	バレーボール	小金井市教育委員会
15	黒 川 美 智 子	18年	体操	小金井市教育委員会
16	黒 堀 誠 一	8 年	バスケットボール	小金井市教育委員会
17	三 枝 敏 洋	16年	サッカー	小金井市教育委員会
18	岩 崎 恭 子	新任	フェンシング	小金井市教育委員会
19	千 本 木 勘 博	12年	剣道	小金井市教育委員会
20	田 澤 英 徳	10年	野球他	小金井市教育委員会
21	長 谷 川 嘉 子	12年	バレーボール	小金井市教育委員会
22	林 雅 子	16年	野外活動	小金井市教育委員会
23	宮 崎 英 子	23年	水泳	小金井市教育委員会
24	本 橋 玲 子	16年	テニス	小金井市教育委員会
25	伊 藤 佳 代 子	新任	水泳	小金井市教育委員会

小金井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱新旧対照表（案）

改正要綱	現行要綱	備考
別表第 1（第 3 条関係） 平成 25 年 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額 生活扶助（第 1 類、第 2 類） × 1. 7 教育扶助（基礎額、学習支援費） × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費 別表第 2（第 3 条関係） 平成 25 年の 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額 生活扶助（第 1 類、第 2 類） × 2. 5 教育扶助（基礎額、学習支援費） × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費 付 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	別表第 1（第 3 条関係） 前々年の 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額 生活扶助（第 1 類、第 2 類） × 1. 8 教育扶助（基礎額、学習支援費） × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費 別表第 2（第 3 条関係） 前々年の 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額 生活扶助（第 1 類、第 2 類） × 2. 5 教育扶助（基礎額、学習支援費） × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費	準要保護者認定基準の変更 同上

保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成28年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の1.7倍未満の世帯（下表参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※

※ 別途必要な書類がありますので、学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 3,049,000円以下	約 3,887,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 4,002,000円以下	約 4,840,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 4,877,000円以下	約 5,715,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 5,263,000円以下	約 6,100,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 （4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。） 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円（年額） 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生に21,470円、中学1年生に24,550円を支給します。 （7月下旬に支給予定です。）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 （上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円）
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 対象疾病名は、トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）のみです。 ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

- 提出先：小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-41-15 市役所第2庁舎 7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874

※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

- 提出期限：4月21日（木）

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。

また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。

裏面へ続きます

特別支援学級

保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成28年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の2.5倍未満の世帯（下表参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※

※ 別途必要な書類がありますので、学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 4,241,000円以下	約 5,078,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 5,633,000円以下	約 6,470,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 6,838,000円以下	約 7,676,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 7,400,000円以下	約 8,238,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 （4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。） 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円（年額） 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生に21,470円、中学1年生に24,550円を支給します。 （7月下旬に支給予定です。）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 （上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円）
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 対象疾病名は、トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）のみです。 ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

- 提出先： 小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-4-15 市役所第2庁舎 7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874

※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

- 提出期限：4月21日（木）

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。

また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。

裏面へ続きます

保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내

平成28年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、通常の学級に就学している児童・生徒の保護者で、前年中の世帯収入が生活保護基準の1.7倍未満のご家庭に対して教育費の一部を援助しています。

就学相談を受け、特別支援学校に入学するのが相当である程度の障害（学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度）をお持ちの児童・生徒の保護者に対し、通常の学級に就学していても生活保護基準の2.5倍未満（下表参照）の世帯収入であれば教育費の一部を援助いたします。援助を希望される方は、下記のとおり、申請手続きを行ってください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 4,241,000円以下	約 5,078,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 5,633,000円以下	約 6,470,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 6,838,000円以下	約 7,676,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 7,400,000円以下	約 8,238,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 （4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。） 小学校1年生 11,420円、2～6年生 13,650円（年額） 中学校1年生 22,320円、2～3年生 24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生に21,470円、中学1年生に24,550円を支給します。 （7月下旬に支給予定です。）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 （上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円）
修学旅行参加費・移動教室参加費・ 林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 対象疾病名は、トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）のみです。 ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

- 提出先： 小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-41-15 市役所第2庁舎 7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874

※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

- 提出期限：4月21日（木）

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。

また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。

裏面へ続きます

保護者のみなさまへ

小金井市就学援助制度 ～制度変更のお知らせ～

小金井市教育委員会

小金井市では、就学援助制度の見直しを行い、平成28年度の就学援助制度について下記のとおり変更いたします。

変更点1

通常の学級の在籍者の認定基準が平成27年度までは、世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍未満でしたが、平成28年度は、生活保護基準の1.7倍未満となります。（下表参照）

なお、生活保護基準につきましては、引き下げ前の第68次（平成25年4月1日）の基準を継続して適用します。

変更前

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 3,198,000円以下	約 4,036,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 4,206,000円以下	約 5,043,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 5,122,000円以下	約 5,960,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 5,530,000円以下	約 6,368,000円以下



変更後

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 3,049,000円以下	約 3,887,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 4,002,000円以下	約 4,840,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 4,877,000円以下	約 5,715,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 5,263,000円以下	約 6,100,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わります。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

変更点2（新小学1年生、新中学1年生のみ対象となります）

就学援助の認定者で通常の学級若しくは特別支援学級又は学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害をお持ちの児童・生徒で通常の学級在籍者の入学時学用品費の支給額を下表のとおり増額いたします。

なお、入学時学用品費は、4月に就学援助の申請があり、結果が認定となった新入学児童（新小学1年生）・生徒（新中学1年生）がいる世帯に支給しています。（※要保護者は除く）

※ 要保護者とは生活保護受給者で就学援助が認定となった世帯です。

変更前	入学時学用品費	小学校	20,470円	中学校	23,550円
-----	---------	-----	---------	-----	---------



変更後	入学時学用品費	小学校	21,470円	中学校	24,550円
-----	---------	-----	---------	-----	---------

問合せ先
小金井市教育委員会学務課
電話 042-387-9874

平成 28 年度小金井市教育委員会訪問について

1 目的

- (1) 教育委員会が学校を訪問することにより、本市における学校教育の現状を把握する。
- (2) 校長の学校経営上の課題を共有し、その解決の方向性を見出す。

2 実施対象

小金井市立小・中学校（各年度 3 校）

3 訪問者

教育長、教育長職務代理者、教育委員、学校教育部長、庶務課長、学務課長
指導室長、統括指導主事

4 訪問の時期

教育委員会と校長の協議により年度当初に決定し、通知を行う。

5 時間

午前 10 時 30 分から午後 1 時まで

6 当日の時程

時 間	内 容
10:30～10:35	あいさつ
10:35～12:00	授業参観
12:00～12:30	給食の試食
12:30～13:00	学校概要の説明 ① 学校経営 ② 児童・生徒の様子 ③ 学習指導 ④ 校内研究 質疑・応答

7 学校提示資料

- ・ 当日の時程
- ・ 学校経営計画
- ・ 教職員構成
- ・ 職員名簿
- ・ 分掌組織図
- ・ 分掌組織名簿
- ・ 在校児童生徒数
- ・ 校内研修計画
- ・ 公開校業の時間割
- ・ 教室配置図

8 その他

実施の 1 週間前までに当日の時程を指導室の統括指導主事まで提出する。

小金井市文化財センター (旧浴恩館)

小金井市緑町 3-2-37 (浴恩館公園内)

Tel/Fax 042(383)1198

ココバス北東部循環⑬小金井公園入口 下車 徒歩5分

季節展

小金井桜展

平成28年 4月5日(火)～5月8日(日)

9:00～16:30 月曜休館 入館無料



入相桜 昭和6年(1931)

小金井桜 展 開催にあたって

明治 22 年 4 月、中央線の前身である甲武鉄道は、小金井桜の開花時期に合わせて開通します。

当初、境停車場（現武蔵境駅）の次は国分寺停車場（現国分寺駅）で、玉川上水堤に向かうには徒歩や人力車に頼っていました。増加する花見客に対応するため、江戸期からの花見の中心地小金井橋に一直線に連なる位置に、駅を設けようと考えたことは当然のことと思います。

小金井保桜会と駅誘致運動の連携により、大正 13 年、小金井桜は国の名勝に指定され、のちの武蔵小金井駅である小金井花期仮駅を設置、大正 15 年 1 月 15 日に武蔵小金井駅が正式開業します。

このように小金井桜のあゆみは、小金井発展の歴史そのものといっても過言ではありません。

当館では平成 6 年以降、桜の季節に合わせて継続して小金井桜展を行ってまいりました。本展示により、地元小金井及び文化財保護に対する理解と愛着が深まっていただければ幸いです。

「名勝小金井（サクラ）復活事業」に関するアンケートについて

東京都（水道局・教育庁）及び小金井市は、「史跡玉川上水整備活用計画」（平成21年8月東京都水道局策定）及び「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成22年3月小金井市策定）に基づき、国指定の名勝小金井（サクラ）、通称「小金井桜」の桜並木を復活させるため、玉川上水の新小金井橋から関野橋まで約640mをモデル整備区間とし、平成22年度から平成24年度までの3年間にかけて、ヤマザクラの苗木を計95本補植しました。

平成26年度及び平成27年度は、関野橋～梶野橋間の上流・中流域の約270mを対象区間としています。欠損したヤマザクラに対する補植及びサクラの生育環境を改善するために、被圧している雑木を伐採し、市民団体と協働でヤマザクラの苗木を計28本補植しました。他の区間については、これまでの整備についての検証を踏まえて、今後検討していきたいと考えています。

市民の皆様には本事業の趣旨をご理解いただくとともに、今後の参考とするため、次のとおり、本事業による改善状況等について、アンケート調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

記

1 実施期間

平成28年3月15日（火曜）から4月15日（金曜）まで

2 回答方法

添付の回答用紙に必要事項を明記し、直接、郵送またはファクスで下記の問合せ・回答先に提出してください。回答用紙は市ホームページからもダウンロードできます。なお、電子メールでの回答を希望する方は、市ホームページの専用フォームをご利用ください。

3 回答期限

平成28年4月15日（金曜）必着

4 問合せ・回答先

小金井市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 文化財係 ☎042-387-9879

(1) 窓口へ持参：小金井市前原町3-41-15 市役所第二庁舎7階

(2) 郵 送：〒184-8504（住所不要） 生涯学習課文化財係 宛

(3) ファクス：042-383-1133

(4) 電子メール：k020199@koganei-shi.jp ※ 添付ファイルでの受け付けはできません。

5 その他

「名勝小金井（サクラ）復活事業の概要」（資料1）と「平成25年度アンケート結果」（資料2）も添付していますので、回答の際は参考にしてください。

平成28年3月

平成28年3月

小金井市 () 町 () 丁目 ・ 市内在住 () 年

- ①市報 ②住民説明会 ③現地の看板 ④現地を見て知った ⑤新聞報道
⑥ホームページ ⑦このアンケートで初めて知った ⑧その他

※ ⑧を選んだ方は（ ）内へ記入してください。（ ）

- ①良くなった ②まだ判断できない ③悪くなった

回答： ※ 選んだ理由もお聞かせください。

理由：

- ①この程度の伐り方で良い ②もっと伐るべき ③もう少し樹木を残すべき
④伐採は望まない

回答：

- ①復活を望む（引き続き他の地域の整備を望む） ②まだ判断できない
③現状のままで良い

回答： ※ ②、③を選んだ方はその理由もお聞かせください。

理由：

- ①良くなった ②まだ判断できない ③悪くなった

回答： ※ 選んだ理由もお聞かせください。

理由：

- ご協力ありがとうございました。4月15日（必着）までに提出してください。
回答は、お1人様1回まででお願いします。

名勝小金井（サクラ）復活事業の概要

1 はじめに

玉川上水堤の桜並木は、200年以上も前から花見の名所として知られ、全国的に有名な花見の名所でした。①日本屈指の桜の景勝地であること、②ヤマザクラの天然変種が多数あること、③大木が多いこと、という特徴から、大正13年12月、国の名勝に指定されています。



小金井橋から下流を見た景観（大正時代）

2 名勝小金井（サクラ）復活事業について

花見の名所として知られた名勝小金井（サクラ）の景観は、江戸時代以来、大正13年の指定を経て昭和30年代までは、ヤマザクラ並木だけであり、法面や並木の林床は、様々な野草が自生する多様性に富んだ草地でした。

名勝小金井（サクラ）は、近年、交通量の増加やケヤキをはじめとする高木の成長等、生育環境が悪化したことにより、危機的な状態にあります。これを踏まえ、小金井市は、平成22年3月、文化財保護法に基づく東京都水道局の「史跡玉川上水整備活用計画」（平成21年8月策定）に沿って「玉川上水・小金井桜整備活用計画」を策定し、東京都や市民団体と協働で、名勝小金井（サクラ）復活へ向けた事業を進めています。

3 平成22年度～平成24年度実施整備（モデル区間の整備）

東京都及び小金井市の計画では、ヤマザクラの生育状況が比較的良好である新小金井橋から関野橋までの640mを特にモデル区間と位置付け、生育環境を整えるため、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採を行い、平成22年度から平成24年度までの3年間で、95本のヤマザクラの苗木を補植しました。

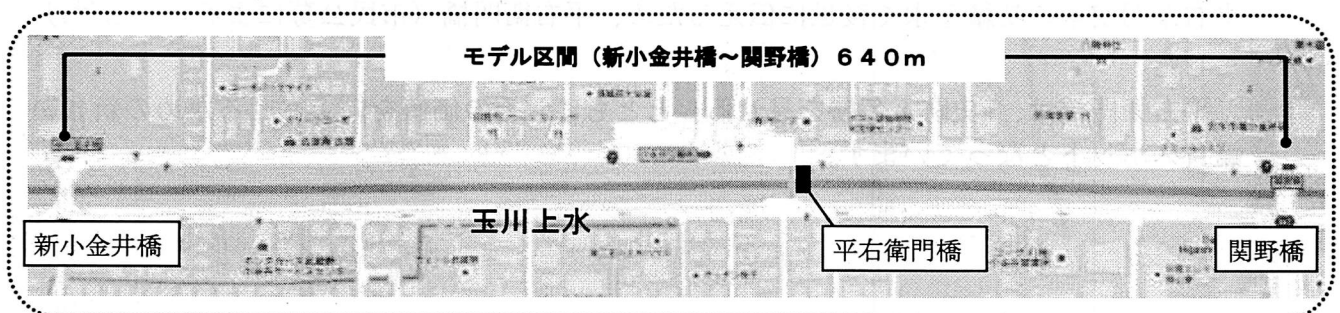


図1 平成22年度～平成24年度整備（モデル区間）の範囲

4 平成26年度・平成27年度実施整備（関野橋～梶野橋間の整備）

平成26年度及び平成27年度は、関野橋～梶野橋間の上流・中流域の約270mを対象区間としています。欠損したヤマザクラに対する補植及びサクラの生育環境を改善するために、被圧している雑木を伐採し、市民団体と協働でヤマザクラの苗木を計28本補植しました。



図2 平成26年度・平成27年度整備の範囲

他の区間については、これまでの整備についての検証を踏まえて、今後検討していきたいと考えています。

5 樹木伐採が必要な理由

高木に被圧されたヤマザクラは、隣接する五日市街道や市道に向けて枝をのばすこととなり、しばしば危険な状況を引き起こしています。高木そのものについても、高所からの枝の落下や倒木など、大きく成長しすぎたまま放置しておく、大きな事故につながる可能性があります。また、水路法面・法肩に生育する樹木は、国の史跡に指定されている玉川上水の法面崩壊を起こす可能性があり、法面を保護するためにもそういった樹木の伐採は必要です。

6 人道橋の架橋について

国史跡玉川上水に架かる小金井公園前歩道橋をより安全な人道橋に架け替える工事を行ってきましたが、7月31日に完成し開通式が行われました（図1中央）。橋名は、江戸時代に武蔵野新田の開発に尽力し、玉川上水堤にヤマザクラ並木をつくった、川崎平右衛門定孝の功績を永く後世に伝えるため、平右衛門橋（市民公募による）と名付けました。

平右衛門橋は、「史跡・名勝を見せる」とともに、その価値を向上させるための新しい鑑賞スポットとなっています。

「名勝小金井（サクラ）復活事業」に関するアンケート調査結果について

平成24年度のモデル区間の整備事業に関する検証の一環として、小金井橋から下流のモデル区間の近隣住民（桜町1・3丁目、緑町2・3丁目、関野町1・2丁目、梶野町3丁目）の800戸にアンケート調査を実施した結果、253件（回答率31.6%）の回答がありました。また、平成24年度でモデル区間におけるヤマザクラ並木の整備が完了したことから、全市民を対象とするアンケート調査も併せて実施した結果、91件の回答がありました。なお、択一式の設問に対し複数の選択がされたものは、無回答として集計しています。

1 実施期間

平成25年6月4日から平成25年7月1日まで

2 伐採後の改善状況について（景観・日照・環境等）

回答内容	回答人数（割合）		
	近隣	一般	合計
良くなった	163人（64.4%）	50人（54.9%）	213人（61.9%）
まだ判断できない	55人（21.7%）	32人（35.2%）	87人（25.3%）
悪くなった	31人（12.3%）	7人（7.7%）	38人（11.0%）
無回答	4人（1.6%）	2人（2.2%）	6人（1.7%）
合 計	253人（100%）	91人（100%）	344人（100%）

3 樹木の伐採量について

回答内容	回答人数（割合）		
	近隣	一般	合計
この程度の伐り方で良い	131人（51.8%）	32人（35.2%）	163人（47.4%）
もっと伐るべき	53人（20.9%）	33人（36.3%）	86人（25.0%）
もう少し樹木を残すべき	43人（17.0%）	10人（11.0%）	53人（15.4%）
伐採は望まない	18人（7.1%）	10人（11.0%）	28人（8.1%）
無回答	8人（3.2%）	6人（6.6%）	14人（4.1%）
合 計	253人（100%）	91人（100%）	344人（100%）

4 名勝小金井（サクラ）並木の復活について

回答内容	回答人数（割合）		
	近隣	一般	合計
復活を望む （引き続き他の地域の整備を望む）	206人（81.4%）	71人（78.0%）	277人（80.5%）
まだ判断できない	19人（7.5%）	10人（11.0%）	29人（8.4%）
現状のままでよい	23人（9.1%）	9人（9.9%）	32人（9.3%）
無回答	5人（2.0%）	1人（1.1%）	6人（1.7%）
合 計	253人（100%）	91人（100%）	344人（100%）

スポーツに関する意識調査（スポーツ実施率等調査）

調査結果報告書

平成28年3月
小金井市教育委員会生涯学習課
（スポーツ振興係）

目次

1. 調査結果概要	2
2. 運動・スポーツの実施率について	3
3. チャレンジデーへの参加率について	16
4. 運動・スポーツの施設利用について	19
5. 運動・スポーツクラブへの加入状況について	30
6. 運動・スポーツの考え方について	33
7. 運動・スポーツをするための環境について	36
8. スポーツに関するボランティア活動について	39
9. スポーツへの関わり方の意識について	41
10. 取組や企画への参加意向について	42
11. まとめ	44

1. 調査結果の概要

(1) 調査目的

平成 26 年度から毎年 5 月の最終水曜日に実施しているチャレンジデー事業を通じて、市民のスポーツに対する意識や実施率等を把握し、スポーツ推進のための計画策定の基礎資料とするとともに、今後のスポーツ振興の参考とすることを目的とする

(2) 調査方法

①調査対象

小金井市在住の 18 歳以上の男女個人

②調査対象抽出方法

住民基本台帳から層化二段法による無作為抽出（性別、年代、地域別）

③実施方法

調査票の郵送及び郵送での回収によるアンケート調査

④調査期間

調査票発送：2015 年 9 月 4 日

調査票回収：2015 年 9 月 18 日 ～ 2015 年 9 月 24 日

(3) 調査回収状況

調査対象数	2,000 件
回収数	636 件
回収率	31.8%

(4) 調査結果の見方

①グラフの中の「n＝」は、質問に対する回答者数を表している。

②結果数値（パーセント）は、小数点第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならないこともある。

2. 運動・スポーツの実施率について

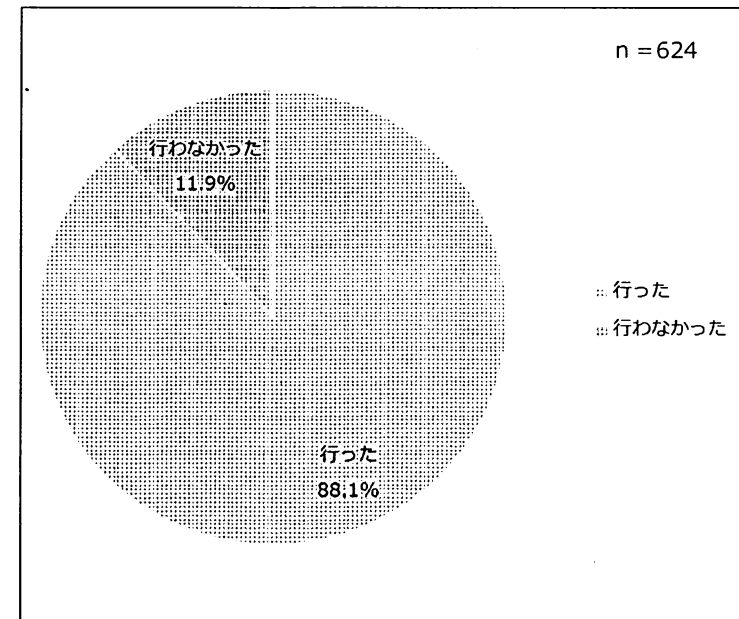
この 1 年間にスポーツを行った人の中で、40 代、60～70 代の割合が高く、行った運動・スポーツ種目別では、男女共にウォーキング、ランニング、ジョギングの割合が高くなっている。身近な場所で一人でも気軽にできる種目が共通して上位を占めている。

成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 59.4%となっており、国の計画が定める目標値の 65%程度より低い状況にあります。また、働き盛りの 40 代が低い値を示しています。スポーツを行う場所は、公共のスペース（公園、道路、山など）が最も多く、市内の公共スポーツ施設は、約 13%の使用率となっています。

(1) この 1 年間で運動・スポーツを行ったか。

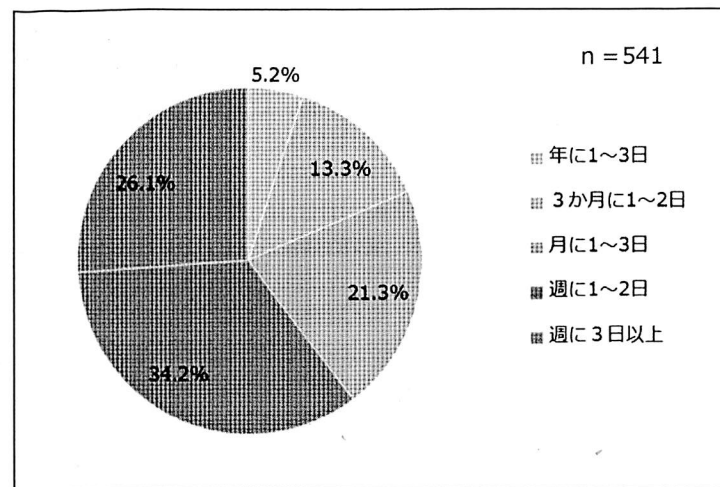
約 60 種のスポーツを列挙し、当てはまるスポーツを一つ以上選択した場合「行った」として集計した。

※学校の体育の授業として行ったものや、職業として行ったものを除く。

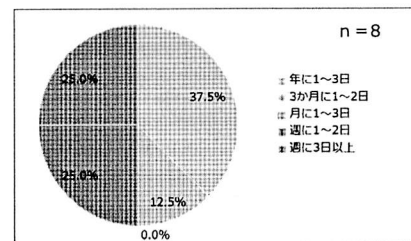


スポーツ実施率（全体）

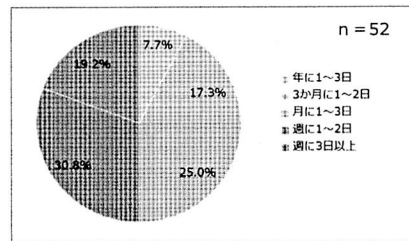
(2) 年代別の運動・スポーツ実施頻度



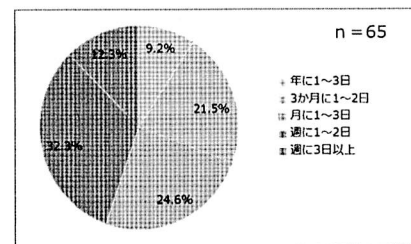
実施日数 (全体)



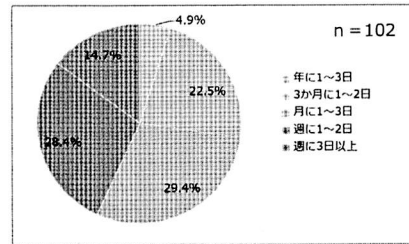
10代の実施日数



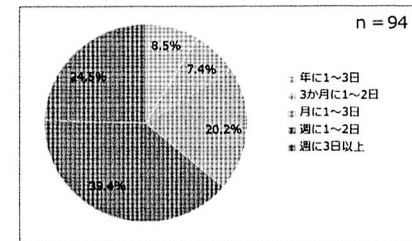
20代の実施日数



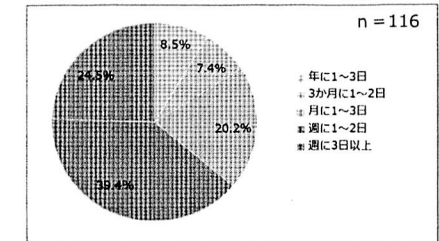
30代の実施日数



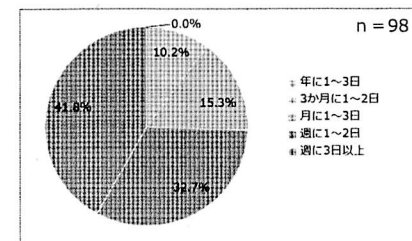
40代の実施日数



50代の実施日数



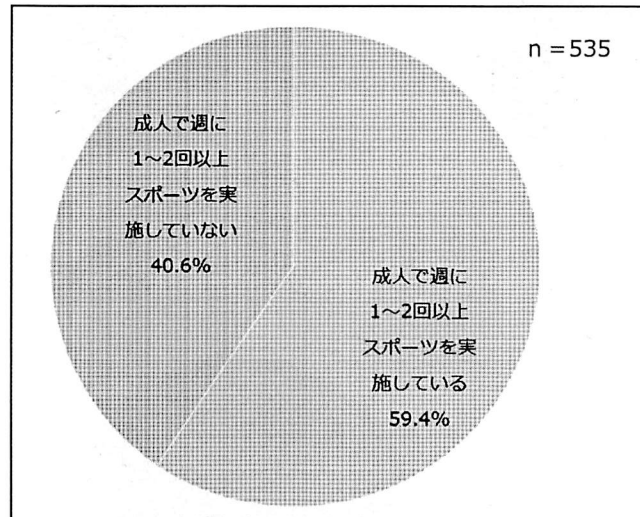
60代の実施日数



70歳代以上の実施日数

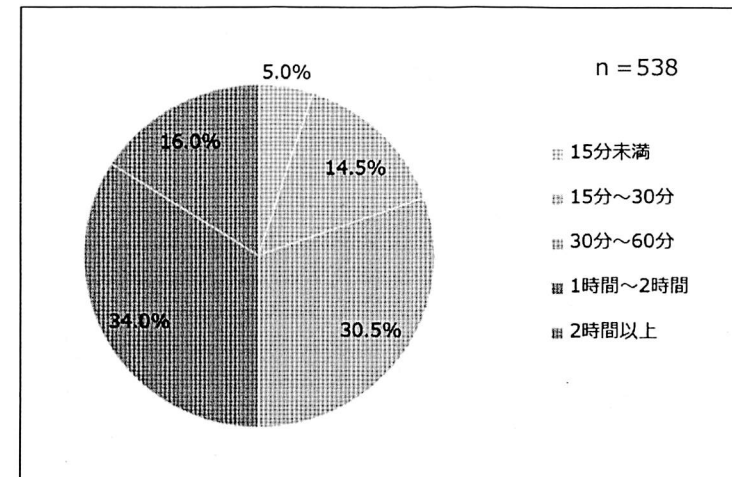
(人)

	年に1～3日	3か月に1～2日	月に1～3日	週に1～2日	週に3日以上
10代	3	1	0	2	2
20代	4	9	13	16	10
30代	6	14	16	21	8
40代	5	23	30	29	15
50代	8	7	19	37	23
60代	2	8	20	46	40
70歳以上	0	10	15	32	41

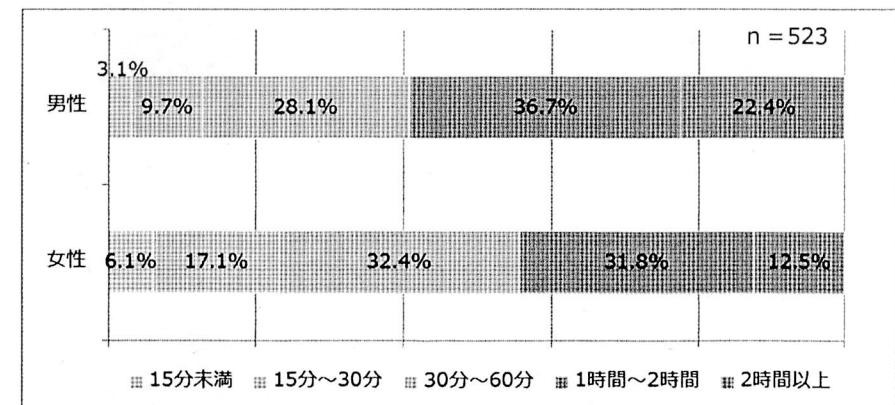


週に1～2回以上のスポーツ実施の比率

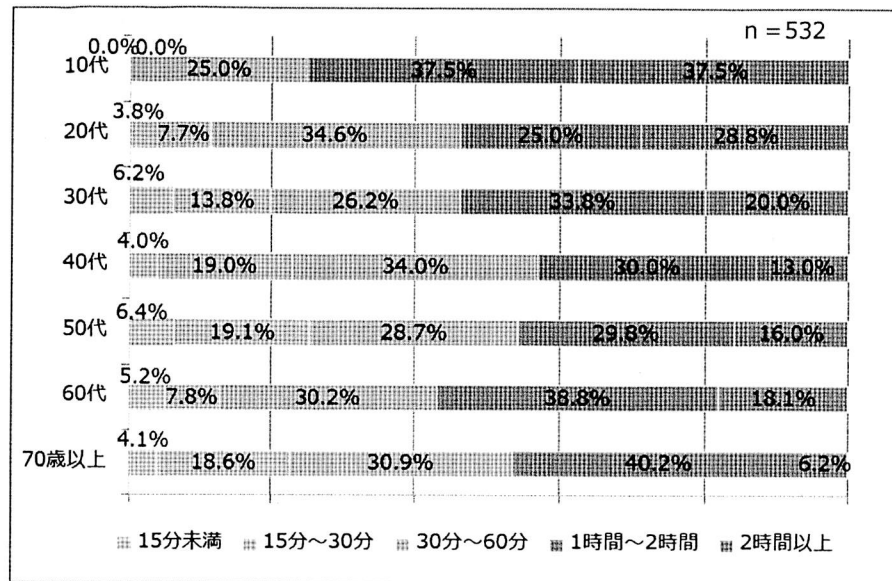
(3) 運動・スポーツを行った1回あたりの時間



実施時間（全体）

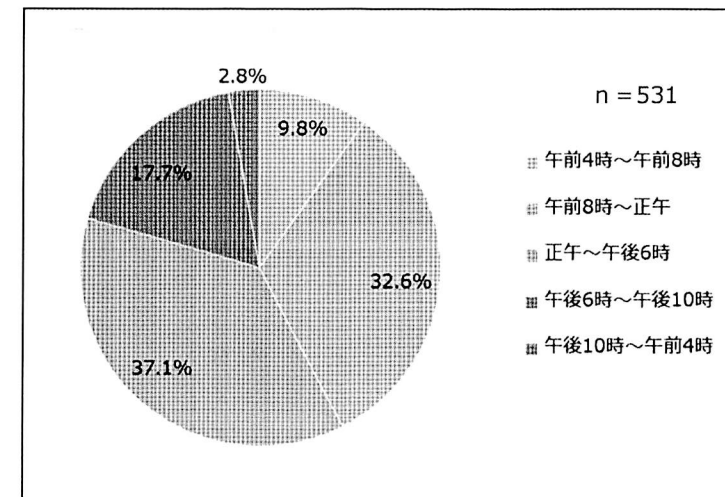


実施時間（性別）

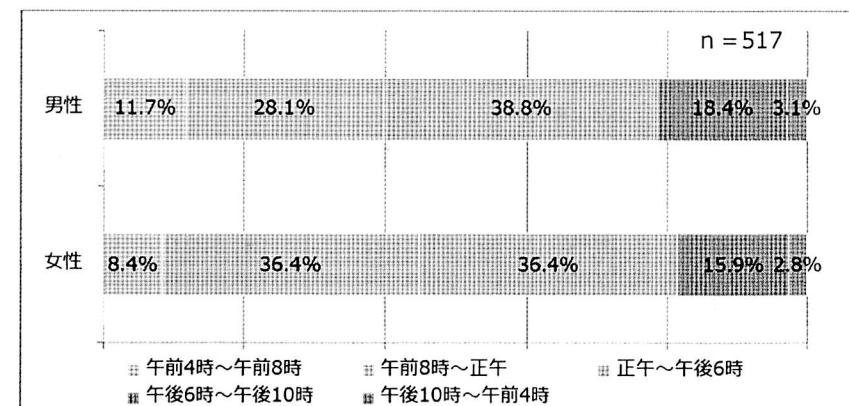


実施時間（年代別）

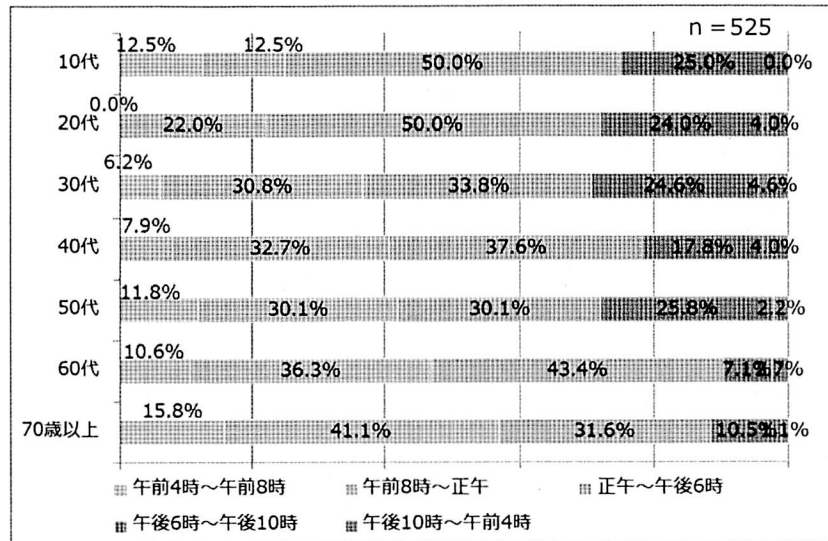
(4) 運動・スポーツを行った時間帯



実施時間帯（全体）

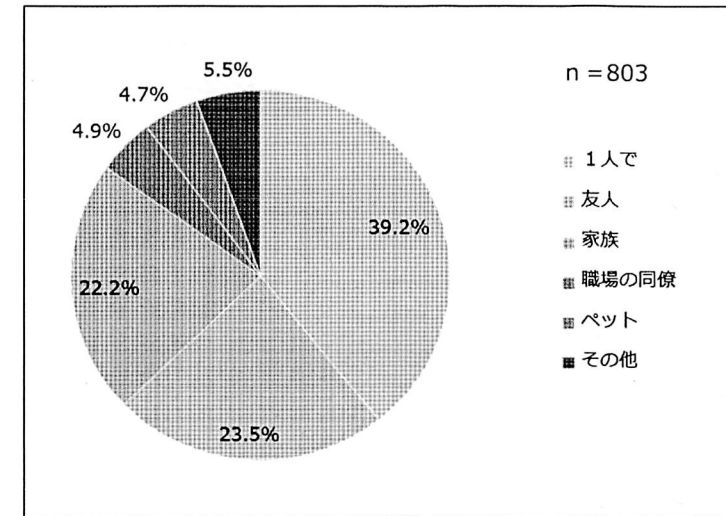


実施時間帯（性別）

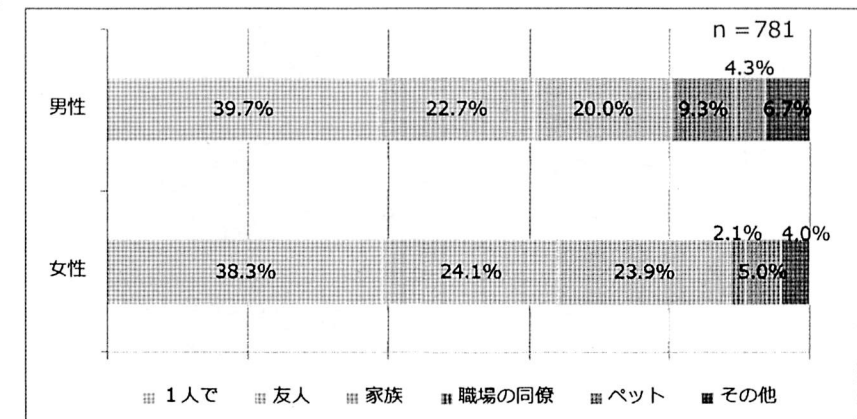


実施時間帯（年代別）

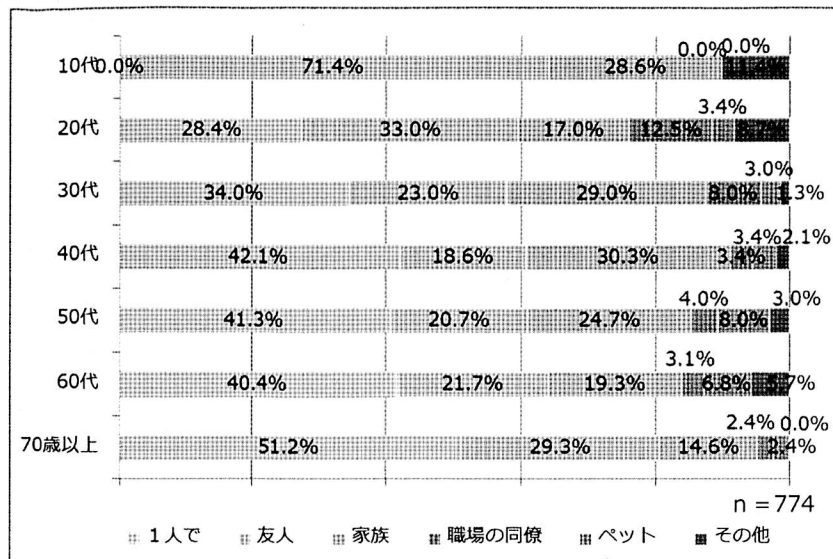
(5) 誰と一緒に運動・スポーツを行ったか



誰と運動・スポーツを行ったか（全体）



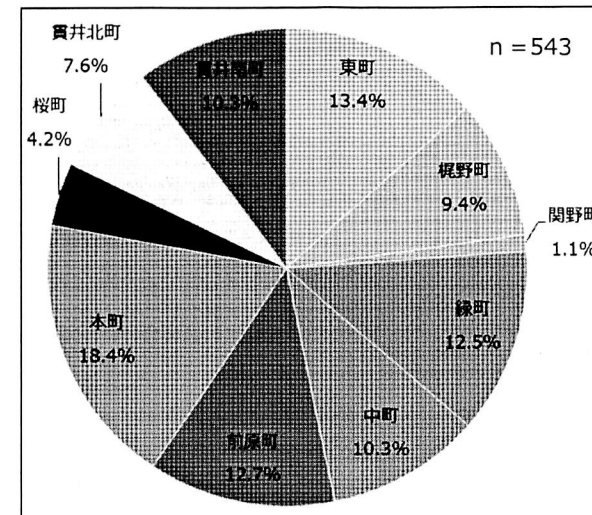
誰と運動・スポーツを行ったか（性別）



誰と運動・スポーツを行ったか（年代別）

(6) 地域別の運動・スポーツの実施率

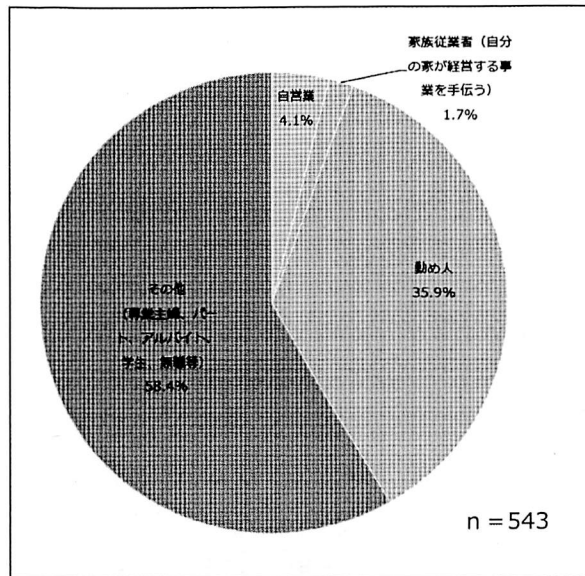
約 60 種のスポーツを列挙し、当てはまるスポーツ一つ以上選択した場合「行った」として集計した。



運動・スポーツを行った人の地域別の割合

(7) 職業別の運動・スポーツの実施率

約 60 種のスポーツを列挙し、当てはまるスポーツ一つ以上選択した場合「行った」として集計した。



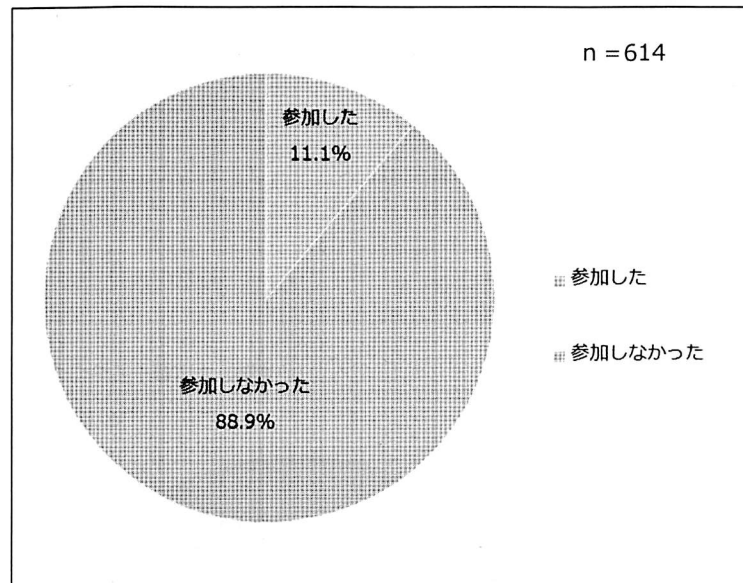
運動・スポーツを行った人の職業別の割合

(8) この1年間に行った運動・スポーツの種目

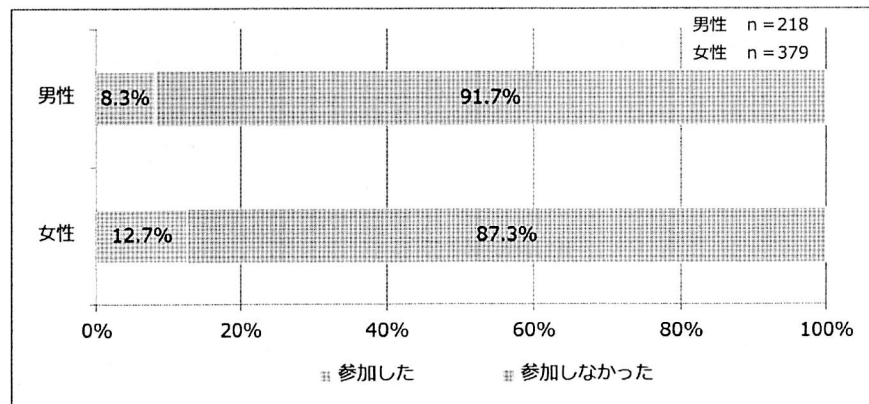
種目	n = 620			n = 871			n = 1,491		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
体操 (ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、縄跳び、ヨガを含む)	7.7%	18.8%	14.2%						
ウォーキング (散歩などを含む)、ランニング、ジョギング	24.0%	28.2%	26.5%						
ダンス (フォークダンス、ジャズダンス、社交ダンス、日本舞踊を含む)	0.2%	3.0%	1.8%						
ボウリング	5.2%	2.5%	3.6%						
ゲートボール、グラウンドゴルフ	0.2%	0.3%	0.3%						
水泳	7.4%	5.3%	6.2%						
室内運動器具を使ってする運動	6.5%	4.5%	5.3%						
キャッチボール、ドッジボール	3.2%	1.3%	2.1%						
スキー、スノーボード、スケート	3.7%	2.5%	3.0%						
登山、キャンプ、オートキャンプ、ハイキング、オリエンテーリング	7.7%	6.9%	7.2%						
ボート、ヨット、スキューバダイビング、カヌー、サーフィン、ほか水上スポーツ	1.1%	1.0%	1.1%						
ゴルフ	6.9%	2.8%	4.5%						
グライダー、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー	0.0%	0.1%	0.1%						
サイクリング、モーター (サイクル) スポーツ	4.4%	4.2%	4.3%						
陸上競技	1.1%	0.7%	0.9%						
柔道、剣道、空手、合気道、居合道、太極拳	1.9%	0.9%	1.3%						
相撲、ボクシング、レスリング	0.0%	0.1%	0.1%						
弓道、アーチェリー	0.2%	0.8%	0.5%						
ラクロス、ホッケー	0.0%	0.0%	0.0%						
野球、ソフトボール	2.4%	0.7%	1.4%						
サッカー、フットサル、ラグビー	4.0%	0.8%	2.1%						
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	0.8%	1.3%	1.1%						
テニス、ソフトテニス、バドミントン、卓球	6.0%	5.7%	5.8%						
ニュースポーツ (ボッチャ、キンボール、フライングディスク、スポーツ吹き矢ほか)	0.3%	0.5%	0.4%						
その他	1.6%	1.1%	1.3%						
スポーツは行かなかった	3.4%	5.9%	4.8%						

3. チャレンジデーへの参加率について

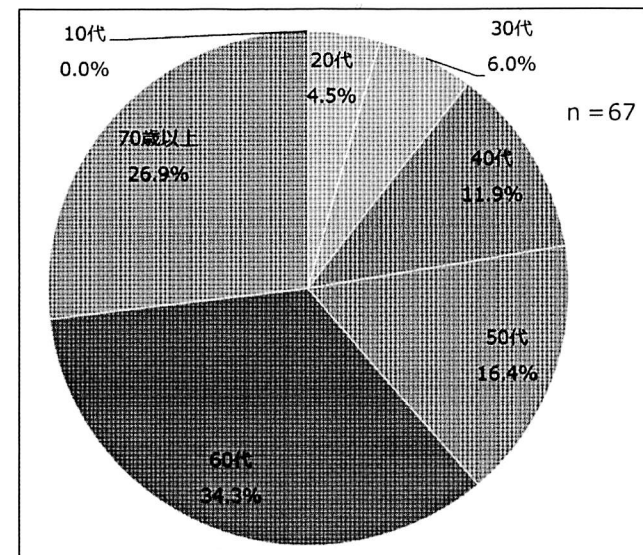
参加率が低いことについては、まだ、市民に浸透していないことが考えられる。



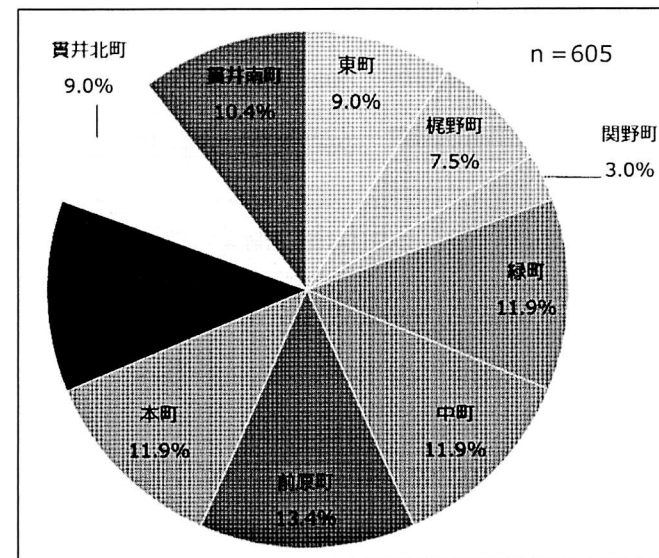
チャレンジデー参加率（全体）



チャレンジデー参加率（性別）



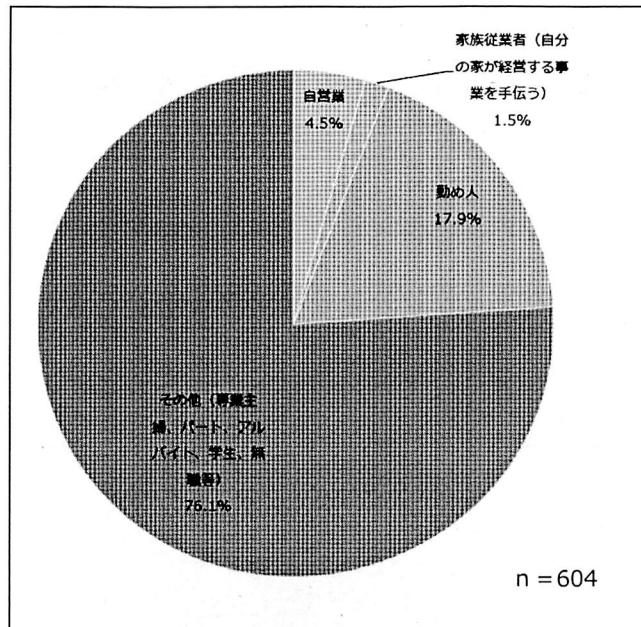
チャレンジデー参加率（年代別）



チャレンジデー参加率（地域別）

※その他とは、専業主婦、パート、アルバイト、学生、無職等をさします。

※家族従業者とは、自分の家族が経営する事業を手伝うを言います。



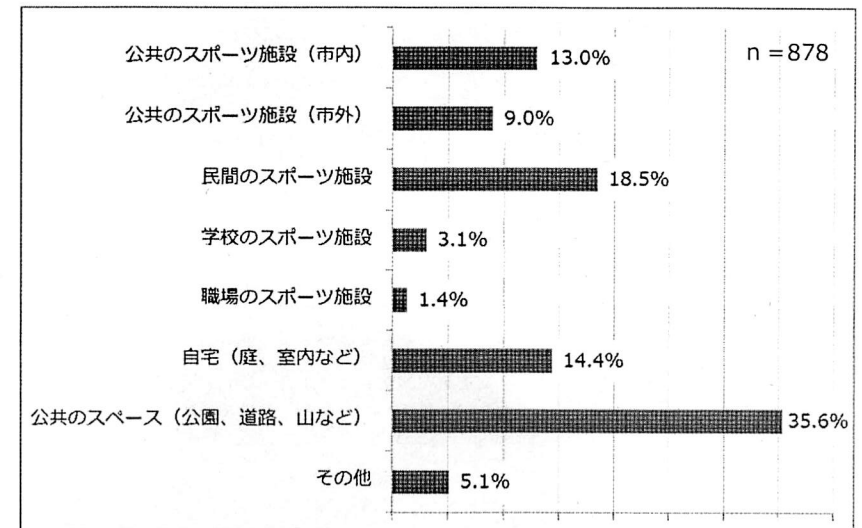
チャレンジデー参加率(職業別)

4. 運動・スポーツの施設利用について

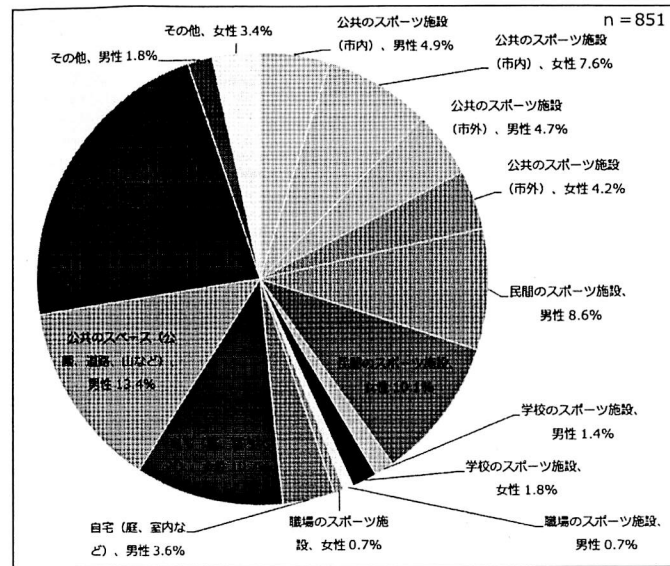
スポーツを行う場所として、ウォーキングやジョギングに親しむ傾向が多いことから、公園、道路、山などの利用が多い。次いで立地条件の良い民間スポーツ施設の利用が多い結果となった。

現在、無料で利用されている上水公園運動施設についての有料化に伴う料金設定については、低い水準で設定すべきとする割合が高く、既に有料となっている総合体育館及び栗山公園健康運動センターの利用料については適正となっている。ただ、市内の公共のスポーツ施設の利用率は13%に留まった。

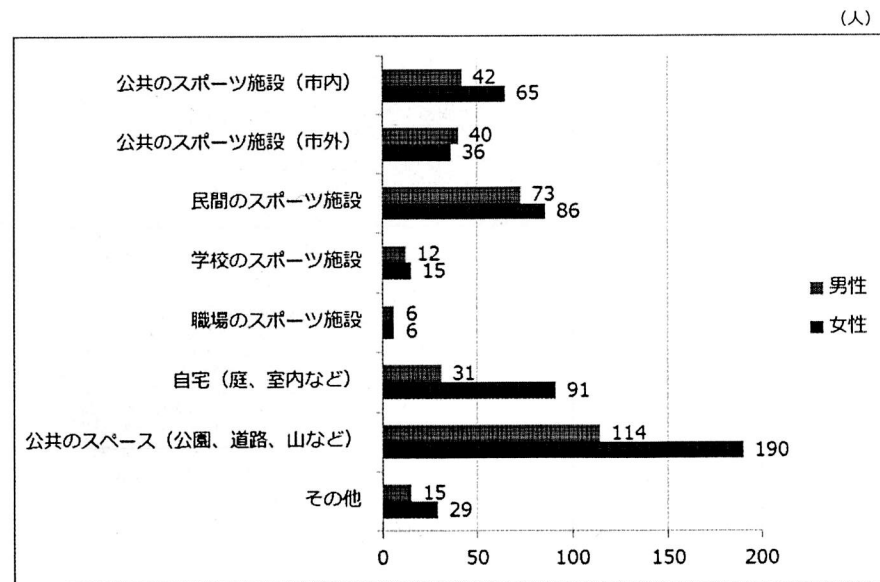
(1) 運動・スポーツを行った場所(複数回答)



実施場所(全体)

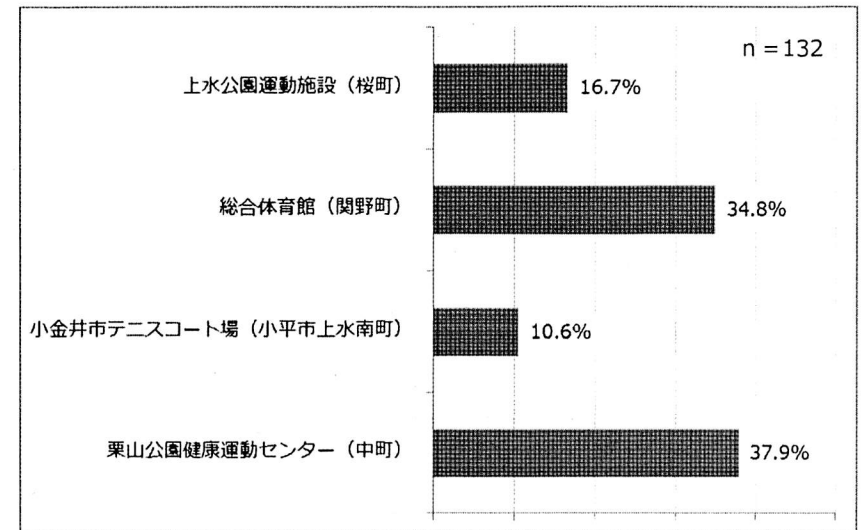


実施場所（性別・割合）

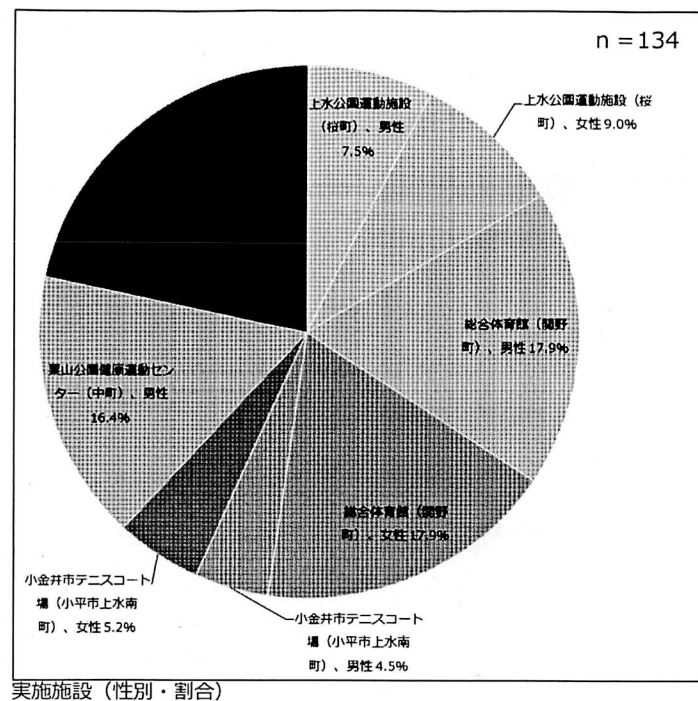


実施場所（性別・件数）

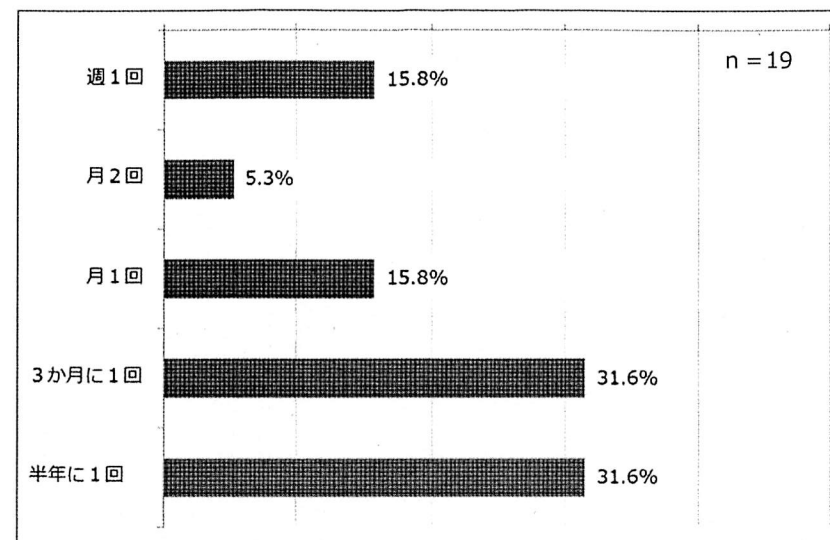
(2) 運動・スポーツを行った公共スポーツ施設（複数回答可）



実施施設（全体）



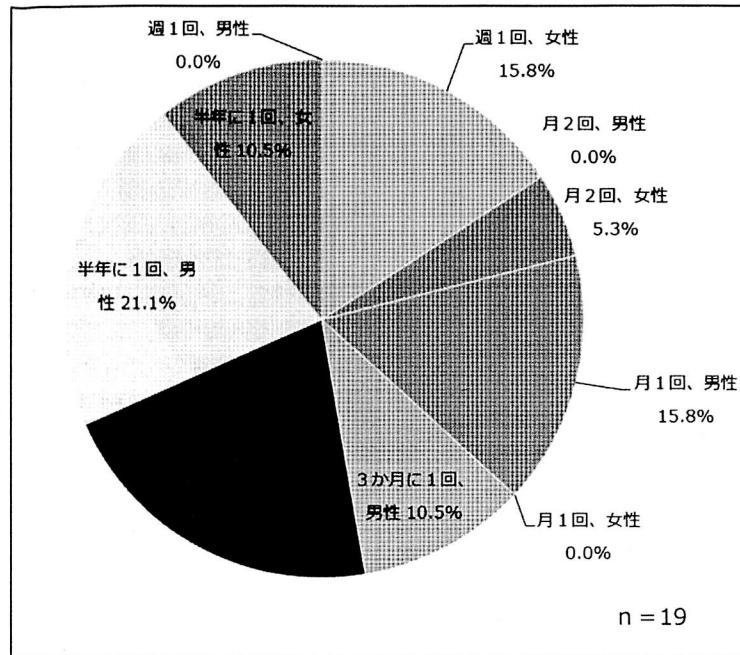
(3)「上水公園運動施設 (桜町)」の利用頻度



「上水公園運動施設 (桜町)」の利用頻度 (全体)

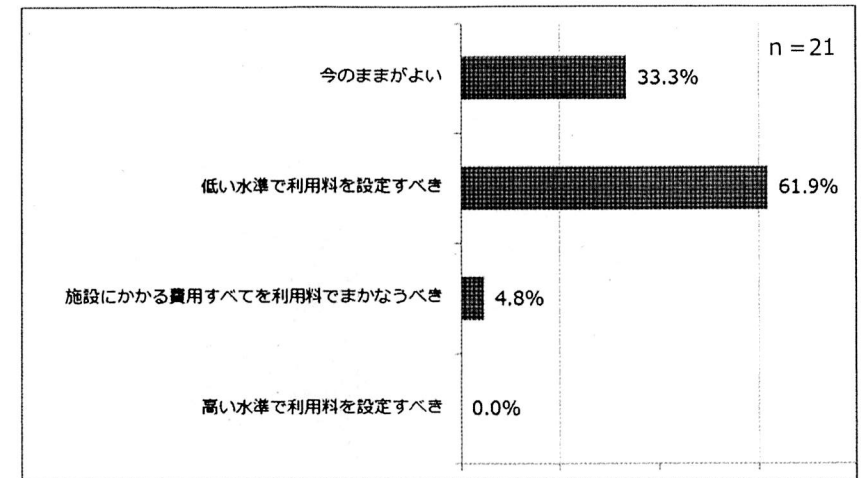
②性別

※有効回答は、【問8】【問9】で1を回答し、【問10】【問27】が無回答を除く回答。

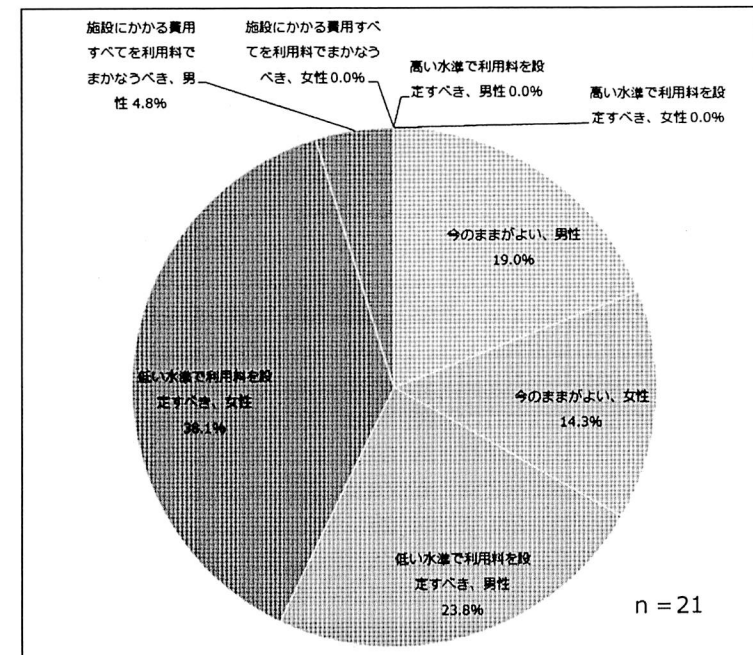


「上水公園運動施設（桜町）」の利用頻度（性別・割合）

(4)「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合

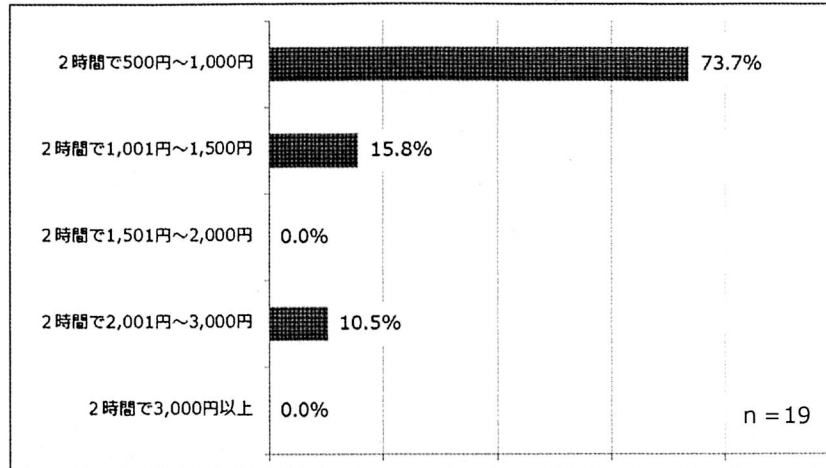


「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合（全体）

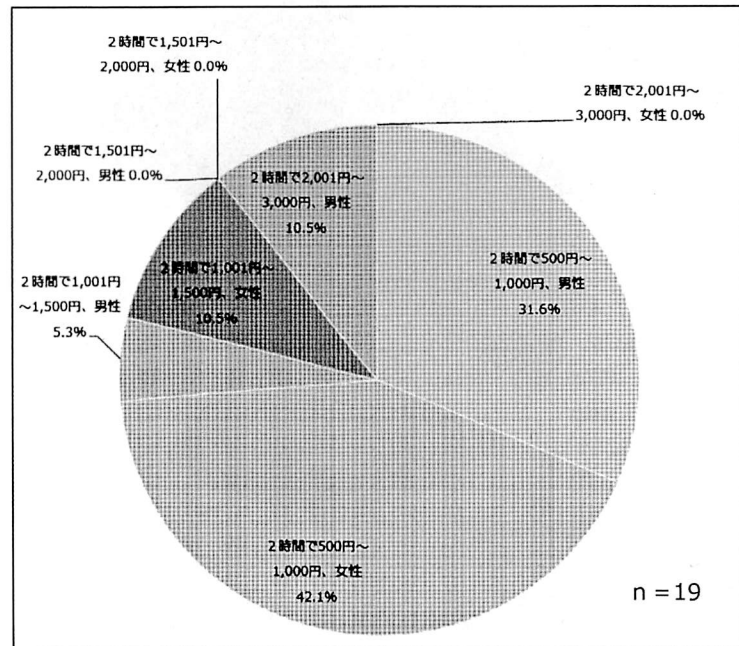


「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合（性別・割合）

(5)「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合の利用料水準について

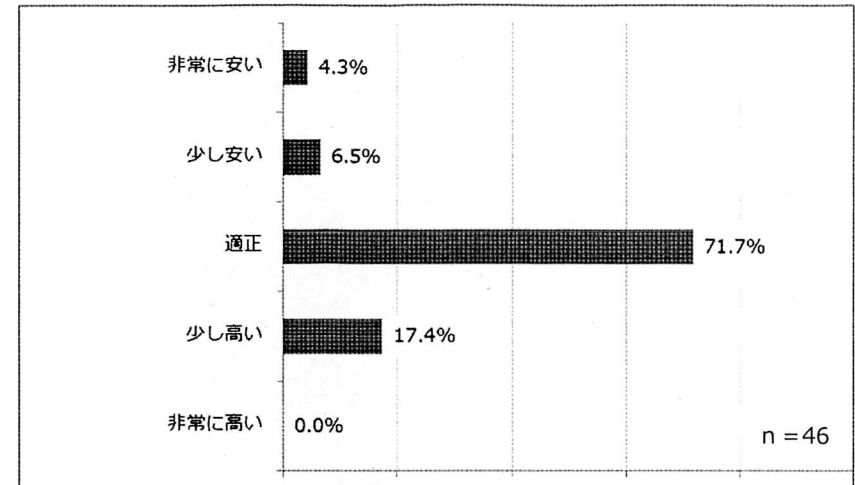


「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合の利用料水準（全体）

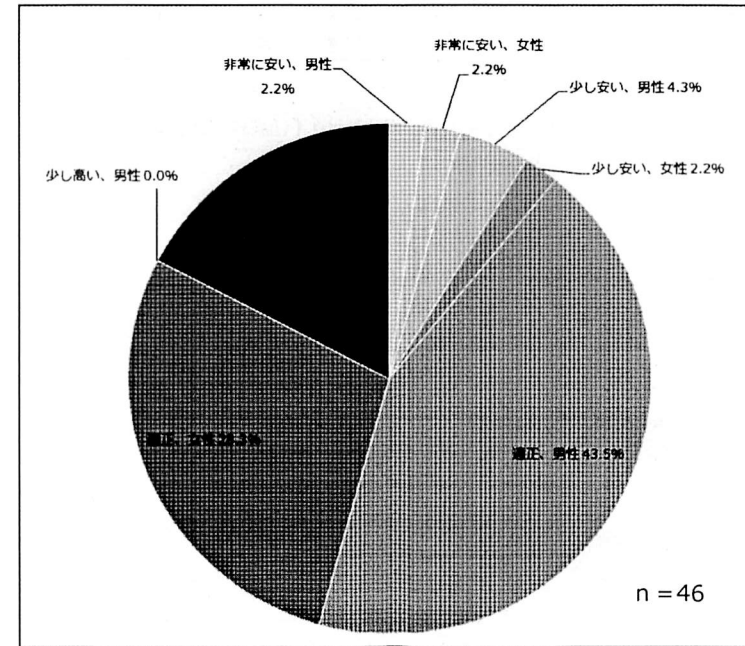


「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合の利用料水準（性別・割合）

(6)「総合体育館（関野町）」の利用料水準について

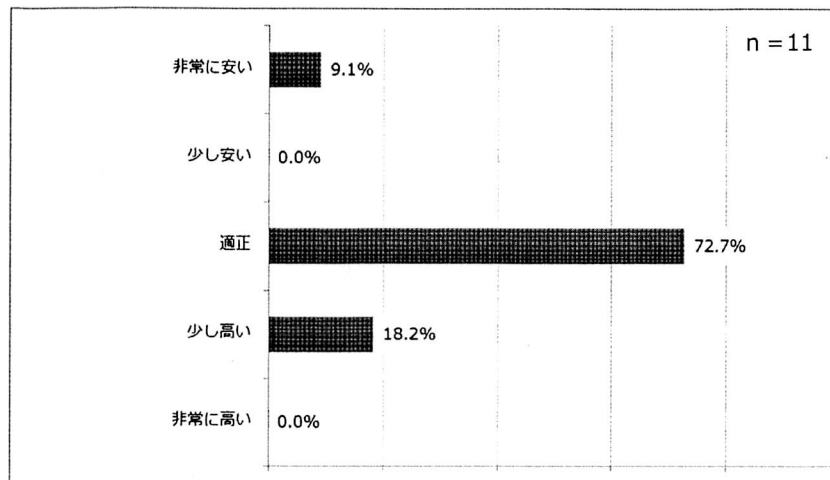


「総合体育館（関野町）」の利用料水準について（全体）

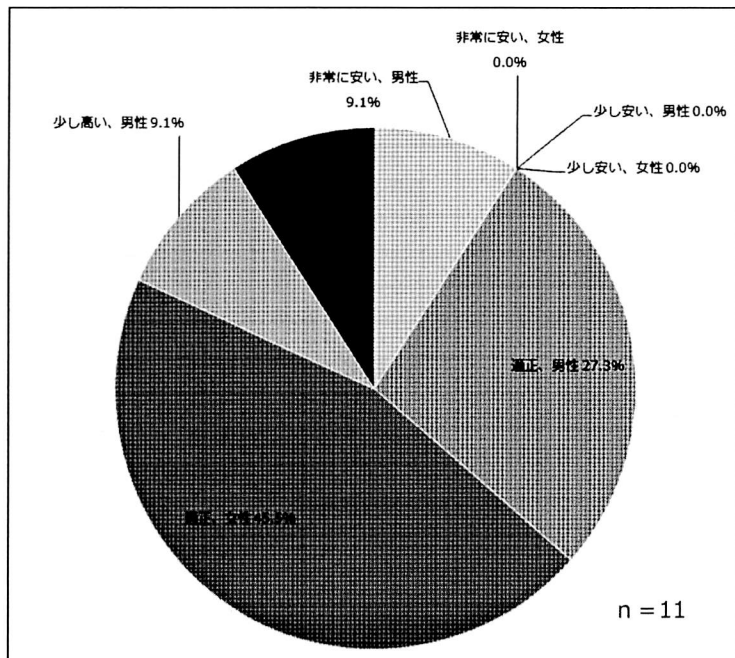


「総合体育館（関野町）」の利用料水準について（性別・割合）

(7)「小金井市テニスコート場（小平市上水南町）」の利用料水準について

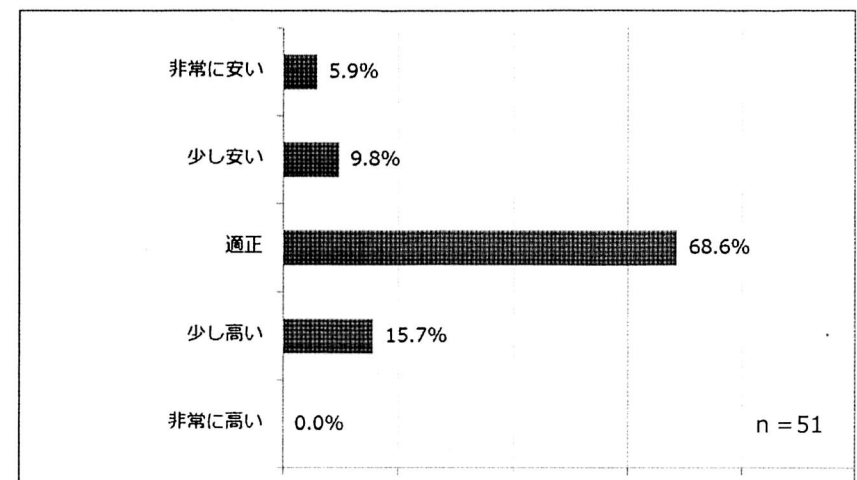


「小金井市テニスコート場（小平市上水南町）」の利用料水準について（全体）

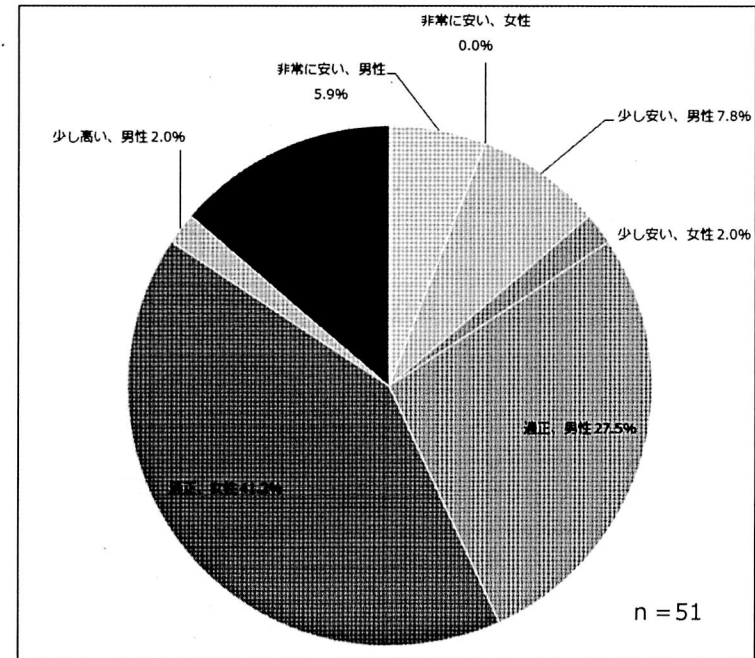


「小金井市テニスコート場（小平市上水南町）」の利用料水準について（性別・割合）

(8)「栗山公園健康センター（中町）」の利用料水準について



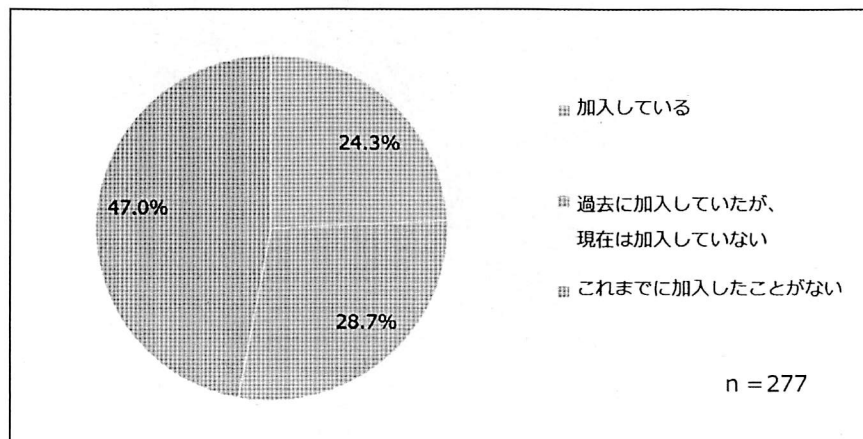
「栗山公園健康センター（中町）」の利用料水準について（全体）



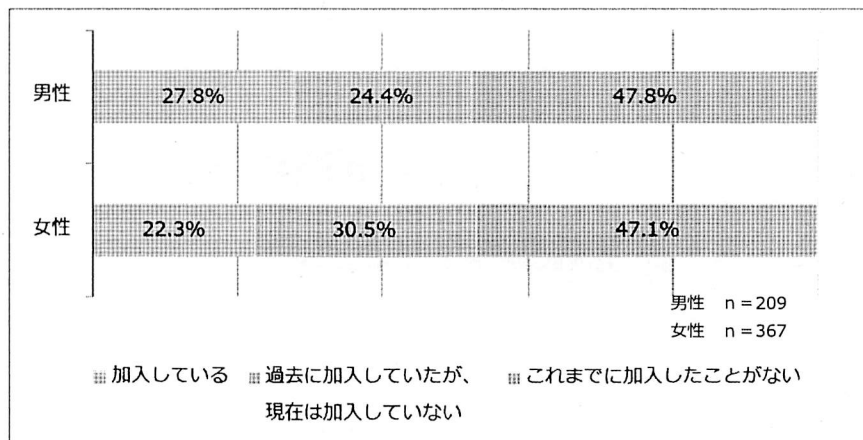
「栗山公園健康センター（中町）」の利用料水準について（性別・割合）

5. 運動・スポーツクラブへの加入状況について

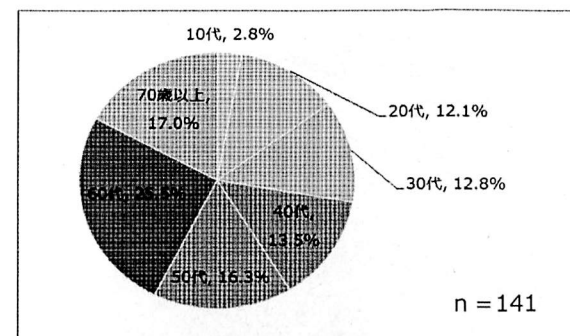
全体的にこれまで加入したことがないが約半数を占め、年代別では40から50代の働き盛り世代の加入が低くなっている。



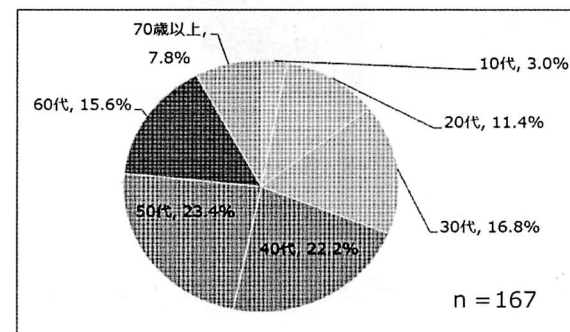
加入状況について (全体)



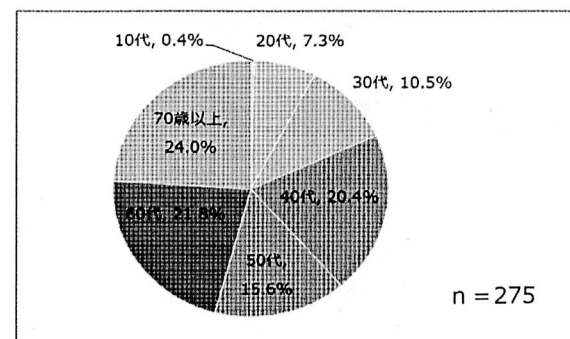
加入状況について (性別)



加入状況について (加入している/年代別)

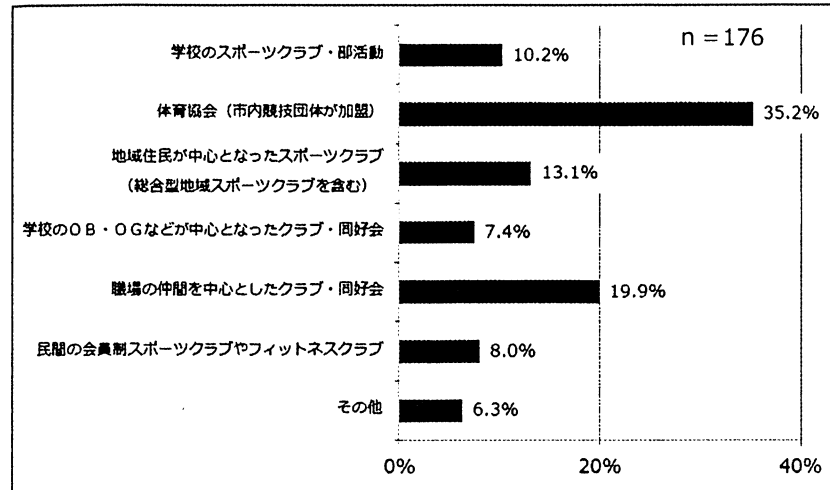


加入状況について (過去に加入していたが、現在は加入していない/年代別)



加入状況について (これまでに加入したことがない/年代別)

(2) 加入している運動・スポーツクラブ（複数回答）



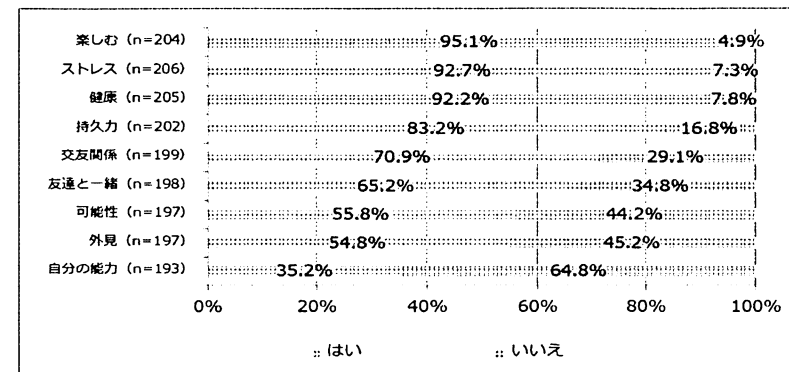
加入している運動クラブ

6. スポーツの考え方について

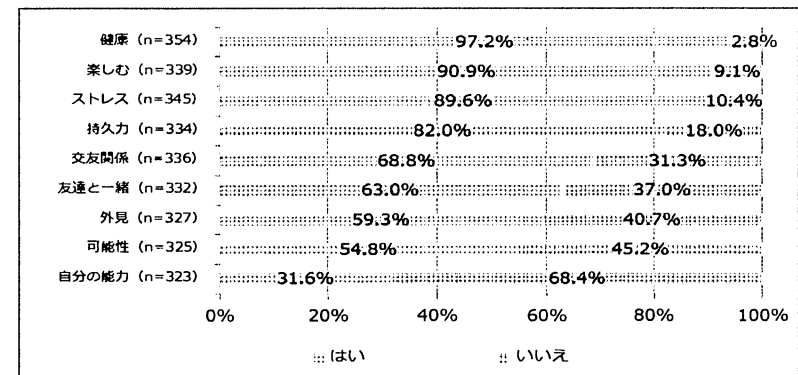
スポーツをすることのメリットとして、健康になるため楽しみながら、ストレス解消の健康重視の傾向が見られる。男女共に全身の持久力増進が求められている。男性では可能性に挑戦、女性では楽しむことを念頭において行っていることを示している。また、スポーツをしないときの主な理由として「十分な時間がない」、「無精である」の回答が多い結果となり、身体を動かす余裕がないことが浮き彫りとなったが、スポーツへの関わり方の意識についての回答中、スポーツをしたい（続けたい）という回答が83.5%と高くなっている。

※83.5%とは、P41のA.スポーツをしたい（続けたい）の「とても思う」「そう思う」の合計。

(1) スポーツをすることの利点

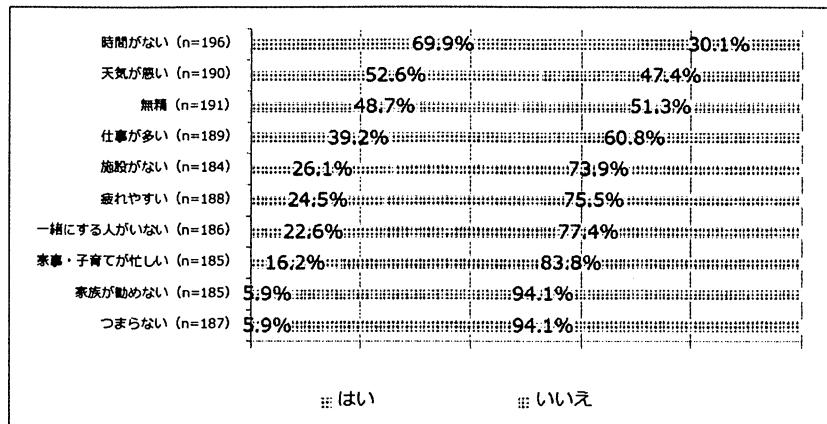


スポーツをすることの利点（男性）

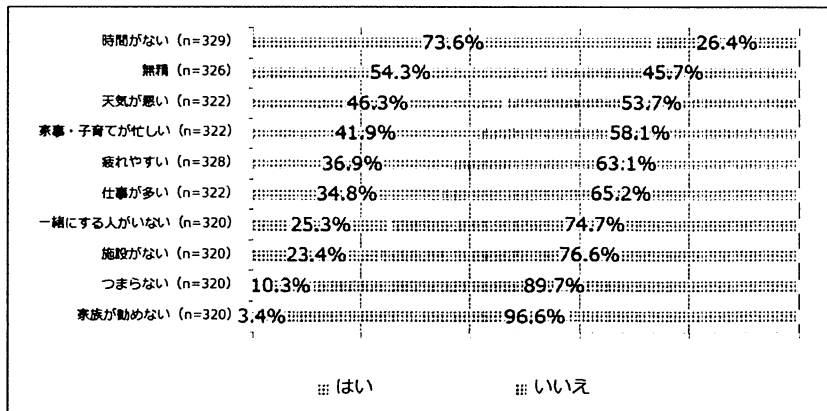


スポーツをすることの利点（女性）

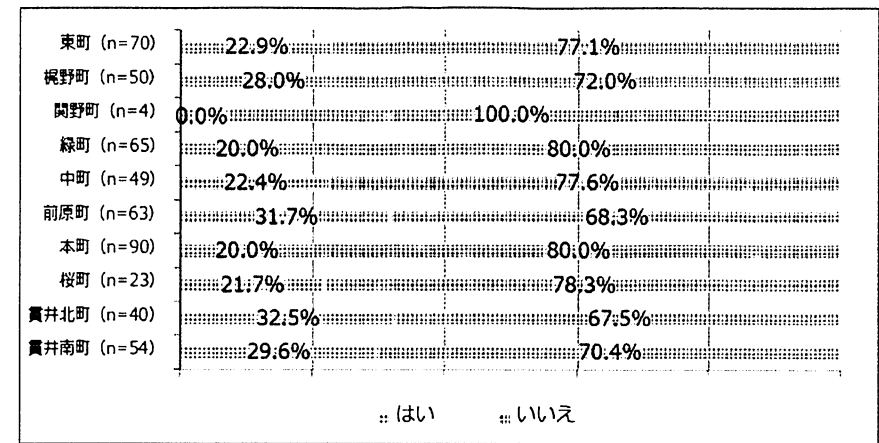
(2) スポーツをしないときの主な理由



スポーツをしない時の理由 (男性)



スポーツをしない時の理由 (女性)

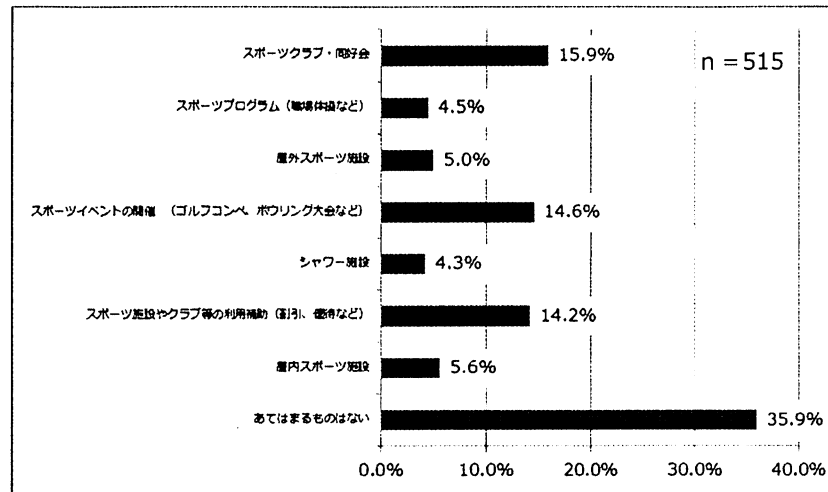


スポーツをしない時の理由：施設がない (地域別)

7. 運動・スポーツをするための環境について

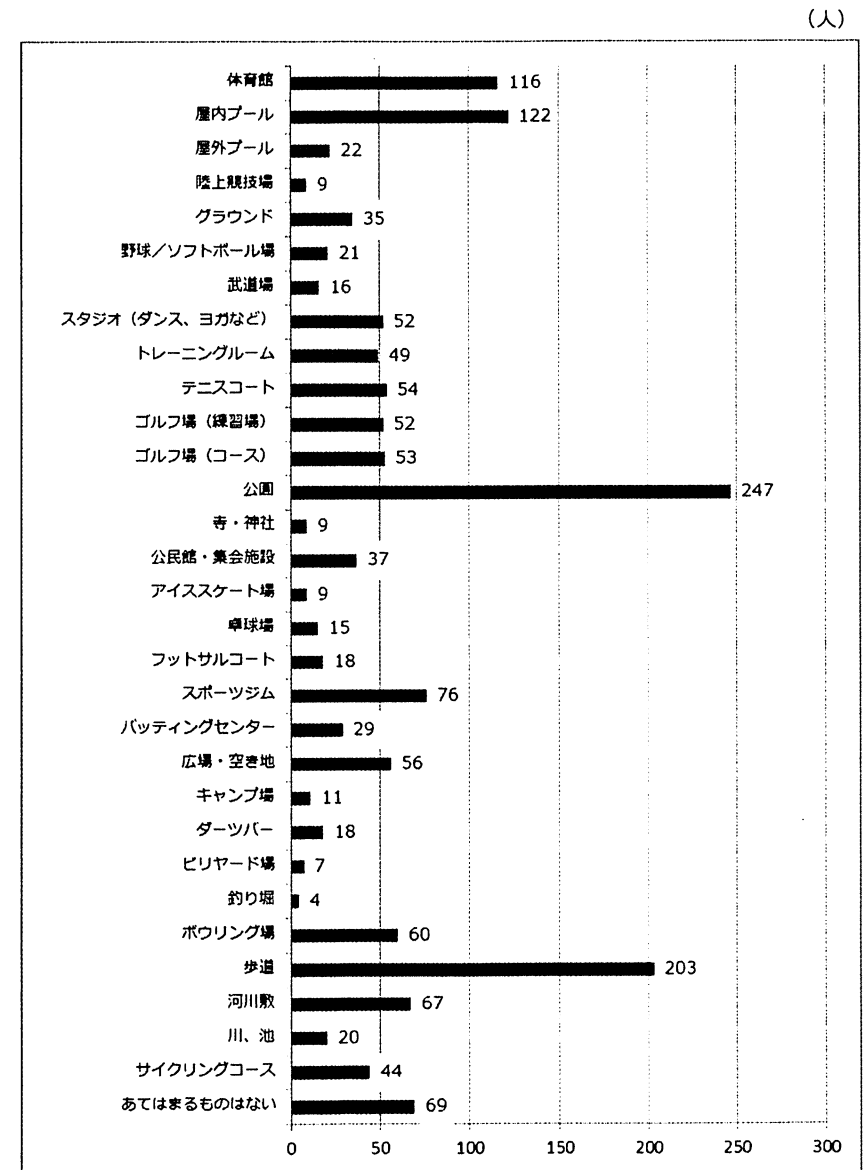
職場での運動・スポーツ環境は、「スポーツクラブ・同好会」が16%となっているが、スポーツに関する環境・設備等「あてはまるものはない」が圧倒的に高くなっている。公園や歩道を利用した運動・スポーツを行う傾向にある。

(1) 職場での運動・スポーツ環境について (複数回答)



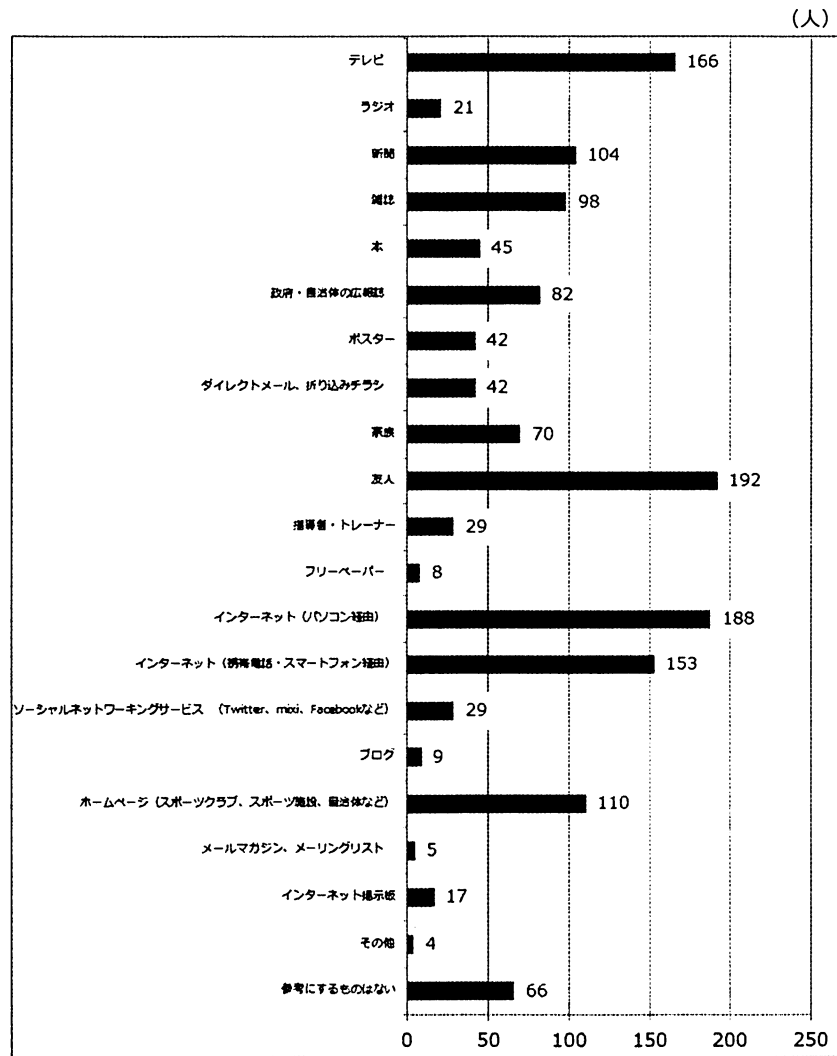
職場での運動・スポーツ環境

(2) 利用施設について (複数回答)



利用施設について

(3) スポーツをするための情報収集について、参考になっているメディア（複数回答）

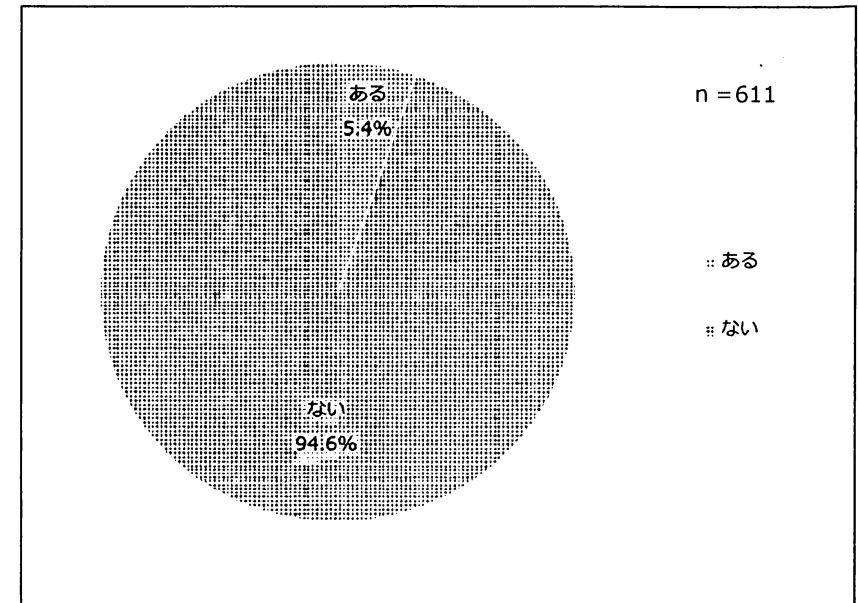


情報収集について

8. スポーツに関するボランティア活動について

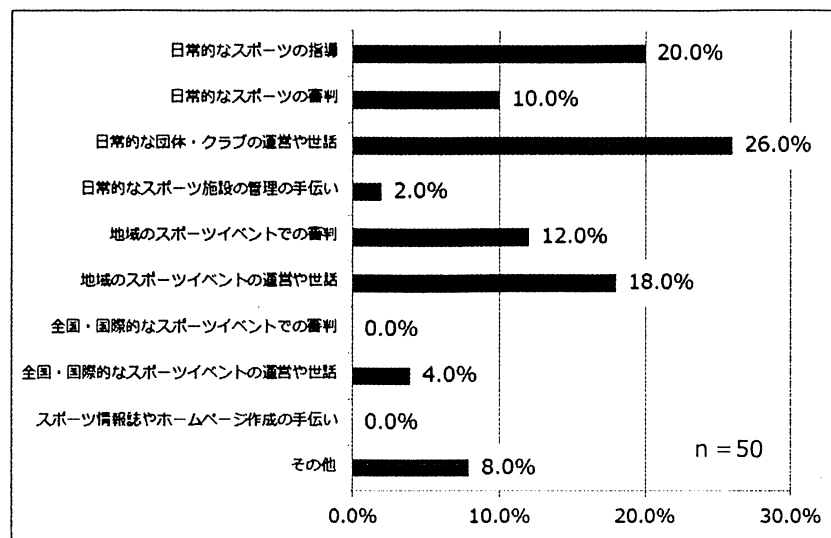
過去1年間のスポーツに関わるボランティアへの参加率は、5.4%となっている。日常的な団体・クラブへの運営や世話が高くなっている。

(1) スポーツにかかわるボランティア活動について



スポーツに関わるボランティア活動実施率（全体）

(2) 行ったボランティア活動（複数回答）



実施したボランティア活動の種類（全体）

9. スポーツへの関わり方の意識について

「スポーツをしたい（続けたい）」、「自分の子どもにスポーツをさせたい」、「スポーツ観戦（直接またはテレビで）をしたい」の回答が高い半面、「スポーツを指導したい」、「スポーツに関わるボランティアをしたい」が低くなっている。

(1) スポーツへの関わり方の意識について

(人)

	とても そう思う	そう思う	あまりそう 思わない	全くそう 思わない
A. スポーツをしたい(続けたい)	266 (44.5%)	233 (39.0%)	75 (12.5%)	24 (4.0%)
B. スポーツ観戦（直接、またはテレビで）をしたい	176 (29.6%)	251 (42.3%)	124 (20.9%)	43 (7.2%)
C. やらうと思えばいつでもスポーツができる	99 (16.9%)	242 (41.2%)	185 (31.5%)	61 (10.4%)
D. スポーツと一緒にする仲間がいる	86 (14.6%)	180 (30.5%)	203 (34.4%)	121 (20.5%)
E. スポーツを指導したい	15 (2.6%)	30 (5.1%)	146 (25.0%)	393 (67.3%)
F. スポーツニュースに関心がある	117 (19.7%)	243 (40.9%)	143 (24.1%)	91 (15.3%)
G. 自分の子どもにスポーツをさせたい	213 (37.1%)	247 (43.0%)	60 (10.5%)	54 (9.4%)
H. スポーツに関わるボランティアをしたい	18 (3.1%)	91 (15.5%)	243 (41.4%)	235 (40.0%)

10. 取組や企画の参加意向について

旅先でのランニングやウォーキング、また、身近での環境整備された中でスポーツを楽しみたいという傾向にある。

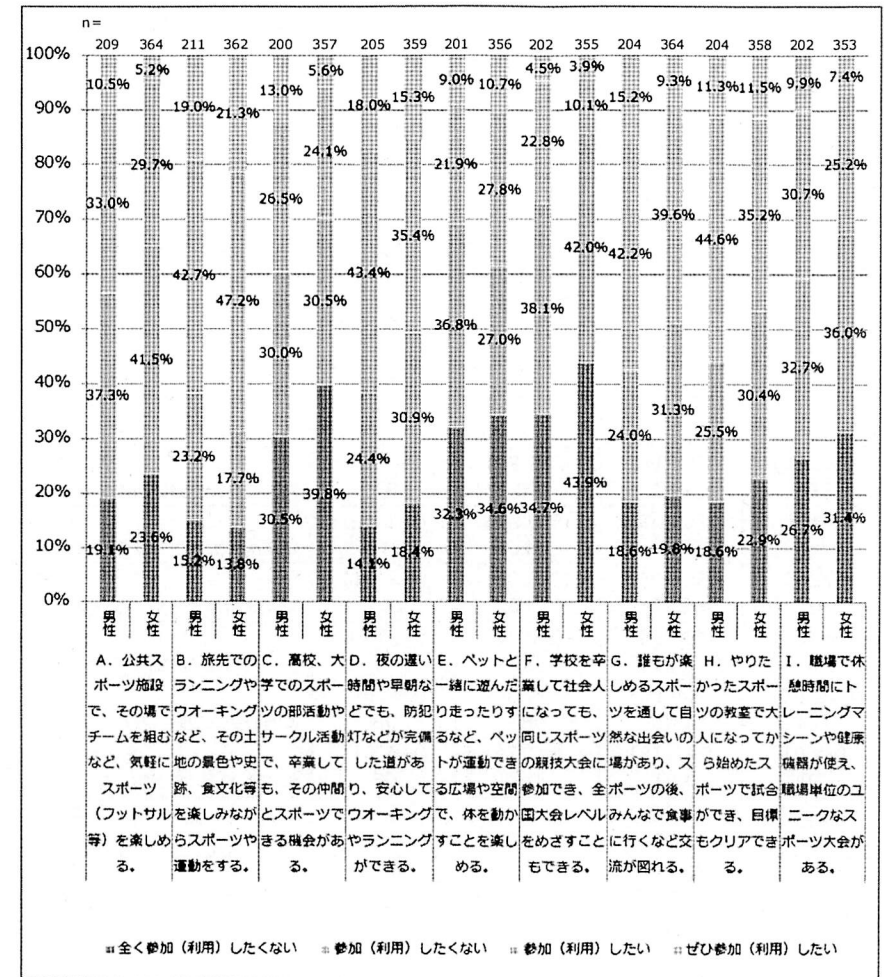
(1) 取組や企画にどの程度参加(利用)したいか

①全体

※有効回答は、無回答を除く回答。

(人)

	ぜひ参加(利用)したい	参加(利用)したい	参加(利用)したくない	全く参加(利用)したくない
A. 公共スポーツ施設で、その場でチームを組むなど、気軽にスポーツ(フットサル等)を楽しめる。	43 (7.4%)	181 (31.2%)	231 (39.8%)	126 (21.7%)
B. 旅先でのランニングやウォーキングなど、その土地の景色や史跡、食文化等を楽しみながらスポーツや運動をする。	121 (20.8%)	264 (45.4%)	115 (19.8%)	82 (14.1%)
C. 高校、大学でのスポーツの部活動やサークル活動で、卒業しても、その仲間とスポーツできる機会がある。	47 (8.3%)	141 (25.0%)	172 (30.4%)	205 (36.3%)
D. 夜の遅い時間や早朝などでも、防犯灯などが完備した道があり、安心してウォーキングやランニングができる。	94 (16.5%)	219 (38.4%)	163 (28.5%)	95 (16.6%)
E. ペットと一緒に遊んだり走ったりするなど、ペットが運動できる広場や空間で、体を動かすことを楽しめる。	57 (10.1%)	147 (26.0%)	173 (30.6%)	188 (33.3%)
F. 学校を卒業して社会人になっても、同じスポーツの競技大会に参加でき、全国大会レベルをめざすこともできる。	24 (4.3%)	84 (14.9%)	229 (40.6%)	227 (40.2%)
G. 誰もが楽しめるスポーツを通して自然な出会いの場があり、スポーツの後、みんなで食事に行くなど交流が図れる。	66 (11.5%)	236 (41.0%)	163 (28.3%)	111 (19.3%)
H. やりたかったスポーツの教室で大人になってから始めたスポーツで試合ができ、目標もクリアできる。	65 (11.4%)	222 (39.0%)	162 (28.5%)	120 (21.1%)
I. 職場で休憩時間にトレーニングマシンや健康機器が使える、職場単位のユニークなスポーツ大会がある。	47 (8.3%)	153 (27.2%)	197 (35.0%)	166 (29.5%)



取組や企画の参加意向について(性別)

11. まとめ

スポーツ・運動を行う、また、継続させるためには、身近な場所で気軽に行うことができる環境が整備されているかが、この調査で浮かび上がるポイントとなる。実施種目は、調査の傾向として、ウォーキング、ランニング、ジョギングの割合が高くなっている。小金井市は北に都立小金井公園、玉川上水側道、南に都立武蔵野公園等、自然に恵まれた環境があることで、スポーツ実施率も60%となっていることが裏付けられていると言える。ただ、スポーツをしたい、続けたいと考えている割合が高い反面、「十分な時間がない」等の理由により、行えない環境にある人へのスポーツを行い易い環境整備が、スポーツ実施率を向上するためには重要と考えられる。また、働き盛り世代への動機付けとして、トップアスリートの試合観戦や交流等「きっかけづくり」が必要と考えられる。

教育委員会の今後の日程

平成28年3月29日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
市立小学校入学式	4月6日(水)	各小学校	全委員
市立中学校入学式	4月7日(木)	各中学校	全委員
平成28年 第4回教育委員会定例会	4月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年度 教育施策連絡協議会	4月14日(木) 午後1時30分 から午後4時30分	国立代々木 第二体育館	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第1回理事会	4月20日(水) 午後2時	東京自治会館 大会議室	鮎川委員
平成28年 第5回教育委員会定例会	5月10日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第60回定期総会	5月19日(木) 午後2時	東京自治会館講堂	全委員
平成28年 第6回教育委員会定例会	5月24日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年度関東甲信越静岡市 町村教育委員会連合会総会及 び研修会(東京大会)	5月27日(金)	東京都八王子市 オリンパスホール 八王子	鮎川委員 福元委員